

第 6 回 大 山 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 2 日)

平成 2 0 年 6 月 1 2 日 (木 曜 日)

議 事 日 程

平成 2 0 年 6 月 1 2 日 午 前 9 時 3 0 分 開 議

1. 開 議 宣 告

日 程 第 1 一 般 質 問

通 告 順	議 席 番 号	氏 名	質 問 事 項
1	18	沢 田 正 己	1. 町道退休寺線の整備について 2. 道路特定財源について
8	8	岩 井 美 保 子	1. (仮称) 大山町農産加工センターについて 2. 大山小学校赤松分校について
2	20	西 山 富 三 郎	1. 企業・職場における公正採用と人権研修 2. 食育計画の策定は
3	3	吉 原 美 智 恵	1. 「メタボ健診」の今後の取り組みは 2. 「大山町 3 チャンネル」の今後の活用策は
4	11	諸 遊 壤 司	1. 小学校下校時に周知放送を
5	2	西 尾 寿 博	1. 「大山北壁の水」 2. 西部圏域のゴミ処理
6	4	遠 藤 幸 子	1. 子育て支援について
7	7	川 島 正 壽	1. バイオマスタウンについて
9	6	森 田 増 範	1. 観光交流センター建設について 2. 産業・雇用活性に産学官総合プロジェクトを
10	14	岡 田 聰	1. 後期高齢者医療制度を問う 2. 漁業者や畜産農家支援を
11	1	近 藤 大 介	1. 行財政改革について 2. 高齢者福祉について

本日の会議に付した事件

1. 開議宣告

日程第 1 一般質問

通告順	議席番号	氏名	質問事項
1	18	沢田正己	1. 町道退休寺線の整備について 2. 道路特定財源について
8	8	岩井美保子	1. (仮称) 大山町農産加工センターについて 2. 大山小学校赤松分校について
2	20	西山富三郎	1. 企業・職場における公正採用と人権研修 2. 食育計画の策定は
3	3	吉原美智恵	1. 「メタボ健診」の今後の取り組みは 2. 「大山町3チャンネル」の今後の活用策は
4	11	諸遊壊司	1. 小学校下校時に周知放送を
5	2	西尾寿博	1. 「大山北壁の水」 2. 西部圏域のゴミ処理
6	4	遠藤幸子	1. 子育て支援について
7	7	川島正壽	1. バイオマスタウンについて
9	6	森田増範	1. 観光交流センター建設について 2. 産業・雇用活性に産学官総合プロジェクトを
10	14	岡田聰	1. 後期高齢者医療制度を問う 2. 漁業者や畜産農家支援を
11	1	近藤大介	1. 行財政改革について 2. 高齢者福祉について

追加議事日程〔第1号の追加1〕

日程第 1 二宮淳一君の議員辞職の件

出席議員（20名）

1番	近藤大介	2番	西尾寿博
3番	吉原美智恵	4番	遠藤幸子
5番	敦賀亀義	6番	森田増範
7番	川島正寿	8番	岩井美保子
9番	秋田美喜雄	10番	尾古博文
11番	諸遊壊司	13番	小原力三
14番	岡田聰	15番	二宮淳一
			(午後5時5分より出席)
16番	椎木学	17番	野口俊明
18番	沢田正己	19番	荒松廣志
20番	西山富三郎	21番	鹿島功

欠席議員（1名）

12番 足立敏雄

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 諸遊雅照 書記 …………… 柏尾正樹

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	山口隆之	副町長 ……………	田中祥二
教育委員会委員長 ……	伊澤百子	教育長 ……………	山田晋
総務課長 ……………	田中豊	中山支所総合窓口課長 ……	山下一郎
大山支所総合窓口課長 ……	麴谷昭久	企画情報課長 ……………	小谷正寿
住民生活課長 ……………	小西廣子	税務課長 ……………	野間一成
建設課長 ……………	押村彰文	農林水産課長 ……………	池本義親
水道課長 ……………	船田晴夫	福祉保健課長 ……………	戸野隆弘
人権推進課長 ……………	近藤照秋	教育次長 ……………	狩野実
学校教育課長 ……………	西田恵子	社会教育課長 ……………	小西正記
幼児教育課長 ……………	高木佐奈江	観光商工課長 ……………	福留弘明
大山振興課長 ……………	齋藤淳	診療所事務局長 ……………	中田豊三
地籍調査課長 ……………	種田順治	農業委員会事務局長 ……	高見晴美

午前9時30分開会

開議宣告

○議長（鹿島 功君） みなさんおはようございます。ただいまの出席議員は19人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

----- . -----

日程第1 一般質問

○議長（鹿島 功君） 日程第1、ただいまより一般質問を行ないます。通告順に発言を許します。18番、沢田正己君。

○議員（18番 沢田正己君） おはようございます。私は通告してありますとおり町道退休寺線の整備について、町長に質問いたします。

町道は、国道・県道とともに道路網を形成する重要な道路です。大山町総合計画では、町道については、整備が進んでいるが、今後とも国道・県道の幹線道路を補完し、町民の生活に密着した安全で快適な道路を計画的に整備する必要があるとされています。

そして、その基本計画の中に、町道退休寺線の整備計画があります。退休寺線は、退休寺集落と県道下市赤碕停車場線を結ぶ生活道路であります。一方では観光への活用も期待できています。

この道路につきましては、十数年前に中山町でこの計画をし、国道から退休寺の大型農道のところまで、現在2車線を引いております。そういうような計画の下にだいたい合併ということがなければ、もう既にかかっていると思いますけれども、ところがその合併に伴いまして、合併協議会の中に、総合的にその計画をしてくださいということで、退休寺の大型農道から退休寺の寺までの距離はだいたい700メートルぐらい、その中に文化財があるということも知っておりますけれども、だがしかし、文化財に押されて町道がつかないということについては、いささかその疑問を感じるわけでございます。

そういうことから、町といたしましてでも、是非この道路は付けなならんということをおっしゃってございまして、道路の最終退休寺集落地内には、山陰地方最古の曹洞宗の名刹金龍山退休寺があり、勅使門、土塀、それから後小松天皇直筆の勅額など、価値ある文化財が多数現存しております。名刹金龍山退休寺を全国に広めるためには、この道路整備は是非必要であると考えます。整備の時期はだいたいいつ頃だろうかということをお聞きしたいと思っております。

町長、今日は退休寺の方からたくさんの方が応援に来ていただいておりますので、大変いい答弁をしていただくことを期待しておりますので、よろしく願い申し上げたいと思っておりますが、この際、その退休寺というものについていったいどのくらい人が知っているんだろうかということをお簡単に述べてみたいと思っておりますが、延文2

年に開祖して退休寺にはどういう方がと言いますと、源翁和尚というえらい坊さんがおられてですね。その坊さんが法を広められまして、ところがそれに感動されたのが、石井垣の城主笹津豊後守というお殿様が、そういう何なら寺を建ててやろうということで退休寺という寺が建ったわけでございます。その後におきまして源翁和尚は、法の縁に結ばれまして、後小松松天皇がそういうえらい坊さんならひとつ名前も付けてやろうということで、この名前が能昭法王禅師という勅使号をもらっておられまして、その時に金龍山という額縁もいただいたわけでございます。そういうことから退休寺という寺につきましては、こら近郷近在からこういう立派な寺はないぞということで、それが証拠には、東の方は笹津赤碕の笹津のところからずっと1丁目の地蔵さんが並んでいる。それからこっち灘側からいいますと、玉知という商店があります、下市に。あそこからずーと1丁目ごとに地蔵さんがすけてある。地蔵さんを並べるほどの寺というものは相当なものであるというふうにわたしは感じとっています。

それから昔から言いますように、お釈迦さんのまつりだっていうと退休寺は、お釈迦さんのまつりで甘酒を飲まんと繁盛しませんよと。特に占い師の細木和子が言っております。「とにかく人生というものは、墓を大事にきなさいよ。先祖を大事にきなさいよ。墓や先祖を大事にせんものは、貧乏しますよ」ということを言っております。悪いですよ、とにかく生活が悪くなってきましたよということ。

ところが、おら退休寺を見るときに、だいたい40年代まではみんなが甘酒を飲みに行ったもんです。大変なまつりをしたもんです。ところが最近は忙しくなって、ひとつも、まあひとつもって言えば叱られますけど、だいたい参り手が少なくなって、おれ自体も参らんようになってしまった。そういうことからしてみると、やっぱり細木が言うように寺や何かというものは祭らんと景気がよならんもんだなど。ところが退休寺辺りもあんまり景気がよならんけ、生活の景気も悪くなる。その昔ほどの景気でない。米辺りでも、あんたみてみない。一俵が7千円だで。5年先には2万円しようったんが2万円。

そういうことからして、寺というものは非常に大切であるということを知っていただきたいと思っております。そういうことで私は、とにかく40分という何をもらっておりますので、それで町長にひとついつ頃付くのか、それから退休寺の今傍聴に来ておられる方に喜んでいただけるような回答をしていただきたいというふうに考えますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長、それでは沢田議員さんの退休寺線の整備について答弁をさせていただきますが、久しぶりにたくさんの方の傍聴がおこしいたいて、この頃テレビでの傍聴者という方が多くなっているところではありますが、そういった意

味では、今日たくさんお越しにいただいておりますおるところであります。早速今の町道
退休寺線の整備について答弁をさせていただきたいと思っております。

御指摘のように、町道退休寺線の整備につきましては、平成18年6月に策定を
いたしました大山町の総合計画の中におきましても、町道整備の主要な事業と位置
づけ整備の必要性は示されておるところでありますし、私もその必要性は認識はし
ておるところであります。

この道路の整備の目的としては、先ほどご案内がありましたように、名利金龍山
退休寺、これと県道下市赤碕停車場線を結ぶ観光道路として整備するという位置づ
けにしてあるところであります。観光道路としての機能を持たせるということにな
りますと、大型バスの走行などができるような幅員を確保していかなければならな
いというふうに考えておるところであります。退休寺集落の西側に道路を新設す
る案もそういった観点から現在検討はしてきておるところであります。

古い歴史を誇る退休寺の周辺ってというのは、埋蔵文化財の包蔵地であると言われ
ておりまして、事業を実施するにはその文化財の保護と道路の新設、この調整が重
要な課題になってきておるところであります。

現在、図面上ではあります。何案かのルート選定は行っております。計画を進め
るにあたりましては、先ず埋蔵文化財の調査を行いまして、退休寺の古墳群をなる
べく避けようとしながら、文化財保護が可能なルートが存在するのかどうか判断を
することから始めていかなければならないというふうに思っております。道路も当
然大切であります。古い歴史のあるお寺だけにやはりその回りにある文化財とい
うのもやはりきちっと考えていかなければならないというところ。その課題を今
整理をしておる、というところがございます。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 沢田正己君。

○議員（18番 沢田正己君） 何かしらここに上がったあがったような気が
して言うのを忘れてしまっておりまして、実はこの道路の必要性というものにつ
いては、中山町の場合もバスが入るように道を広げました。ところが最近バスの
形が大きくなって、入ったのはいいけれど、曲がる場所がないがなっているよう
なことで、ところがその私も見たわけでございますが、観光の方または信者の方
たちがお参りされるのは、たいてい大型バスで来られる。ところが大型バスが入
って曲がる場所がないぞというから、大型農道から歩いて700メートルという距
離を歩いて参詣しておられる。その姿を見たときにはこりゃ早ことつけないけん、
文化財も必要かもしれんけれども、やっぱりせつかく来られた観光、信者の方
に対して、こりゃ大変申し訳ないなというふうに考えますので、強くこのこと
について、もう一度町長にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願
いいたします。できるだけ早く付けてやるよということを一言言させていただ
きたいと思っております。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。再質問に答弁をさせていただきますが、先ほど申し上げましたように、その必要性っていうのは、十分に私の方としても承知をしているところでございます。したがって、合併前で中山町の取り組みであったということも経過も知っておりますが、たとえ合併していなかったとしても文化財の問題というのは同じような課題としてなっておるのではないかなというふうに思っております。おっしゃるように、今大山町としてもできるだけ多くの方にお越しいただいて、町内にできるだけ長い時間めぐっていただく、そういったことを取り組むために、この度観光交流センターというものを作るわけでありまして、そこからまた退休寺へのご案内ということも当然今沢田議員さんがおっしゃったような、お寺のいわれ等も含めてですね、ご紹介をしながらそちらに行ってくださいようなそういったルート設定をしなくちゃならないと思っておりますので、そういった意味では、おっしゃる必要性、よく分かっておるつもりであります。そこら辺をこれから急いでやらなくちゃいけないんですが、今「はい、来年にします。」「さ来年にします」となかなかはっきりしたことは申し上げられないというのは、やっぱりその文化財の、これもまた掘ってみてどんなものが出てくるかといういろいろあるんだろうと思っております、そこら辺で歯がゆい思いはよく分かるんでありますが、そういった皆さん方の思いを組み止めながらできるだけ早い整備に向けて取り組みたいというふうに思っております。これくらいでよろしゅうございますか。もし、詳しい状況、今の取り組み状況が必要であれば、担当課長の方から答弁させていただきますが、そういったことで今取り組んでおるところでご理解いただければなというふうに思う次第であります。

○議長（鹿島 功君） 沢田正己君。

○議員（18番 沢田正己君） 町長の今よく分かっていると、時期が来たら付けてあげますということの解釈をして問題を次に移りたいと思います。

2番目に道路特定財源についてということで通告をしております。

道路特定財源の暫定税率問題で、政治は多いに混迷しました。4月末にようやく関係法案が成立し、やれやれといったところでございます。

しかしながら、道路関係法案の成立の遅れにより、本県の道路予算は著しく影響を受けたと聞きますが、本町の道路予算、譲与税、交付金への影響はどうだったか、また道路特定財源のあり方や用途について、さまざまな方面で議論が行われております。見直しが進んでいますが、山陰道の中山・下市間はいつごろ開通する見通しでございますか。私が申し上げたいのは、だいたい車を持っているのは、いったいどこが持っているか。地方が持っている、ほとんど。この前の新聞辺りを見ると、なんと油代が174円と。「いや、これから先は、車には乗りませんわ。バスや電車

で通勤しますわ。」都会の人はそう言って逃れられますけど、われわれ地方の方においては、「ならねこで押すだかえ」油が高いって言ったって他の仕事するだかえ。」ってこりゃあ百姓屋には絶対油がなければやれん。何ぼ高かても乗らないけん。その財源はどこに入る、みんな道路財源に入る。都会の方の、油はどげでもいいがな、使わせんでもいいがなっていう方にですな、そりゃあ、工事の方はどんどんどん、都会ばかり済んで、鳥取県辺りはその後が出て、いったいどげになっておっだいやって。本当にこれは、福田内閣が内閣になられたときに、地方を優遇せならんって言って、優遇どころかあんた、ええ例がですよ、あそこの淀江から西の方に向かうときに有料ですよって行って150円。ところがその150円がおして、おしてだないええがな、5分遅れてでも150円儲かるだけ、という考え方から通らんがな。ところがタダになったら、御来屋からの道路の車の交通量、どげなんだいや。結局それだけ地方は財政が苦しいんですよということがおら証明されていると思います。ですからこの地方の方がですな、これだけの油代を払い、税金を払い、道路財源に使っているその油代がですな。鳥取県がいつ付くだやら、10年先だとか何とかって、何てことだいやっておら言いたいわ。

ところがこの度、漁業組合の連中が、東京に陳情にあがった。ところが陳情に上がってなんと油代が高くてかなわんが、何とかありませんかって言ったら、「そりゃあ国会議員の先生方に頼みなさいよ。」ということの回答だった。こりゃあ新聞に出ておった。そりゃあ確かに国会議員が全部決めることではあるけれども、ところが鳥取県の国会議員、何しとるだっておら言いたい。本当の話はこれだけ我々が血税で、油代を払っているのなら、もっと早く下市、赤碕中山間は付けていただきたいというふうに念ずるのは、私の願いでございます。

まあ、町長の聞いてもなかなかそりゃあ、答弁はしにくいわいやと言われるかもしれませんが、やっぱり会うごとになんと一つ早いこと頼みますがなっていうことを言っていただきたい、その決意のほどを町長に問うてみたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。それでは沢田議員さんの道路特定財源についてのご質問に答弁させていただきます。

道路整備財源の柱となりますガソリン税などの暫定税率が4月30日に、そして道路整備費の財源等の特例法案が5月13日に成立いたしまして、ようやく平成20年度の道路予算の執行がスタートしたところであります。

本町では道路整備の関係法案が成立するまでは、事業の執行を保留しておりましたが法案成立を機に今執行を始めたところであります。

税制関係法案の成立の遅れによる本町への影響でありますけれども、歳入欠陥が

生じた結果として地方道路譲与税にどれだけの影響が出るのか現時点では把握はできておりませんが心配はしております。交付金事業につきましては、国からの交付決定が5月28日と例年に比べ2カ月ほど遅れが生じましたが、額について影響は受けておりません。

道路特定財源の議論の中で、国土交通省の予算配分方針が示されましたが、今後、地方にとって厳しい予算配分になるのではないかと心配いたしております。

このような状況の中で、先ほどご質問のあるように町内の山陰道の全線開通の見通しということでありまして、国土交通省からは「事業着手してから完成まで概ね10年位かかる」という説明は受けておるところであります。この10年を短縮する方法といたしましては、勿論山陰道への予算の配分ということもありますけれども、用地取得やあるいは先ほども問題がありましたけれども、埋蔵文化財、こういったものの調査、こういったものを早く進めることによって時間を短縮していくことに繋がるのではないかなというふうに思っております。

町といたしましても、山陰道の早期開通に向け積極的に要望活動を行っておるところでありますし、住民説明あるいは用地取得、埋蔵文化財調査等、出来る限り国に対して協力もしていくように今取り組んでおるところであります。いずれにしても一年でも早い完成をわたしも強く要望し続けているところでございますので、皆さん方のご支援をよろしくお願い申し上げて答弁とさせていただきます。

○議長（鹿島 功君） 沢田正己君。

○議員（18番 沢田正己君） ただいま町長の方から、一生懸命努力しますということでございますけれども、町民の方がこれなら仕方がないなど、いや町長は一生懸命努力しとるなあということの姿を見せていただければですな、ひとつ住民の方も「そうか、そういうことなら仕方がないか」というような、納得も付くと思えますし、特に都会の方は1軒内に1台車が無いですよ、本当に。そんなにおまい都会の方はどんどんどんどん整備するし、一番ようけ税金を払う田舎の方には、待てよ待てよ、こら10年先だぞって。そこら辺のことをもういっぺん町長にお聞きしたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。再答弁に答弁させていただきますが、沢田議員さんおっしゃるとおりでございます。そういったことは常日ごろわたしも機会あるごとにそういった要望もしておりますし、また発言もしております。国会議員、最終的には国が決める道路でありますので、国で優先順位を付けていただかなければならない、そういうふうに思っております。わたしがひとり、大きな声をして「早くここに道路付けろ、道路付けろ」とわたしが頑張ってるけん、なら付けたらかっていうわけにはなかなかかならんのが現実でありますので、やはりそれは

世論として国の施策として、高速道路というのは、やっぱりネットワークをきちっと作っていくということがまず最優先ではないかということはこの頃いろんな場面で言わせていただいております。

道路整備については、道路特定財源、これはおっしゃるとおり地方の方が、負担は多くしておるわけでありまして、今まで道路の整備の順番としては、交通量の多いそういった都市部から整備をされてきたところであります。ご承知の方もあろうかと思っておりますけれども、今東京では地下にまた高速道路をどんどん作り続けておるところでありまして、地上の首都高が混む、それで今度は地下に高速道路を作ろうということで一部開通しておりますけれども、その方に莫大なお金が投じられておるわけでありまして、で、われわれとしても当然その必要性というものは分からないわけではございませんけれども、まずは高速道路というのは、基本的にはネットワークとして全国まずこれは国の責任できちっと繋ぐということが、これはこの地域の経済の活性化だけではなくて、やはり国防の上からも大災害の時、有事の時、いろんな場面で封鎖をできる道路というのが、やはりルートとしてきちっとネットワークが組みまれていまして、国の一大事の時に、やはり国民の安全を守れないだろうというふうな思いを持っておりまして、この頃はそういった観点の中で、決して交通量とかあるいは費用対効果、こういったことで高速道路は論じるべきではない。したがってこちらの方のまだつながっていないところ、こういったところを優先的に道路は整備するべきではないかというようなことも、われわれとしての、わたしだけではなくて、鳥取県としてもそういった主張の中で、今これから秋に向けて、道路の中期計画、5カ年が立てられるところでありますけれども、その中に優先的に組み込んでもらうように、これはわたしだけではなくて、県をあげて当然大きな声を上げていかなくちやならないというふうに思っております。

そういった中で特に重要なのは、都会の方々の、まあマスコミの方も含めてでありますけれども、そういった方々にやはりこの地方、地域の実情というものの、道路の必要性というものをそういった観点から理解をしていただかないと本当に少数の声をこちらで上げていても国の施策として世論形成していくことができないんじゃないかというふうに思っております、やはりそういった意味からは町民の皆さん、そして多くの皆さんが都会に暮らす皆さんに、やはりこの地域の道路の必要性というものをしっかりと声を上げていただくということを一緒に取り組んでいただかなければならないというふうに思っておりますので、どうか今後もみんなと一緒に取り組みたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げたいというふうに思うところであります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 沢田正己君。

○議員（18番 沢田正己君） 終わります。

----- . -----
○議長（鹿島 功君） 次、8番、岩井美保子君。

○議員（8番 岩井美保子君） 8番議席の岩井でございます。通告にしたがいまして2項目の質問をさせていただきますが、始めに町長にご答弁をいただきたいと思っております。2番目に教育委員長をお願いしたいと思っております。

1項目は、仮称ではありますが、大山町農産加工センターについてということで質問をさせていただきます。以前に財団法人・大山恵みの里公社の素案が、全員協議会などで詳細にわたって示されております。その後どのようにされたのか、今後の取り組みをどのようにしていられるのか、変更はないのかということをお伺いしたいと思います。

資料はこういう緑の資料にわたしは基づいて質問させていただきたいと思っておりますし、それから振興課が出されましたこういう、今日お持ちじゃないでしょうか、を持ってきておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。それでは岩井議員さんの質問に答弁させていただきます。大山町農産加工センター、この整備計画は、その後どうなっているのかというご質問でございます。

この施設につきましては、町内産の農産物の高付加価値化あるいは供給力の強化、加工品の開発や料理メニューの磨き上げなど、こういったことを図る目的で、「大山恵みの里づくり計画」の目標のひとつである雇用・所得を増やすための核になる施設であると考えておるところであります。

以前に先ほどお話がありましたように、全員協議会でご説明申し上げ、いろいろご意見をいただいたところではありますが、そういった段階では、地産地消の具体的な仕組みづくりがまだ十分に煮詰まっていなかったことや設置の場所、これにつきまして最終調整ができなかったことなどのために、少し時間をかけて検討・調整すべきであるというふうに判断をいたしまして、平成20年度の当初予算には計上はいたしませんでした。

課題の調整ができた段階で、また議員のみなさん方にも計画内容を詳細にお話し、ご意見をいただきながら、改めて説明をしていく考えでおるところでございます。

そういった準備が整いますれば、国等の補助の補助金、特定財源、これが確保できるようであればあるいは今年度中にも補正の対応をいただいて着手していきたいというふうに考えておるところでありまして、今その整理をしておるところだということでご理解いただければなというふうに思うところであります。したがって、これは設置するという考え方で今進めておるところのご理解いただければと思っております。以上であります。

○議員（8番 岩井美保子君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 岩井美保子君。

○議員（8番 岩井美保子君） そういたしますと、今までいただいたこの資料に変更があるということですよ、数字に関して。いろいろとね、このいただいております。例えば農産加工施設整備事業ということですね、1億4,884万8,000円の計画でありまして国や県が出していただく交付金などがありますが、そのお金が7,400幾らとかそれから地方債はいくらとか、というような数字を細かく書いたものをいただいているんです。そういうことは、今後変更があるということですよ、町長さん今答弁されたのを聞いておりますと、これから詰めていくんだということだったようにお受けいたしました、それで間違いはありませんか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。再質問に答弁させていただきますが、先ほど申し上げましたように、昨年議員の皆さんに全員協議会でお示しをし、いろんなご意見をいただいたところであります。そういった課題をもう一度整理をするということで、今年度の当初予算を見送ったというふうに申し上げました。したがってその説明をした時には、今年度の予算計上をするという考え方の中で、お示しをしておりますので、そういった具体的な数字も当然入ってるわけでございます。

まあしかし、そういったいろんなご意見をいただく中で、一度少し時間をかけてみようかということで20年度の予算、というか計画から一度落とすわけでありまして、したがって今それをもう一度見直しをしてるところであります。ですからそういった意味ではその数字についても変わる可能性もあるというふうに思っておりますし、それからお示しをした内容についても、少し変わってくるということもあるのではないかと。これは今計画の内容の詰めを急いでおりますので、早晚皆さん方にもお示しをし、またご意見をいただく機会があろうかというふうに思っております。したがってその計画はたたき台ではありますから、それが少しでも変わるのか変わらないのかと言われると、やはりどこか見直しということになれば変わってくるという点もあるのではないかなというふうに思っております。以上です。

○議員（8番 岩井美保子君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 岩井美保子君。

○議員（8番 岩井美保子君） それでは、確認をさせていただきますが、目処はいつごろお付けになりますでしょうか。そして、議員のみんなにはいつ頃その内容を明らかにしていただくことができるのでしょうか。最後にそれをお聞きしたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。再質問であります、作業の手順なり時期というこ

とでありますので、今取り組んでおります大山振興課の方から答弁をさせます。

○議長（鹿島 功君） 大山振興課長。

○大山振興課長（齊藤淳君） 岩井議員のご質問でありますけれども、基本的にいわゆる農産加工施設に農産物をどういうふうな形で仕入れて、どの辺に売っていくのかというふうなことをですね、具体的に十分な詰めができていなかったというふうなことがありますて、現在町内の飲食店ですとか、あるいは旅館ですとか、給食施設、学校給食施設、あるいは病院ですね、そういったところに具体的にどういうふうなものをどういう形で利用したいのかというふうなことも、今調査をしましてある程度回収できている段階です。それから、先般ホープタウンにも大山町コーナーを設けましたけれど、その際、町内の加工施設にも農産物を供給してもらうというふうなことでですね、お話をしているところであります。まあ、そういうふうなことがある程度整備できつつありますので、おそらく9月に定例議会までにはお話ができるのではないかなというふうに考えております。以上です。

○議員（8番 岩井美保子君） はい、了解しましたので次に入ります。

○議長（鹿島 功君） 岩井美保子君。

○議員（8番 岩井美保子君） 失礼しました。次の項目は、大山小学校赤松分校について質問させていただきます。赤松分校については、地元の皆さんとの話し合いがもたれているところだということを伺っております。内容はどういうことだったのでしょうかということをお伺いしたいと思います。

先日ですが、6月10日の教育委員会は傍聴をさせていただきましたので、その当日の内容はわたしはよく承知をしておりますので、それは省いていただいてもいいかと思いますが、6月19日には、教育民生常任委員会でこの会期中に視察をさせていただくこととしております。どうぞよろしくご回答お願いします。

○議長（鹿島 功君） 教育委員長。

○教育委員長（伊澤百子君） 岩井議員さんの大山小学校赤松分校についてのご質問にお答えいたします。今一連のことで大変問題になっておりまして、皆さんもご心配かと思えます。一連の経過も含めてお答えをしたいと思います。

大山小学校赤松分校の耐震化につきましては、昨年9月議会で耐震補強設計の補正予算を議決していただきました。11月に耐震設計に取りかかりましたところ、建物の構造上の問題で設計が評定されず、今年度の当初予算には耐震補強工事費を盛り込むことができませんでした。

この5月になりまして設計業者より、より精査をいたしました設計書が提出され、その中味は、まず工事費は7,700万円である。工事期間は3カ月、そして現在の校舎は、学校施設としての使用は危険度が高いというものでありました。その報告を受けまして、すぐに開きました教育委員会で、最終的には、専門家の意見を重

視をして、こういう結果が出た以上で、早急に赤松分校の児童を本校で授業措置をすることとしようというふうに決めたところです。

その後、また本校での受け入れ体制の整備やまたマイクロバスの配置などを進めていながら同時に分校保護者への説明会を開きました。しかし最終的には、保護者の方の総意といたしまして、「緊急措置の必要は理解した。しかし、本校での授業には同意ができない。何とか赤松の地域内で授業をして欲しい」という強い要望の返答がありました。

そうした経緯の中で教育委員会としては、まずとにかく緊急避難を最優先とするという観点から、6月1日に引越しをいたしまして、6月4日から赤松分校の新体育館、これはI S値一応クリアしておりますので、その中で臨時のパーテーションやロッカー、本棚などで仕切りをいたしまして、授業を開始したところです。ただいまそういう形で子どもたちは授業を受けているということです。

体育館での学習は、決していい学習環境とは言い難く、児童に十分な学習が保証できないとわたしどもは考えておりますので、保護者の方の気持ちも汲みながら、しかし今後も継続して話し合いをしていくという所存でございます。

教育委員会としては、この緊急措置とは別に町内のどの子どもたちも安心して学べる教育環境を整備するということが使命でありますので、学校施設の耐震化、特にI S値0.3未満の施設の耐震化につきましては、緊急を要するというふうに考えております。

合わせて現在、教育審議会に「大山地区の小学校のあり方について」諮問をしているところです。委員の皆さまがすでに協議をいただいているというふうに思っております。今年いっぱい12月頃には答申をいただけるかと思っております。

こうした状況も踏まえまして、赤松分校の耐震化は、赤松校区だけの問題としてだけではなくて、広く大山町全体の教育環境整備として捉え、地元の方々や、町民の理解を得ながら、子どもたちのためにもできるだけ早い、しかもいい結論を出していきたいというふうに考えておりますので、ご理解やご支援をお願いしたいと思います。

○議員（8番 岩井美保子君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 岩井美保子君。

○議員（8番 岩井美保子君） 詳しく今までの様子をお聞かせいただきましたが、答申が12月ということですが、それがちょっと遅いじゃないかと思うわけですが。答申というのを最初に決めて掛かれるんですから、今変更はできないものではないかということと、それからこの環境で本当にこの梅雨、それから夏、子どもたちが安全に過ごすことができるのか。

昨日の新聞でしたか、山陰中央新報には、このような記事が出ておりました。こ

れを見ましてですね、本当に環境、この環境で子どもたちが、12月まで勉強しているんでしょうかということをお聞きし、率直に感じました。まあ、答申が12月ということで目処も12月ということになるかと思えますけれど、もう少し早く、そして教育委員会のリーダーシップを発揮いただかなければ、あとで課題があって大変なことになったということをお招く恐れがあるんじゃないかという危惧もしております。そういうことのないように委員長さんは、本当に真剣に考えていただいて、課題を、今、今月の始めに、体育館を仕切ったということでしたので、何日か勉強しているわけですが、子どもたちは、課題はどんなことがあったんでしょうか、それについてちょっと掘り下げて少しお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（鹿島 功君） 教育委員長。

○教育委員長（伊澤百子君） はい。今の岩井議員さんからの再質問でございますが、詳細につきましては、事務局がお答えをいたしますけれども、私個人の思いといたしましては、まず教育審議会に諮問をしております大山校区の小学校の在り方というのも大変に重要な問題ですので、答申を出していただくまでには、しっかりと論をしていただく必要があるかなど。で、その過程の中では、また学校を見ていただいたり、赤松分校のみではありませんので、大山小、大山西小含めまして、また地域の方のお声も聞いたりして答申は出していただくものだと思いますので、年内いっぱい掛かるかということも、掛けても、掛けなければならないほどの大切な問題ではないかというふうに思っております。

ただ今回の緊急避難の処置と申しますのは、赤松の新校舎で結果的に子どもたちは今学習をしているわけですが、それにつきましては、別問題、そのこととは別問題ですので、わたしども教育委員会としても本校で子どもたちを学ぶのが、静かに勉強ができるいい環境ではないかというふうに思っているいろいろお話をしてきましたし、赤松分校の保護者の方々も何度も何度もお集まりになりまして、わたしもその中に入れていただいたんですが、非常に赤松分校を出てしまう、これは緊急避難ではあるけれど、結果として統合に繋がるのではないかという危惧を強くもっていらっしやいまして、とにかく今は子どもたちを赤松の地内で、学ばせたいという、その思いがまだ大変強うございます。ただ現実には体育館の方に移って今子どもたちは勉強をしているわけですが、この間もわたしも行ってきましたけれども、まあ元気に、まだ移ったばかりですが、元気にやっておりますけれど、当然日々進んできますと、体育の授業の問題、理科の授業の問題、さまざまところで問題は起こってくると思っております。先生方もご苦労なさるというふうに思いますし、その中でやっぱりここで勉強を続けていくことは難しいかなというふうなこともいくつか出てくるかもしれません、わたしども教育委員会はいつでもそういう問題に出来る限り、子どもたちのことを考えて対応していきたいと思っておりますし、場合に

よってはまたその過程の中で場所を変えるということも出てくるかなというふうに思っております。ただ今のところは子どもたちは元気に、自分たちの学校なんだという思いでそこで勉強しているという現実であります。詳しくは事務局の方が答えますので。

○教育次長（狩野 実君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 教育次長。

○教育次長（狩野 実君） 失礼いたします。そうしますと具体的に今の状況等についてお話をさせていただきます。

まず今の子どもの状況ですが、6月4日から今の体育館での措置が始まっています。実際に今ちょうど夏場でして、体育辺りですと水泳の授業があったりしてますし、まだ一週間経過したところということで、先ほど委員長の方からありましたように子どもたちは元気に教育活動をやっているというのが現状ではあります。ただ今後、期間が長くなってきますとさまざまなことが想定されます。例えば、ワンフロアの中を仕切っておりますので、授業が早く、複式の関係があって4クラス今あって、4つに仕切ってやっているわけですが、授業が早く終わったところ、まだ授業やっているところ、終わったところは「終わった」ということで、ぱっとこう開いたスペース、体育館の方出てくるわけですが、やってるところはまだ算数の問題をじっくりまだ一生懸命考えているところもあたりで、集中力が切れやすいというのか、まあそういう環境も既にちょっと姿は見たところであります。それから特別教室というのが、学校にはあるわけで、一般の授業をする教室と、例えば家庭科をやる部屋、図工をやる部屋、あるいは図書館、そのような部屋はいくつかあるわけですが、そうした部屋が今使えない状況ですので、全てをワンフロアでやる。給食の配膳、これもワンフロアでやる。そういうようなところで安全、給食なんかで言えば安全上の問題も出てきますし、それから授業の方では、特別な施設のために特別教室を作っているわけですが、そういう施設が使えない状態での授業しかできないということで、目にはなかなか子どもたちの実感としては、それが支障として移るかどうかわかりませんが、授業をする側、そういう条件を整備したり提供する側としては、満足な教育環境を提供したということにはならない状況があるというふうに認識しております。それから体育も、天気がいい、今あまり雨も降りませんので外を使ったり、先ほど言いましたプールでの授業ということになるわけですが、今後梅雨の時期あるいは万が一冬場ってということになりますと、雪が降ったり雨が降ったり、体育できるのも体育館の中ということですから、隣りで算数や国語をしている中で体育をする、あるいは音楽で歌を歌うクラスがあれば、国語や算数をやっているクラスもある、そういうようなことも充分想定をしておりますので、非常に今の環境では、非常に不十分な状態であるというふうに認識して

います。

また体育館ですので、天井が非常に高いその中、暖房、まあ冷房は教室の方にも無かったわけですが、暖房が必要な時期、ストーブを少しぐらい入れ込んでも暖房はできない、あるいは雨が降れば屋根がトタンのような屋根で音がですね、体育館ご存知のように大きな音がします。雨が降れば音で今度は授業の方の声がかき消されていく、そういう不十分な状態が在ると思っています。

それから教育審議会の関係ですが、先ほど12月ごろ遅いのではないかというご指摘でした。今できるだけ早く前倒しをしながら、結論が出せないかどうか、今進めておりました、次回と言いますか、予定では7月の頭、7月1日に次回の審議会予定しておりましたが、急遽、日がもてないかということで委員さんの方調整をさしていただいて来週には、会を持つ、あるいは分校の視察、本校も含めてそういう視察も入れたりですね、できるだけ前倒しをしながら、早いうちに結論が出せればなという思いで今委員さんの方にも説明もし、場の設定もさしていただいているところであります。ただまあいつになるということが、今ちょっとお約束ができないですけれど、できるだけ早い時期にとりまとめができればなというふうに考えているところであります。以上です。

○議員（8番 岩井美保子君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 岩井美保子君。

○議員（8番 岩井美保子君） 詳しく説明をいただきました。確認になりますけれど、それでは耐震は答申が出てからということとではしょか。耐震問題は、どういうふうになるんでしょうか。それを直して校舎を使うということを前提に今緊急避難を子どもたちは体育館で勉強しているということになるんでしょうか。ということが1点と、それから今次長さんにもお聞きしたんですが、課題があつてそれは十分に認識しているということだったんですが、教育委員会として本当にこれですつとやって、答申が出るまでやってていいのかという思いといえますか、その教育委員会としての決断という政治的といえますか、そういうようなことには、どのようにお考えになっておりますでしょうか。ちょっとだけお聞かせいただけたら、2点お願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 教育委員長。

○教育委員長（伊澤百子君） はい、また後ほど事務局に。先ほどのことですが、耐震化の問題ですが、先ほどの答弁でも触れましたけれども、町内の子どもたちすべてがやはりIS値をクリアした安全な建物で勉強、環境を整備していくということは教育委員みんなの思いでございます。ただ赤松分校の場合は、やはり想定した金額よりかなり金額的に多かったということと、それから期間もまた非常に長くかかるといったような問題もありますので、広く町民の皆さまにもご理解やご意

見を賜らないと決定できないところもあるかなというような思いもいたしております。はい、のち後は詳しくは事務局お願いいたします。

○教育長（山田 晋君） 議長、教育長。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 質問にお答えいたします。2点あったかと思いますが、1点は耐震工事についてどういう見通しかということでございます。昨年来、赤松分校の耐震工事については当初1カ月2,000万程度、こういう範疇の中でいろいろお願いなどをして進めてきていたわけですが、今回工事期間も金額も3倍近くになったということで、耐震工事を前提にしてもものが動いているわけですが、選択肢が少し増えたかなと思っています。耐震工事をするという考え方のほかに、そこまでお金を出すのならば、新しく建てるというのはどうなるのか。とか、例えばあるいは工程のことが出れば、合意が得られればそういう選択肢もあるのかな。したがって耐震工事を前提として今いろんな協議をしておるわけですが、選択肢の幅が広がったと。そのために多くの方の意見をいただいて合意を得てやっていきたいと、こういう具合に思います。

それからもう一点、現状のままかどうかということではありますが、審議会というのは、わたしはとても大事な機関だと思っています。今後どうあるべきかということは本来教育委員会、教育委員6名で方針を決めて町長部局に考え方を伝えていく、そういう大事な機関なんです。事の内容が非常に大きいために、教育委員が決断する、審議する前に専門的な意見や幅広い意見をいただくという意味で審議会という非常に大事な機関を設けておりますので、やっぱりそこでしっかり話をさせていただいて、その答申を受けて6人の教育委員がやっぱりそういうものを踏まえて方向を出していくということが必要だと。で、そういう一連の流れは、町民の方に理解をいただきながら、見える形でやっていきたいと思っています。それとは別にですね、緊急措置というのは、そういう一連の動きとは別に当面、安全の中で、しかし学習環境も比較的整っている本校というところにわたしどもは固執しておりますので、ここについては、二つのものを含めて、赤松のPTAの方や地域の方にも理解をしていただくように努力をして、今議員がおっしゃったとおり、冬までこういう現状を放置するというような考えは毛頭ありませんので、もう少し努力していきたい、こういう具合に思っています。以上です。

○議長（鹿島 功君） 岩井美保子君。

○議員（8番 岩井美保子君） 了解いたしました。後は教育民生常任委員会の方で詳しくまた質問させていただきます。ありがとうございます。

○議長（鹿島 功君） ここで暫時休憩いたします。再開は10時40分からしたいと思います。

午前 10 時 29 分 休憩

午前 10 時 40 分 再開

○議長（鹿島 功君） 再開します。次、20番、西山富三郎君。

○議員（20番 西山富三郎君） 今回は2点質問いたします。始めに企業・職場における公正採用と人権研修についてであります。

就職は、一人ひとりの人間が生きていく上で、極めて重要なものであります。したがって、公正な採用選考を実現するために、国や自治体、教育関係者、民間団体など多くの人々が尽力してきました。しかし、本日も差別につながる応募用紙の書式や面接での質問などがあとを絶ちません。さらに、続発する戸籍不正要求事件、あらたに判明した「部落地名総鑑及び電子情報化された「地名総鑑」の存在など差別身元調査があとを絶たない深刻な実態も明らかになっています。

企業は、国や地域の発展に大きく貢献してきました。ところが、それ等の企業の一部には、騒音であるとか、悪臭であるとか、水の汚染などの公害問題も生まれてきました。これからの企業は社会全体の利益や人間の幸せの増進につくす企業でなければ信頼され尊敬されません。町内の企業は、人権問題に真剣に取り組んでいるところとそうでないところの差がとても大きいと思われれます。最近差別事象も発生しています。

そこで一つ、公正採用選考を徹底するため、「統一応募用紙」の趣旨、職安法第5条の4と大臣指針を周知徹底していますか。二点目、公正採用選考人権啓発推進員の設置状況、ハローワークにおける研修の実施・出席状況、企業トップの研修の実施状況、出席状況は把握していますか。三点目、人権同和教育推進協議会の加盟状況はいかがでありますか。四点目、大山町人権尊重の社会づくり条例が平成17年3月28日制定されています。第4条に審議会の設置がうたわれています。30人以内で組織することとなっていますが、その委員の中に企業代表はいますか。五点目、自由権と社会権の不可分一体性とは、どう認識し、実践していますか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。それでは西山議員さんの企業・職場における公正採用と人権研修に係る質問に答弁させていただきます。

はじめに、公正採用選考を徹底するため、「統一応募用紙」の趣旨、「職安法第5条の4」と「大臣指針」を周知徹底しているかというご質問でございますが、求職者の採用選考にあたり、応募者の適正と能力に基づく公正な採用選考を確保する目的から「統一応募用紙」が定められ、「職業安定法第5条の4」では、求職者等の個人情報取扱いについて定められております。また「労働大臣指針」では、社会的差別の原因となる恐れのある事項については、個人情報を収集してはならないこと

が明記されております。

本県におきましては、公正採用選考人権啓発推進員研修会を述べ9回を開催するなかで公正採用選考が行われ公正な採用選考システムの確立並びに推進計画の策定がなされるよう周知徹底に努めているところであります。また、本町におきましても商工会総会において公正採用選考人権啓発推進員の設置をお願いし、啓発に努めているところであります。

つぎに、公正採用選考人権啓発推進員の設置状況についてであります。ハローワーク米子においては管内の雇用保険加入事業所を対象に推進員の設置について啓発が行われており、大山町内では49事業所が推進員を設置しておられます。ハローワークにおける研修の実施についてであります。平成19年度鳥取県公正採用選考人権啓発推進員研修会は、東部地区、中部地区、西部地区に分かれて各地区3回開催をされ、出席状況は1,063人でありました。つぎに、企業トップの研修の実施状況であります。毎年、市町村・企業トップ人権セミナーとして開催をされ、平成19年度は西部会場と東部会場に分かれて開催され、出席状況は全体で1,227人と聞き及んでおります。

つぎに、人権・同和教育推進協議会の加盟状況にお答えをいたしますが、平成20年度大山町人権・同和教育推進協議会の会員数は全体で470人であり、職域部会は65人の加入となっております。

つぎに、大山町人権尊重の社会づくり審議会の委員は12名に委嘱をいたしております。そのうち団体の代表は3名としておりますが企業の代表は今のところ含まれておりません。

つぎに、自由権と社会権の不可分一体性についてのご質問にお答えをいたしますが、自由権は、基本的人権の中で基礎的な人権であり、社会権は自由権とともに日本国憲法の代表的な人権体系の一つであると認識いたしております。そこで同和問題を自由権の側面から見ますと、「結婚の自由」、「居住移転・職業選択の自由」等法的・制度的には整備されているものの、現実には完全に満たされていないという問題があり、社会権としての「生存権」、あるいは「教育を受ける権利」にも課題が残されております。

このことから自由権と社会権は不可分で一体であるとの認識に立ち、人権・同和行政の着実・確実な推進に努めておるところであります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 西山富三郎君。

○議員（20番 西山富三郎君） 統一応募用紙の基本的な考えはね、本人の適正能力以外のことを採用の条件にしないことです。仕事というのはね、本人の適正や能力が基本にならなければなりません。つまり本人に責任のない事項、本来自由であるべき事項を採用の材料判断、判断材料にすることは就職差別につながる、こう

ということです。これらを1970年にですね、近畿地方や広島の方の方が実現したんです。1970年。更にそれが1973年に全国化したんです。それで今私が今取上げています1999年には、職業安定法の改正があった時に、5条の4ができたんです。答弁にありましたように、5条の4っていうのは、個人情報の取り扱いです。で、関連する大臣指針ができた。ここに統一応募用紙の法的裏づけができていますよ。法的裏づけが、ね。役場も採用試験いたしますが、違反はしていませんよ。西部町村会では、いつごろから統一応募用紙にされましたか。

そこでですね、チェック項目というのが相当あるんですよ。まず本籍や出生地は書かしたらいけない、1番目。2番目にはね、家族に関すること。職業、続柄、健康、地位、学歴、収入、住宅の状況、部屋がいくつありますか。住宅の種類、近隣の施設、生活環境、このようなことも問題ですよと言っています。それから、作文なんかもですね、「わたしの生い立ち」とかね、「わたしの家庭」、こんなもんは不適當ですわ。このようなことは役場の試験等ではやっていないでしょうね。それから1996年から、統一応募用紙の家族構成の欄がなくなったんです。それから2005年から保護者の欄も削除されたんです。最近、小学校・中学校・保育園の入学式、卒業式にいきますと生徒の氏名だけになっていますね。あれ統一応募用紙、個人の秘密が守られるためにあそこまで進んだんですよ。それから宗教とか政党支持とか人生観、思想、生活信条、尊敬する人物は誰ですか、労働組合・学生運動・市民運動に関すること、購買の新聞ね、雑誌・愛読書、このようなことは思想信条の自由に反しますね。それから自宅への地図、自宅への地図、これは必要ないですよ。それから、健康問題、健康問題は皆さんはどのように考えているんですか。採用の。まあ例えば昔はね、胸囲が狭いとかね、失格なんというのはですね、あったんですけれど、今排除されているんですよ。体が少々痩せておってもいいじゃないかと。色盲があってもいいじゃないかっていうふうなこと、昔は厳しかったけれど、今そんなもの排除された。このようなチェック項目をですね、皆さんいちいちお知りですか。それから採用についての身元調査とかはですね、やっぱり職安法のもので5条の4に違反するんですよ。

それからですね、トップの姿勢、同推協の加盟状況、ちょっと少ないですね。これは法的根拠があるんですよ。いいですか。人権施策総合計画の策定がされています。人権教育及び人権啓発の推進に関する法律というのがですね、平成12年12月の6日に制定されていますよ。ここには、国の責務、地方公共団体の責務、国民の責務というのがあります。

そして、基本理念は3条にありますよ。それからもうひとつですね、企業にはCSR、CSRと言っておりますけれど、企業の社会的責任、コーポレート・ソーシャル・レスポンシビリティ、なんだかちょっとね、難しいようなこと。このCSR

からしても、当然に企業は充分取り組まないかんし、あれですよ、やっぱり企業の代表もね、この町のですね、推進会議にですね、入れるべきですよ。ね。

それからわたし前回、広域性の担保という質問いたしました。この時にはですね、不特定多数の第三者の利益が守られなければならない。特定少数、当事者の利益だけに偏ってはいけないということを行ったんです。

これをもう少し進めれば、自由権と社会権の付加分、これらが還付されなければならないというのがですね、まちづくりの規定になかったらですね、まちは豊かになりませんよ。人権尊重のまちづくりだといったって、絵に描いた餅だということをおっしゃるんですね。われわれは、安心・安全・自由なまちづくりの一翼を企業は担っていると考えておるわけですね。そのようなことから、企業と行政が十分に絡み合っ立派なまちづくりをするためにですね、もう一度、もう一度ご答弁願います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。再質問に答弁させていただきますが、西山議員さんおっしゃるとおりだというふうにおたしどもも認識しておるところでございますし、それを実践をしておるつもりでございます。まあおっしゃるように、やはりそれは行政だけではなく、やはり町全体として企業や住民の皆さんにそのことをご理解いただくという取り組み、これをやはり進めていく必要性は充分におたしどもも認識しておりますし、またそれが不足している部分はあるんだろうなというふうにおもっておるところでございますので、今後より一層、企業の皆さん、あるいは住民の皆さんにそういった取り組みが進むような、施策を取り組んでまいりたい、というふうにおもっておるところでございます。以上であります。

○議員（20番 西山富三郎君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 西山富三郎君。

○議員（20番 西山富三郎君） あの、今月の25日は町長も会員でありますし、わたしも会員です。沢田さんも遠藤さんも会員ですが、西部同対協の総会があるんですね。で、ご承知のように、西部同対協は、研修会と企業訪問が重要な柱なんです。重要な柱なんです。大山町にですね、町長。企業の中でですね、いろいろ問題があるんですが、大山町がですね、企業誘致した目的はなんですか。ここで公式の場所で聞いておかんとですね、いけない問題が出ています。そしてわたしは、役員が2年で交代ですから、どうなるか分かりませんが、ずっと企業訪問してるんです。今年は大山町の企業訪問をしてくださいという要望をですね、西部同対協にだそうと思っておりますね。日吉津の村長さんが今度会長になられたそうですからね、また役員、われわれも沢田さんなんかと一緒に決めていきますけれども、企業誘致の目的はなんだったですか。ちょっと企業でけしからないことがあったというよう

なことを聞いてますのでね。

それからユニバーサルデザインっていうのがありますね。昨年、ユニバーサルデザインをですね、行政部会で勉強いたしました。鳥取の環境大学の先生が来られました。先生の中の資料にですよ、自己実現ということがありましたよ。自己実現の要求、これらをですね、小地域懇談会とか何とかやっておるわけですけど、中には集まるものが少ないからどうか言ってますが、これは法律違反の発言ですよ、いいですか。企業誘致した目的とユニバーサルデザイン、思いやりの社会、社会は企業はですね、社会につかなければならない、さらに自己実現の要求、この企業誘致と自己実現の要求とユニバーサルデザインの関連性を教えてください。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。えー、教えてくださいと言われても、わたしもそこまでの勉強をいたしておりませんで、大変申し訳ないんでありますけれど、逆にわたしの方も教えていただきたいなと思うところでもありますけれども。

企業誘致の目的、確かにこれは雇用の創出と地域の経済の活性化ということはもちろんあるわけでありまして、先ほど来お話のようにやはり企業としてこの地域の中で社会性をもってですね、地域のまちづくりに当然参画をいただくと、そういった中で住民とともに町政とともにまちづくり、町の発展に寄与していただくということではないかなというふうに思っておりますので、そういった意味からも今おっしゃられますようなそういった企業としての使命、こういったものをやはりわれわれとしてももっとご理解いただくようなそういった努力をしていかなければならないのかなというふうに思っております。

まあユニバーサルデザイン、これはよく言われる言葉でございまして、誰もが同じように生活できる環境を作っていく、というそういった中でのことだというふうに思っておりますが、そのことが一人ひとりが大切にされ一人ひとりが満足した暮らしができるというふうにつながるんだろうというふうに思っております。それと関連性といわれてもわたしもよく分かりませんので、また後日でもお聞かせいただければありがたいなというふうに思っています。以上です。

○議長（鹿島 功君） 西山富三郎君。

○議員（20番 西山富三郎君） この件でもうできんかいな。3回になった？。もう1回ありますか。

○議長（鹿島 功君） 3回でございまして。

○議員（20番 西山富三郎君） それじゃあまたあとでね。留保しておきますよ。

次の質問に入りますが、あまり得意な分野ではないですけども、試みてみたいと思いますので、お手やらかにお願いいたします。

町長と教育委員長にお尋ねいたします。

教育委員長さん、ご就任おめでとうございます。まあ才媛、なかなかの才媛でございます。ご活躍を期待しております。お手柔らかにお願いします。

そういたしますと、二点目の食育計画の策定はということです。

全国の市区町村のうち、住民に食の大切さへの理解を進める、地域の農業振興などに繋げるための食育推進計画を策定したのは、98自治体で5.4%にとどまるのが去る3月22日、農林水産省の昨年11月時点の調査で分かっています。

政府が、食育推進の柱の一つに掲げている農林漁業の生産現場を体験するための「教育ファーム」の推進計画があるのは、8自治体だけだったそうであります。

政府は2010年度までに、食育推進計画を作成・実施する市区町村の割合を50%以上、教育ファームに取り組む市区町村を60%以上にする目標を掲げています。現時点では、目標達成が難しいことから政府は自治体に一層の取り組みを求め方針だそうであります。調査は1,823の全市区町村を対象に実施し1,815自治体から回答を得ているようであります。

食育推進計画を策定した98自治体のうち、計画に「農林漁業体験の取り組みを促進する」などの記述があるのは、80自治体、教育ファームについては、推進計画を策定した自治体は少なかったものの、教育機関、農林漁業者など取り組む主体があるが65.4%の1,187自治体だったそうであります。本町においては回答の内容と今後の対応はどうでありますか。

○議長（鹿島 功君） 教育委員長、あ、町長。

○町長（山口隆之君） 議長。それでは西山議員さんの食育計画の策定についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず食育計画についてであります。平成17年7月に食育基本法が制定され、市町村は、食育推進計画を策定する努力義務があることが定められました。また国では、この食育基本法を受けて平成18年3月に策定した食育推進基本計画で、食育推進計画を作成・実施する市町村の割合を、平成22年度までに50%以上とすることを定めております。

しかしながら、現在までに大山町では、食育推進計画を策定はいたしておりませんし、特に策定に向けての検討はしておりませんでした。その理由といたしましては、次のとおりであります。

例えば、本年4月に策定をされました鳥取県の食育計画である「食のみやこととり食育プラン」の重点目標は、一つ、健全な食習慣の定着、二つ、食に関する正しい知識の習得、三つ、食に関する感謝の心を養う、四つ、豊かな食生活の継承というふうになっておるところであります。

これらの柱で考えてみますと、大山町におきましては、子どもの食育の推進に関

しましては、平成17年度に策定をいたしました「次世代育成支援行動計画」の中に、食育推進方針と具体的な取り組み、及び農業体験活動の推進や伝統的な食文化の推進について記載をいたしているところでもあります。またその他、平成18年度に策定をいたしました「子ども教育振興計画」、及びこれを具体化した「子ども教育プログラム」において、栄養バランスや食のマナーを含め、成長の見通しや目標達成のための手立てを定めて推進をしておるところであります。

また、成人と高齢者につきましては、毎年、健診受診者のデータから生活習慣病の動向を把握し、健康づくり推進協議会で課題や対策等を協議いただき、食生活改善推進員連絡協議会等とも連携しながら、地域や家庭での食生活改善の具体的な取り組みをおこなっているところでもあります。

このようなことから、大山町における食育の推進は、既存の計画や取り組みで一応対応はできているものと考えておりました。また県内では、倉吉市が今年4月に策定している他はまだ未策定でありまして、その他の市町村で具体的に策定予定があるのは、現時点でも1町にとどまっているという状況でもありまして、本町で早々に「食育推進計画」の策定が必要であるとの認識は、いたしておりませんでした。しかしながら、今週月曜日の6月9日に、内閣府食育推進室から、『市町村食育推進計画づくりのすすめ』と題した計画作成のための参考資料が届いたところでもあります。これを機に今後、「食育推進計画」の策定について関係部署で検討することといたしております。

次に、「教育ファーム」について、お答えいたします。

ご質問にありました、農林水産省がおこなった昨年11月時点での調査についてであります。教育ファームの取り組みの有無、ある場合の取り組み主体、教育ファーム計画の策定の有無等がその内容であります。

大山町では「教育ファーム計画」は策定しておりませんので、調査にはその旨、回答いたしておるところであります。

なお、教育ファームの詳細と具体的取り組み状況につきましては、教育委員会の方でお答えしたいというふうに思っております。以上です。

○議長（鹿島 功君） 教育委員長。

○教育委員長（伊澤百子君） 議長。今の西山議員さんからの「食育計画の策定は」につきまして、教育委員会よりお答えいたします。

ご指摘の「教育ファーム」ですが、平成18年の3月に策定されました食育推進基本計画に、豊かな自然の恩恵や食に関わる人々の活動への理解を深めること等を目的といたしまして、市町村、農林漁業者、学校などが一連の農作業体験等の機会を提供するよう、その推進策が盛り込まれております。

この取り組みは、農林漁業体験を通して、生産者の方がどのような思いで、どの

ような作業をして、どのように作物を作られているか、そういったことを実際に携わっていらっしゃる方々に直接伺いながらともに作業体験を行なうということで、食への理解を一層深めることができる非常に有効ないい取り組みであると考えております。

町内でのその取り組みについてですが、町内の小・中学校におきましては、既にかなり前よりいろいろな形で取り組んでおります。学校によっては若干取り組みの差はありますけれども、米作りとか野菜作りなどを中心にいたしまして、授業の一環として地域の専門家の方、またお年寄りの方を講師に招いてさまざまな体験学習を行ってきているところではあります。

例えば、大山小学校では2年生では地域の野菜作りの名人の指導を受けながら苗植えから収穫までの一連の活動を、3年生では蕎麦作り名人の方から指導を受けまして、種まきから収穫までの活動、5年生では、地域の米作り名人の指導を受けてもち米の種籾を蒔くところから収穫までの活動を行っているところではあります。特に、もち米の収穫につきましては、収穫祭を開きましてお世話になった地域の方々をお招きいたしまして、お餅をついて振舞ったり、また大山スキー場開きのときには、作ったお餅を参加者の方に配るなどいたしまして、広く大山の恵みとしてまた子どもたちの誇りにもつながる活動をしているところではあります。

また中学校におきましても、かなり以前より2年生が職場体験学習というのを1週間ほど行っております。さまざまな職種の職場でいろんな社会体験をしているわけですが、その中で農家で5日間花の植付けとか管理、出荷等を体験するグループもあります。町内の皆さんにはお世話になっていると思います。これまでも、香取の牧場にお世話になりまして、酪農体験や、酪農体験で牛の世話をする、早くから遅くまで牛のお世話をする、また漁協のお世話になって漁業体験なども実施されてきたところではあります。

いずれにしても、食が育まれる農林水産物の生産に関する体験活動を行うということは、自然の恵やまたその食に関わる方々のさまざまな活動への感謝の念や理解を深めるためにも非常に重要な活動であると思っておりますので、今後も食育の視点からも更に充実、推進をしていきたいというふうに思っております。

○議員（20番 西山富三郎君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 西山富三郎君。

○議員（20番 西山富三郎君） あの、町長は農業に詳しいわけですのでね、食糧需給率というのがありますね。これカロリーベースでいきますと、日本は39%だそうなんです。スイスは49%、英国は70%、ドイツは84%、フランスは122%、米国が128%、農林省から資料をいただきました。あ、農水省から。この39%を向上させるという課題もあるんですが、この食育と食農とのカロリーベースの計

算は町長はどのように捉えておられますか。

それから教育委員会さん、3、40年前でしょうか、4、50年前でしょうか。米食低脳率低脳論というのが出たことがあります。米を食べれば頭が悪くなる、ええこんな本がでまして、ベストセラーになったんですよ。これは慶応大学の亡くなった林先生なんだそうですよ。この間わたし、大山改良普及所に行きましたらね、ちょうど出てました。こういうこと言ってるんですよ。「米食低脳論というのが、流布したことがある。すなわち、米を主食にしている国民は小麦、パンを食べている国民に比べて頭が悪い。」米を食べている人は、パンを食べている人より頭が悪い。その発信源は、元慶応義塾大学医学部の故、林麟教授だったんだそうですね。古いんですけどね、皆さん方、生まれていなかったかもしれない。1958年に現した「頭脳」という本の中です、白米を食べると頭が悪くなるとぶち明けたんですわ。米を食べ続けてきた大人はもう間に合わないから、頭脳のよく働く英国人や、ソ連人と対等に話のできる子どもに育てるためにせめて子どもの主食だけはパンにした方がよいと、慶応大学の先生、その根拠は、頭脳の働きのビタミンBが必要で、白米にするとビタミンBを含む米粒がですね、胚芽摂取できない、玄米にしても炊く事で壊れるという。その点麦は精白しても失われぬということですから、麦論をでっちあげたんです。この本がですね、50万部売れたそうですよ。教育委員会反論していただけますか。

さて、人の寿命っていうのがね、環境とか遺伝子、医療などよりも生活習慣だと言われるようになっていきます。成人病と言っていたのが、今生活習慣病になったんですね。そこで身土不治という言葉がありますね。体と環境、体と土は不可分だと、こんな関係があります。今のことでですね、今のお米、食ったら駄目ということに反論していただけますか。

さて、調査ですけどね、これも食育計画の農水省にですね、資料を問い合わせたんです。農水省の食育計画の作成状況は、平成19年の12月時点です、都道府県が47あって作成済が40、作成中が6、作成予定が1なんです。政令指定都市が17あるんだそうですが、作成済が7、作成中が9、作成予定はありません。それで市区町村がですね、1,801の中で、作成済が108、作成中が228、作成予定が631なんです。それで大山町は作成予定はないというふうに答弁したんですか。で、鳥取県では、鳥取県と倉吉市がですね、行なっています。もうちょっと回答した内容ちょっと聞き苦しかったもんですから教えてください。

で、答弁にありましたようにね、食育基本法は、平成17年の6月12日に法律第63号でできているんです。前文は皆さん、大事なことです。子どもの食を強調してるんですよ。それから前文には子どものことを強調してるんですね。それから第3条はですね、あなたがおっしゃった「感謝」の念、第5条は保護者、教育関

係者の役割というのがあるんです。第10条は、地方公共団体の責務ですよ。第11条は、教育関係者及び農林漁業者等の責務なんです。で、教育ファームの推進計画がいろいろこれまでの経過があるって言いますが、やろうとしないんですか。日南町石見東小学校はですね、取り組んでおるようですよ。日南の石見東。それからね、アグリ先生、アグリカルチャーはおられるんですか。アグリ先生、どうですか。アグリ先生。それから、国民の責務、国民の責務の中には、家庭、学校、保育所、地域、その他の社会あらゆる分野でと言っています。個食の調査をしたことがありますか。子どもが一人寂しくご飯を食べているとか何とかというような調査はあるんですか。それから、学校保育所における食育水準、食育文化の継承、まあ答弁に触れてました。食育推進会議というのはあったんですかいね。ありました？それからね、栄養教育制度、学校教育法が改正された平成17年4月1日にですね、児童生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる教員として栄養教諭が配置されたんですね。鳥取県では19年8月から3名をモデル配置しています。倉吉西中、泊小学校、岸本小学校、今はどうなっていますか。本町はどう取り組んでいますか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。再質問に答弁させていただきますが、あまりにも詳細に細々とした話でありまして、できるだけ通告をいただければ、答弁も資料も用意した中でできるのではないかなというふうに思ったりいたしておりますが。まあ、私の方にあった質問、わたしも米ばかり食べておりますので、十分に理解はできませんけれど、わたしの方で答えるとすれば、今の食糧、国の需給率、これも39%をどういうふうに捕らえておるかということではないかなと思っておりますが、正直本当に情けないことだなというふうに思っております。せっかくこれだけの豊かな農地がある中で、あるいはこういった気候条件に恵まれている中で、もっと食糧というものを国として大事に考えてやはり生産ができる自分の国の国民の食糧ぐらいは自分の国で何とか賄うというそういったその基本的な方針というのが、しっかりもう一度見直していただきたいし、今その方向に進んでいるというふうに期待はしております。何でも外国から買ってくれば、農業は工業より要は下であるみたいなですね、これが製品を出荷してそして食糧を買えばいいんだというような時代が続いたところの中の今結果として現れているのではないかなというふうに思っております。やっぱりこれはなかなか町としてできることではありませんので、やはり国として国民の食糧というのは、基本的な食糧はやっぱりきちっと、備蓄ができるくらい、そういった政策を進めていただきたいというふうに思っておりますし、またわれわれもそういったことを訴えていきたいなというふうに思っております。そういった中で、やはりこの地域の大事な基幹産業である農業というものは、このことはやはり産業として成り立っていくようになるんだろというふうに思っております。

す。そういった意味からも、期待をしていきたいというふうに思うところでありま
す。後は教育委員会関係のことだと思しますので、そちらの方に答弁をお願いした
いと思っています。

○議長（鹿島 功君） 教育委員長。

○教育委員長（伊澤百子君） 議長。今の西山議員さんの再質問についてですが、
とても勉強していらして本当に感心をいたしました。教育委員会といたしましても
食育というのは、食を通して人間の基本根幹を育てていくことだと、それほど大切
なことだというふうに認識をして、さまざまのことに取り組んでおります。特に大
山で生まれて、大山で育っている子どもたちには、学校給食などを通して、大山で
育まれた産物を食べてもらおう、そこでふるさとへの愛情や愛着も育ててもらおう
というような思いを持っております。先ほど米食のことが出ましたけれども、学校
給食におきましても、大山町の小中学校につきましても、今までのパン食の回数を
減らしまして現在ご飯食を4回、週5回のうち4回をご飯食に、それも地元で採れ
たお米を使用しております。またそれ以外の詳しいことにつきましては事務局の方
よりお答えをいたします。

○教育次長（狩野 実） 議長、教育次長。

○議長（鹿島 功君） 教育次長。

○教育次長（狩野 実） それでは具体的なことについて少しこちらの方からお答
えいたします。たくさんありましたので、ちょっと漏れがあるかもしれません。

米食低脳論ということで、ちょっと初めて聞かせていただきました。例えば中山
中学校・小学校、まあ中山町ですね、米飯、合併前から非常にたくさんの米飯の回
数をもっておられました。もし米食低脳論でいきますと中山の子どもたち、みんな
勉強が苦手と。それから名和、大山については週3回米食、2回パンということ
ですので、名和、大山の子たちは優秀な子どもたちが育ってるけど、中山の子たちは課題
があるというようなことかなと思うんですが、実際のところ、今わたしの言ったよ
うな心配全くございません。中山、たくさんの優秀な子どもたちがどんどん育っ
ているところですし、小麦と米でどんだけ違うのかという科学的には何も、わたしの
方もまあ教育の方、長く携わってきましたけども、小麦の方が優秀で、米だと駄目
になると聞いたこともございませんので、まあ医学的なことはちょっとわたしも専
門外で分かりませんが、そういうようなことについては、まったくこちらの方
ではそういう捉えはしていないところでもあります。

それから、食育ということですが、先ほど食育基本法に子どもたちのことが前文
に書かれているということでしたが、元々、食育基本法を制定せざるを得なかった
状況の中には、大人の状況、肥満とかですね、生活習慣病であるとか、伝統的な食
文化の危機であるとか、そういうようなさまざまな問題が大人社会に出てきた。そ

うした課題を子どもの時から、しっかりと健全な食生活を育成していくんだという視点で食育基本法の方、意識的に書かれているということで、子どものために作った法ということではなくて、本来は大人のためにということで、子どもの時から、そういう生活をしっかり、そういう食生活をきちんと身に付けていけば、全体がそういう社会になっていくんだということで、子どものこととか触れられているもんだとわたしの方、捉えているところであります。

それからアグリ先生はいるのかというようなことがあったかと思いますが、先ほど委員長の方の答弁にありましたようにそれぞれの学校が、それぞれの地域の中から、アグリ先生に当たる方をお願いをして、ずっと年間を通して、お世話になっている。特に小学校ですけども、そういう地域の野菜づくり、米づくり、いろんなことに詳しい方をアグリ先生としてお世話になっているというところでもあります。

それから個食の調査ということがありました。個食、一人でご飯を食べるということですが、これは従来、町単独でっていうことではないですけども、県の教育委員会の方がこういう調査をしております、一人で食べる子、あるいは朝食をとらない子、そういうような子たちと学力や体育の相関っていうようなことまで含めて調査をしてきているところでもあります。今、子どもたち、非常に一人で食事したり、大人と子どもの生活リズムが、変わってきたということで、一人で食事をする子、あるいはとらない子、ま、とらない子なのか、とれない子なのか、その辺りが非常に課題になっているところではあります。

それから栄養教諭のことがありました。食育基本法を受けまして、学校給食法という法も昨年だったと思いますが、改正もされております、その中にも地産地消のことであるとか、学校給食の主な目的は食育であるとか、あるいは栄養教諭の配置を推進することであるとか、そうしたようなことを細かくまた規定をしております。町内には、現時点で栄養教諭というものはございません。栄養士、まあ栄養職員ですが、これについてはそれぞれの地区に1名、中山小・中で1名、大山給食センターに1名、これは中学校との兼務です。それから名和の給食センター、それから名和中との兼務ということになります、それぞれ3名おいて、この栄養職員の方が学校の方に実際に出かけていって、担任の先生、あるいは養護の先生等と連携をしながら授業の中でも栄養の問題であるとか、食事の大切さであるとか、そういうような授業を通してでも、食育の学習はしているところでもあります。以上であります。あ、すみません。もう一つ、申し訳ありません。

あの、学校単位の活動を主でお話をしましたが、公民館の方の事業に子どもカルチャー教室というのがありまして、毎年いろいろ内容を変えながらやってきているわけですが、今年はちょうどりんごの栽培に関わるということで、先日、確か摘果作業っていうんですか、そういう作業に行っていたと。ずっとりんごができるまで、

随時関わっていくということで、これは広く学校単位ではなくて、広く地域に呼びかけて、子どもたちを集めてそういうような取り組みも、これは公民館の事業になりますけれど、やっているところであります。以上です。

○議員（20番 西山富三郎君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 西山富三郎君。

○議員（20番 西山富三郎君） 今次長の答弁で意を強くいたしました。私はね、体が元気でなかったら勉強ができませんという考え方なんです。体の元気が土台でそれから勉強ができるという考えです。大相撲の初代若乃花は強かったですけれど、こういうことを言っておったですよ。「ビール飲んだら体が浮いていけん。米をお酒を飲むと体がどっしりして、わし酒習って強くなった。」米論者です。

そこでね、教育ファームというのと、教育委員会と考えやすいですけど、うそですよ。町全体です。北海道の栗山町の資料を取り寄せましたらね、栗山町教育ファーム推進協議会の位置づけというところの中に、まず町長、教育ファーム推進協議会を作って欲しいですね。どうですか。そこにはですね、栗山町食をつなげるネットワーク栗山町教育ファーム推進会議、以下協議会という位置づけは、町でね、産業振興課、住民福祉課、教育委員会、そして農業委員会、公社、そういう関係をたくさん作ってですね、やっています。そしてなお、事務局は公社に置くって言ってますよ。大山里作りの公社ができたんでしょう。どうですか。この教育ファームの協議会づくりは、是非考えてみて欲しいですが。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。再質問にご答弁させていただきますが、先ほど申し上げました答弁の中で申し上げましたように、本町としてもこの食育推進計画、これを関係部署で集まって検討してまいりたいというふうに答弁させていただきましたが、まあ、その中で今先進的な事業として取り組んでおられるそれぞれの自治体の計画等参考にさせていただきながら、やっていきたいというふうに思っておりますので、その中で今のご提案についても検討してまいりたいというふうに思うところであります。以上であります。

○議員（20番 西山富三郎君） はい、終わります。ありがとうございました。

----- . -----

○議長（鹿島 功君） 次、3番、吉原美智恵君。

○議員（3番 吉原美智恵君） それでは今回は2問、町長にご質問いたします。

1問目です。「メタボ健診」内臓脂肪型症候群の検診の今後の取り組みは、ということで、今年4月から40から74歳に義務づけられた特定健診、保健指導、いわゆる「メタボ健診」が始まったところです。

内臓脂肪型肥満が一因とされる糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防する

ことを目的として、その該当者や予備軍に対して運動習慣の定着やバランスのとれた食生活等、生活習慣の改善の指導が義務づけられることになりました。これまで、プロセス重視の保健指導から、結果を出す指導に大きく考え方が変わり、その実行によりメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の該当者、予備軍を平成24年度までに10%、27年度までに25%減少するという目標値まで決められています。

国としても生活習慣病になるリスクが高い人を見つけだし、増え続ける医療費を減らす作戦であろうとは思いますが、大山町での健康診査の受診率が19年度で29.5%という状況の中、この「メタボ健診」に対する町民の理解、周知徹底と、目標値クリアのための作戦をどのように展開していかれるおつもりでしょうか、お伺いいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。それでは吉原議員さんの質問に答弁をしたいと思います。わたしの体型を意識していただいた質問かなというふうに思っておりますが、わたし自身にも関わる課題でございます「メタボ健診」、これについての答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、特定健診、特定保健指導に対する町民の理解や周知徹底をどのように進めるかということですが、特定健診と特定保健指導は、このたびの制度改正によりまして、従来の基本健康診査に変わって始まったものでありまして、その実施主体者は各保険者であります。町が行なう対象は、国民健康保険加入者だけですが、制度が変わったことや、その趣旨について、十分理解が浸透しているとは申せない状況であるというふうに考えております。

これらの周知につきましては、4月から5月にかけて、この健診の該当者を含め、20歳以上の方全員に各種健診の手続き等が変わっていることのお知らせをお送りしたほか、各地区の保健委員や健康づくり推進員、愛育委員さんにご説明をし、その周知の協力についてお願いをしてきているところであります。

その他、広報だいせんに加え、今年度の健診の概要や受け方を具体的に説明するため、番組『そうだ！ 健診にいこう』これを制作をし、その中で私もメタボ代表で出ておりますが、先日から大山町チャンネルで放送を行なっておるところであります。

なお、目標値につきましては、国の方で、市町村国保の5年後の健診受診率を65%、保健指導の実施率を45%、メタボ該当者と予備軍の減少率を10%と定めております。率直に申しまして、かなり厳しい数字であると考えておるところであります。定められたものでありますので、それを目標にして、一生懸命取り組んでまいりたいと思っております。

目標値クリアのための作戦であります。従来からおこなっております「3B体操」や「水中ウォーキング」「肥満解消教室」等の開設、また肥満解消教室のOBの集まりでありますコスモス教室への支援等のほか、新しいツールとして開発いたしました「大山賛歌体操」これの普及を進めてメタボ対策のムードを盛り上げ、受診率向上につなげたいと考えておるところであります。以上であります。

○議員（3番 吉原美智恵君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 吉原美智恵君。

○議員（3番 吉原美智恵君） 先ほど町長も自分もメタボに近いといわれましたけれども、わたし自身もたいしてスリムな方ではございません。それで結局、わたしたち自身、結構メタボ、メタボっていう横文字あまり良くないですけども、内臓脂肪に関しては皆さんが戦々恐々としている状況じゃないかと思えます。

それから国民健康保険になったということですけど、主体者が。その該当者は今大山町で4,312名おられますので、なかなか皆さんの理解というものは大事ではないかと思えます。それでですね。この、何故わたしが今回の質問をいたしたかと申しますと、結局この健診の状況がスムーズにいかないと、また指導がですね、これまでのやり方は、健診結果を伝えて理想的な生活習慣を情報で伝えておれば良かったんですけども、今回は体の自分のメカニズムと自分の生活習慣との関係、またそれを改善を自分で選択してやっていく。ということはこれまでは、自分の健康は自分の体は自分が一番よく知るとるわという感じで、皆さんの感覚もきたと思うんですけど、予備軍に対しては3段階指導がありまして、情報提供、動機付け支援、積極的支援と3つあります。その辺でやはり皆さんの理解を深めないと、その結果、結果が問われるということはペナルティーもあるわけですね、そういう点でですね、かなり覚悟決めて指導または積極的支援をしていかなければならないと思えます。

それで、その3段階目の積極的支援といいますとどのような積極的支援を考えておられるのか、そのことをお聞きしたいと思います。

そしてペナルティーといいますと、この後期高齢者医療制度というちょっと今問題になっておりまして、これに関してはこれからどんどん変わっていく様子を示しておりますので触れませんが、そのこととセットのような感じでこの特定健診メタボリックシンドロームの結果次第で、その受診率と重症化の皆さんの結果次第で医療費の負担金が成績がいいところは良かったりまた悪いところは負担率が減ったりそういうことになっておりますので、その辺のことも合わせてこれからどういうふうにもう少し積極的支援の内容とかそういうふうに周知徹底されていくのかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。再質問に答弁させていただきますが、まあ冗談みたいに言っておりますけれど、ただ基本的に誤解が無いようにしておかなきゃならないのは、太っている方がすべてメタボだというわけではないということをご理解いただかなければならないというふうに思っております。一つの基準が腹囲で示されてるだけでありますので、やせていようが太っていようがやはりそういった生活習慣病については何か注意しなければならないということでもありますので、太っていることが罪悪のような、そういった風潮になってもいけないなというふうに思っておりますので、これを改めて確認をしておかなければならないことだというふうに思っております。

そういった中で、この取り組みを進めていくわけではありますが、詳細については担当課長の方から答弁いたしますけれども、わたしはやはり基本は、自分の健康は自分で守るということだと思っております。だからどこまでも行政の保険者の責任で指導し管理をしていくということはやはり無理だろうというふうに思っておりますので、行政としてはそういった通路を作ったりそういった場所を作ったり、あるいはそういった動機付けをしていくという、そのことを積極的に取り組んでいくことであろうと思っております。ですからまずは検診を受けていただくこと。そういった呼びかけをしっかりと、これは行政だけではなくて先ほど申し上げました健康づくり推進委員さん、愛育委員さん、地域の皆さん、この辺がみんなで組みまなくちゃいけないことかなという、そういう組織を高めていくことがまずは大事だろうというふうに思っておりますし、検診を受けた後、その結果にしたがって、適切な指導を行なっていくわけではありますが、やはりその指導もなかなか受けても続かないというのがそれぞれの課題だというふうに思っておりますので、それをうまく楽しく繋げていくという、そういったツールなり場面を作っていくということもこれは行政の中でやはり一緒になって取り組んでいかなきゃいけない課題だと思っております。まあ、町としての基本的な責任は、国保の、要は方だけありますから、75歳以上の後期高齢者の皆さんにとりましては、連合が基本的には責任者であります。

しかしながらこれは町が受託を受けて、町内で町がやるということになりますので、そういった意味で保険者ということもありますけれども、わたしはこれは広く町民、全体に対してそういった文句を広げていくべきである。それで問われるのは、数字として出てくるのは、その国保の加入者の数字を町としては保険者として問われるわけではありますが、そこだけを重点的にやるということではなくて、やはり町内全体として皆がそういった意識を高めていくようなそういった取り組みを一生懸命やっていきたいというふうに思っています。

先ほど申し上げました答弁の中で言いましたけれどもいくつか、更に詳しいツ一

ルとか計画をもっておるようでありましたら、今担当課長の方が答弁させていただきたいと思います。

○福祉保健課長（戸野隆弘君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（戸野隆弘君） 積極的支援の内容はどのようなふうを考えているかということでありました。これにつきましては、国の方で基準が示されておりますので、それにしたがって対応をすることになります。積極的支援の期間ですけれど、まず面接を行ないまして、その面接以降3カ月以上継続的な支援をする。そして、初回の面接から6カ月以上を経過した時点で、その実績はどうであったかということの評価するということが基本であります。そしてこの支援の内容のポイントでありますけども、先ほどの町長の答弁にもありましたように、まずですね、これはその対象となられる方がご自身の健康状態や、生活習慣の見直すべき点、これを自覚して、自分の生活の中に取り組みでいこう、取り入れていこうということですね、決意をしていただいて継続的な取り組みを行なっていただく、そういうふうな働きかけをそのポイントの一つとしてあります。

そして具体的にでは、該当の方の食習慣あるいは喫煙習慣あるいは運動習慣、休養習慣、そういったものの中にどのようなふうな改善すべき点があって、そしてご自身がそれにどのようなふうな、では取り組むかという、こちらの側からのもちろんアドバイスや指導もありますけれど、ご自身がその辺の意識付けをまずしていただくということが大事であります。そしてそれを具体的に、それではそれをするためにじゃあ運動を1日30分ウォーキングしようとか、食生活の中でこういったところをやめていこうとかあるいはこういう栄養のこういうところに気を付けてやっていこうかという、そういう具体的な取り組みの目標を明確にしていくというようなこの3つがポイントになります。

そして、この支援の方法ですけども、これは先ほど申しましたように、3カ月間の継続的な支援というものがあるんですけど、まず始めには面接をいたしまして、今言ったようなこととお話し合いをして、該当の方と合意をしてそれに基づいた推進していく計画を作ります。で、そしてその計画を作ったあとそれが実際にうまく進めておられるか、あるいはその中で何かこういうところがちょっと難しいなというようなことがいろいろ出てくると思いますので、定期的に面接であったり、あるいは電話で相談をしたり、あるいは電子メールで相談をやりとりすると、そういうような方法が示されています。

そして具体的に例えば個別の面接は、5分以上したら20ポイントとかですね、グループ面接でしたら10分を単位として10ポイントとかですね、やった方法につきましてポイントが決められております。そういったポイントをこの分について

180ポイント以上をしなければならないということです。

ですので、そういったような基準に基づいて、支援をしていくということです。従来から保健師あるいは栄養士、当然栄養相談なり健康相談、今までも受けておりますので、そういった相談アドバイスを今いったような基準の中で、継続的に進めていくということが支援の内容となります。

それとツールにつきましては先ほど3B体操、水中ウォーキング、肥満解消教室等の例を挙げました。また大山賛歌体操もこれも重要なツールの一つとしております。他にも介護予防でやっている事業は、介護予防その他の健康づくりでやっている事業、たくさんこれに該当してくると思いますので、いろいろなものを使いながら、また住民の方にそれを進めながら取り組んでいけたらというふうに思っています。以上であります。

○議員（3番 吉原美智恵君） 議長、3番。

○議長（鹿島 功君） 吉原美智恵君。

○議員（3番 吉原美智恵君） 先ほどの町長の答弁で、ただお腹が大きい人がっているのは誤解を招くということが、それがありますのでまた今回質問させていただいたんですけど、健康ファシズムになっちゃあいけないわけで、確かに腹囲だけでなくて高血糖とか、糖質異常とか高血圧だとか、そういうものの異常が2つ以上認められた場合に予備軍ということになるそうです。それでですね、テレビも見させていただきました。やっと昨日ゴールデンタイムに、テレビチャンネル権があまりないんですけど、見させていただきまして、町長が出ておられて出演しておられましたけれども、指導受けておられましてこれから何とかしようと思えますとか言っておられましたです。

でも、テレビの内容はまだ受診の受け方とか、そういうことに重きを置いていたように思います。それで考え方としては、みんな自分のことですので、自分自身が本当に本気にならないとなかなか健康問題って難しいと思うんですね。それでこの健康を考える機会を通してですね、自分たちが健康になれば健康保険も健康になる、そして自分たちが体が健康であると医療費も掛からないし、大山町の家計も健康になると、そういうふうに考えてまたもっとどんどんこれからテレビとか利用されまして啓発活動を行なっていただきたいと思いますが、そのことについてお答え願います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。再質問に答弁させていただきますが、おっしゃるとおりだというふうに思っています。まあ番組作成の意図としては今回はまず健診をしていただくあるいは健診制度が変わったということを理解していただくということを目的として作ったものでありますので、またこれをだらだらと長くね、すると

いうことではなくて、またおっしゃるようなことに向けた啓発の、紙面にするのか映像にするのか、いずれにしてもそういったことは住民の皆さんに理解していただくため、取り組んでいただくために当然やっていくことになるのではないかなというふうに思っております。以上であります。

○議員（3番 吉原美智恵君） 了解しました。

○議長（鹿島 功君） 吉原美智恵君。

○議員（3番 吉原美智恵君） 了解しました。次に移ります。2問目ですけれど、「大山町3チャンネル」の今後の活用策は、というところです。

昨年、約19億円という多大な経費を投入して光ファイバーネットワーク施設が完成いたしました。その運営事業のひとつである自主放送番組、いわゆる「大山町3チャンネル」が始まってもうすぐ1年が経過しようとしております。

合併後の目玉事業でもあり、多くの町民がわたしたちの町の3チャンネルに期待し、また「広報だいせん」や広報無線以外の有力な情報伝達の機会ととらえているところだと思えます。

また行政からの重要な施策や町民の皆さんへのお知らせ等、大いにテレビが活用されているところです。そしてこの議会中継を通して町の政治が町民の皆さんにとって身近なものとなり、大いに関心を寄せていただくこととなっていると思えます。

さて、自主番組に目をやりますと5月の時点では、1日3回、30分放送が流れており、5分刻みで、行事のハイライトが放送内容となっています。去年は行事を一つずつ30分位かけて編集して流されていましたが、その変更の意図は何でしょうか。

また、テレビ番組制作は専門的な技術や経験を要し、現在の担当職員と2名のスタッフでは多忙を極め、なかなか厳しい環境にあるように見受けられます。人材養成も含め、これからどのように「大山町3チャンネル」の活用を計っていかれるのでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。それでは吉原議員さんの「大山町3チャンネル」の今後の活用策についての質問に答弁させていただきます。

「大山町3チャンネル」は、昨年8月から本放送を開始し1年が経過しようとしており、現在4,211世帯の皆さんに視聴していただいております。

町民のみなさんからの反応は、「議会中継を楽しみにしている」とか「自分が映っている番組の放送日時はいつですか」という問い合わせが多くあり、関心の高さがうかがえます。

ご質問の自主番組の放送内容の変更の意図はということでございますが、番組がだらだらと長すぎたという去年の反省から、ニュース的な素材は簡潔に5分程度に

編集し、「月の出来事」として30分番組にし、さらに学校行事や特別番組などボリュームのあるものは、1本15分程度の番組に編集して放送し、簡潔明瞭で分かりやすく、見る人を退屈させないようにという意図で放送内容を変更しておるところであります。

次に、人材育成を含め、これからどのように「大山町3チャンネル」の活用を図っていくのかというご質問であります。番組制作のスタッフにつきましては、議員おっしゃるとおり専門的な技術と経験を必要としており、制作する番組の質に直結いたします。

15分から30分程度の番組を1本制作するためには、企画・撮影・編集に延べ20時間程度かかります。その間に別の番組の撮影や編集も同時に進行しますので、1本の番組が完成するまでに2週間程度の時間が必要になり、手の込んだ内容ですとそれ以上かかるというのが実態であります。

現在の人員と設備では、制作できる番組の量や質はそう多くは望めませんが、経験を重ね技術アップを図りながら、見る人を退屈させない、地域に密着した番組制作をしていきたいと考えておるところでございます。以上であります。

○議員（3番 吉原美智恵君） 議長、3番。

○議長（鹿島 功君） 追及質問があろうかと思いますが、ちょうど昼と重なり、追及質問もできないと思いますので、ここで暫時休憩にして昼の休憩に入りたいと思います。再開は13時からです。

午前 11時55分 休憩

午後 1時 再開

○議長（鹿島 功君） それでは再開いたします。午前中に引き続き吉原美智恵君。

○議員（3番 吉原美智恵君） それでは引き続きさせていただきます。

町長の答弁の中で自主番組の放送内容の変更の意図はというところで、昨年の反省からということがありましたが、その昨年の反省というのはどういう点に基づいて参考にされたんでしょうか。例えば施設管理委員会というものがありますが、その意見なのかどういいう意見に基づいて反省されたのかお聞きしたいと思います。それから見る人を退屈させないように簡単明瞭という意図があったそうですけれども、わたしこの間、でもない、昨日もでしたけれども、まだ4月5月のニュースでありましたけれども、4月のニュースの中でハイライトで5分でしたけれども、八幡神社の例大祭がありまして、興味深く見ていたんですけれども、例えばですね、中学生が確か、そうですね、こういう踊りを白と黒い、旗でもない…だから結局よく興味はあったんですけれども詳しくは分からなかったんですけれども、踊りの練習を一生懸命してて、で、そのあくる日にそのお祭りがあったんですけれども、だからどうい

成果かなってみたいと思ってたらそこは無かったんですね、その踊りの場面が。ですからきりが無いんでしょうけれどもいろいろな意見があると思うんです。それで大山町のテレビというのは、ハイライトもいいですけど、今日、朝言われましたように退休寺なんかわたしなんか行ったことがありません。で、そんなに重要なお寺ということも中をみせてもらいたいなと思って、もしかしたらテレビでもしか「大山町あちこち歩き」とかいわれて、その名所、旧跡を見せていただければ、またその皆さんの町民の流れもできますし、たくさんの方が行ってもらえるんじゃないかと思ひまして、そういう意見というのはどこで取り入れてもらえるんだろうかと、その辺で思ひわけであります。

それからケーブルテレビが、始まったばかりの議会だより第10号に、ケーブルテレビで議会中継スタートということで皆さんの町民の感想を集っています。その中に、抜粋しますけれども、60代の男性「議会中継のほか、台風時の情報、防災・防犯情報など地域密着性、生活情報チャンネルの性格をもつケーブルテレビに大いに期待しています」とか、また50歳の女性ですけど「‘あんた映っていたよ’と知り合いがテレビの出ると家族はもちろん、周囲の人たちとの会話も弾みます。何よりも大山町の情報が分かりやすくなったので、これからの情報を利用し、いろいろな行事イベントに参加していけたらと思っています」というような意見も載っています。ですから今5分のハイライトを4月5月の行事が3本ほどでしたかね、でまた3本ずつ5分ずつ、4月の行事は香取、それがまだ昨日もやっておりましたけれども、その辺でなるべく多くの情報を与えるということは、確かに町長の答弁でスタッフも大変であるといわれましたけれども、まだまだ何とかできる余地がないのかと、検討していただきたいと思ひます。

それで他町はどうかと思ひまして、単なる他町の真似をなさいとかなそういう意味ではありませんが、比較検討の立場から他町をみていきたいと思ひます。伯耆町に行つてまいりました。ここは全く形態が違ひまして、お金も確かに4,000万かかっております。全部委託しておりますので、比較にはできないと思ひますけれども、ただ実際に番組としましては、テレビジョンとして全部埋まっております。こういうふうには、行事の予定とか、自主番組、料理番組、全部詰まっております、それでその日のハイライトでニュース、その日のニュースがその場で映つておりました。そしてたまたまその時は、議会の、よその県から議会に訪問されて議長とか事務局が対応しているシーンがありましたですけども、生の放送が分かるということは、議会もこんな活動しているんだなと、そういうこともすぐ分かつて、お金の問題がありますので、すぐ比較検討はできませんが、それはそれで町民が一つになるという点では素晴らしいなと思ひました。それから南部町ですけども、南部町は結構大山町と似ております。形態も似ていますし、おんなじような悩みがあり

ます。それでスタッフは、一般職、非常勤合わせて3人でやっておられました。で、普通の担当職員は、政策に関しては関わっておられません。その中で聞きましたら一つの番組が5分から10分、行事とかふれあい、そして1週間に1個更新しております。そして時間も朝の5時50分から1時間ごとに夜の10時50分まで放送されております。ハイライト形式ではありますが。ということはまた形態をちょっと研究して見られたら全く同じようにしろとは言いませんけれど、もう少し改善の余地があるのではないかと思います。その辺どう思われますでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。吉原議員さんの再質問に答弁させていただきますが、ご指摘のようにいろんな考え方があるんだろうというふうに思っております。申し上げましたように去年は、編集も大変な時間が、撮影もですけど、編集も大変な時間がかかるということで、まあひとつの、例えば八幡神社だったらズーと流してる、それから運動会でもズーと流してるっていうのが多かったと思うんですね、そういった中でやはり見ておられる側にとってみれば確かにいろんな人が出てくるといことで場面が長けりゃあ、長くあるわけでありまして、でも見てるとなんかもうだらだら流れてるということでそういった不満、それではいけないんじゃないかというご意見もあったりしたわけでありまして、ちょっと極端に今年はね、ぱっといったのかとある意味ではね思います。で、今度はナレーション入れてみたりとか編集をしたりしながら時間を少し集約した形で今やっておるわけでありまして、これは内部の検討委員会もっておりますので、そこで議論したことだと思っておりますし、また町民の皆さんのそういったご意見をいただきながら、まあ今の体制を作っておるんだと思っております。ただ特に伯耆町、溝口に比べて、あそこはずっと前から前からケーブルテレビやっておられますので、自主放送、だからそういったその経験の違いもあるんだと思っておりますし、われわれとしても確かにおっしゃるよく分かるんですが、そういったところ技術の取得もありますし、また経費5分、10分の番組作るのにも20時間から1週間ぐらい編集まで掛かるということでもありますし、毎日毎日のニュースを毎日その日に流すとなると、本当相当のスタッフを置いてやらないと難しいことだろうというふうに思っております。まあある意味では、非常に住民の皆さんの要望にお答えしていくのは、お答えしなければならぬのでありますけれども、どこまでじゃあやっていくのかということもまたわれわれとしても考えていかななくてはならない課題だなというふうに思っております。これからもそういったいろんなご意見あろうかと思いますが、ご意見をいただきながら、内部で検討してそしてできるだけ努力をして、多くの皆さんに見ていただけるような番組、制作にできるようにしていきたいなというふうに思っております。以上であります。

○議員（3番 吉原美智恵君） 議長、3番。

○議長（鹿島 功君） 吉原美智恵君。

○議員（3番 吉原美智恵君） 先ほど言われました管理委員会、ネットワーク施設管理委員会っていうのがあります、そのことだろうと思います。審議会みたいなものがあります。Dネット、それは1年に1回か2回ですし、番組制作委員会とはともかく違うと思います。それで、わたしが申し上げたいのは、住民の代表というか、見る側の方、見る側の代表の意見というのは、テレビだけに関してですよ、テレビ政策委員会とか、テレビモニター会議とかそういうものを開かれて年に1回とか2回でなくて、できるだけ1カ月に1回でも集まってもらってテレビに興味のある人に広く意見を聞くということは大事じゃないかと思うんです。それは、別にお金をそんなにかけなくても興味のある方にモニター会議に出ていただいて、出ていただくだけの費用ぐらいのことで、関心がある人を集めてそしてまた制作者と制作者の悩みも言い合いながら、一緒に作っていくという姿勢は大事じゃないかと思いますが。そして一応番組のサイクルですけれども、今は朝の7時半、健診の放送があります。

それから12時半、8時半そして夜の12時だそうですけども、夜の12時もあるような形態がありますから、労働形態がありますからいいかと思いますがけれども、もう少し、せっかくテレビ流すんでしたら、文字放送だけじゃなくって、同じでもいいですから、まあ南部町みたいに1時間ごととはいいませんが、たくさんのサイクルで。これに関してはあんまりお金が掛からないそうです。何回流されても。ですから、この流す回数にしてももうちょっと町民さんの意見を聞いたりしまして、もう少し身近なものにさせていただきたいと思っておりますけれども。そして意見を聞くって大変なことですけども、その中でいろんな知恵が出てくるわけで、そういうことが大事ではないかと思っておりますが、いかがお考えになりますか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。先ほど答弁申し上げたとおりでございます。検討当然していかなくちゃならないと思っておりますが、こういうふうになった検討の経過等含めて担当課長の方から答弁をさせていただきたいと思っております。

○企画情報課長（小谷正寿君） 議長、企画情報課長。

○議長（鹿島 功君） 企画情報課長。

○企画情報課長（小谷正寿君） 吉原議員さんのご質問でございますが、この大山町の3チャンネルの、作りますときの当初の構想がですね、この3チャンネルについては、何を流すかという内容確認、詰めていったわけですけども、まず第一に議会中継、それからあとは中海テレビに委託して年間10本程度の自主番組を流すと、それからそれ以外に町民からの投稿でもあれば、それを流す程度にしようというの

が、当初の機械を導入するときの基本的な構想だったということでございます。従いまして機械自体も他の町のようにいろんな放送に対応するような機械が実は備えてないんですよ。放送を送り出すためのデッキが実際のところ2台ありますので、その1台のデッキには、3時間の放送、最大3時間のテープがセットできると。で、1台のデッキで同じ放送をそりゃあ1時間ごとに流すことはできるんです。できるんですけども、そこにまた次の放送を入れようとしますと、もう一台のデッキでその間に割り込んでいくと。ただしそれは二番組しかできないというようなことですね、で、3時間のテープの中にいろんな番組、例えば5番組くらい入れて、次、内容を変えようと思えばそのテープをもう一回始めから取り直して、取り直したやつをセットして流すというようなことで、随分流すほうには制約がございまして、なかなかそりゃあデッキがたくさん台数があったりとか、それから最近では1,000万円ぐらいするハードディスクの機械があるそうでございますが、それにしますと、好きな番組を全部ハードディスクに入れて、例えばA番組を何時に流すという設定が自由にできるというようなことはできるそうでございますけれども、大山町の現在の機械では、なかなかそれはできないということで、現在でも一生懸命やっております。今度ここに現在放送しておりますのに、この議会の生中継が入ります。それから一週間後には、議会の録画放送が入るとまあ番組自体は賑やかになるという感じはしております。それから6月の20日ぐらいはマラソンフェスタとか、大山西小の運動会、大山山開き、それからもう少ししますと、在宅介護の講演会、町長の先生との対談とか、そういう番組を予定しておりますし、7月に入りますと各課紹介のビデオを、放送を流したいというふうに企画しております。以上であります。

○議員（3番 吉原美智恵君） 議長、3番。

○議長（鹿島 功君） 質問が3回になりますので、時間の都合上これで、終わっていただきたいと思えます。

○議員（3番 吉原美智恵君） じゃあ終わります。

----- . -----
○議長（鹿島 功君） 次、11番、諸遊壊司君。

○議員（11番 諸遊壊司君） 11番議席の諸遊でございます。今回は子どもたちが不審者や交通事故などにあわないよう安全確保のために小学校下校時に周知放送をしたらという意見を述べ教育委員会答弁をいただきたいと思えます。

質問の前に、伊澤新委員長、一言、まず就職、じゃなくしておめでとうございます。ちょっと調べてみましたら、県下19市町村で女性の委員長さんは3名だそうです、あなたを含めて。貴重な方でございます。頑張ってくださいませ。特に女性は母親として、母親の愛は海よりも深く、山より高いのが母親の愛でございます。

母親の立場に立ってしっかり頑張ってくださいませ。期待しております。

質問に移ります。毎日のように新聞紙上に載っている子どもたちへの事件、家族も地域の人も大変危惧する現状でございます。特に抵抗力のない小学生にとりまして、下校時の安全確保は行政として最も力を入れていかなければならない問題であると思っております。

大山町では、そのような子どもたちへの安全確保のために「子ども見守り隊」「子どもかけこみ110番」「地域安全パトロール」など、行政や防犯協議会あるいは建設業界、PTAなどで組織作りやステッカーを配布し、事件や事故が無いように取り組んでおられます。

それはそれで誠に結構なことではございますが、わたしは小学生の下校時に防災無線を使って「今から子どもたちが下校しますので、地域の皆さん見守ってやってください」という周知放送をされたらいかがなものかと思うわけでございます。

現在、境港市の方で2校ほどこのような放送をされております。放送を申しましてから効果てき面で、不審者の出現が本当に皆無というほど無くなった、という学校の教頭先生から説明を受けております。教育委員会教育委員長のご答弁をお願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 教育委員長。

○教育委員長（伊澤百子君） 議長。ただいまの諸遊議員の小学生下校時に周知放送をの質問にお答えいたします。

大山町では、昨年より児童生徒の登下校を地域全体で見守る体制といたしまして、住民有志のボランティアによる「子ども見守り隊」を組織し、現在53名の方が登録をしてくださいます。登下校時の安全確保に努めていただいております。またその協力者も次第次第に増えてきているというふうにお伺いしております。

また、従来から各学校の通学路では、PTAの下校時パトロールや青少年育成指導委員さんをはじめ町内の有志の方々のパトロールも実施されております。

ただいまの下校時の周知放送につきまして、議員のご質問にありました境港市の学校に伺ってお聞きしたところ公民館から校区に向けて放送していただける、はい、ということで、その効果も大変あるというふうにお伺いたしました。

大山町でも小・中学生の安全な登校、下校というのは大変大切な問題です。不審者対策、安全対策というのは教育委員会としても重要な課題であるというふうに思っておりますので、議員がご提案くださいましたこの周知放送につきましても青少年育成町民会議の皆さまとまた協議もしながら前向きに検討してみたいというふうに考えております。

○議員（11番 諸遊壊司君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 諸遊壊司君。

○議員（11番 諸遊壊司君） 期待通りの答弁で喜んでおります。先日、八橋署にちょっと問い合わせてみました。不審者の事件はどのくらい発生していますの、といいますと年によって違いますけど、だいたい年間県下で40件から50件、その不審者事件が発生しておるそうです。町内ではだいたい毎年1件から3件ぐらい大山町でもあるようでして、これは以前「一度だけなら許してあげる」という歌がありましたけどもね、同じような年代ですね。これ一度でもあっちゃならんことなんです。ですから今答弁してくださいましたけども、是非ともなってからじゃなくして、ならんうちに、是非ともこういうこと、放送して欲しいと思います。

今現在53名のボランティアがおられて、逐次ボランティアの数が増えているとおっしゃいましたけれども、何しろ大山町は、あの地域は広うございます、やっぱこの放送をすることによって、田んぼに出ちょうなる人も「ああ今帰るかいな」と思って、ね、何ていうか見守り隊、皆さん、町民全員が見守り隊になるんじゃないかと思っております。

実は昨日もその境港の余子小学校に行ってみりました。議会がすんでから、昨日は3時20分に放送がありました。そして今の「ただいま子どもたちが下校しますので、地域の皆さん見守ってやってください」という放送がありましたら、まあね、おじいさん、おばあさん、あるいはお母さん、沿道に出られます。で、やっぱりそこから見守るだけでなくして、「お帰り」「ただいま」という挨拶もできますし、またおじいさんは信号機のところに行かれて、何ていいますか、信号機のボタンも押したり何やかんやして交通指導もできます。ああここだなと、わたしは思ったんですよ。あの、確かに今言いましたように、子ども見守り隊を作るということは誠に結構ですけども、みんなで見守るということが大切なことではないかと思っております。まあ、前向きな答弁でございましたけども、もう一度ご答弁いただきましてわたしの質問を終わりたいと思います。もう一度お願いします。

○議長（鹿島 功君） 教育委員長。

○教育委員長（伊澤百子君） 議長。今の諸遊議員の再質問でございますが、全くわたしどももそのように思っております。子どもたちは地域の宝でございますし、地域みんなでいろんな形で育てていかなければならないと思っておりますので、子どもたちの登下校は見守り隊に登録をなさっていない方でも、そういうジャンパーを着ておられない方でも、みんなが朝、子どもたちが学校に歩いて行きますときに、「おはよう」「今からか、元気でな」というふうな、で、また帰ってきます時には、田んぼにおられる方もまた道におられる方も畑仕事をなさってる方もみんなが声かけをして、子どもたちの登下校を見守ると、そういう雰囲気はわたしはこの大山町にはあるというふうに、地域を見ながら思っております。それを更に進めていきたいというふうに思っております。よろしいでしょうか。

○議員（11番 諸遊壊司君） 議長、終わります。

○議長（鹿島 功君） 次、2番、西尾寿博君。

○議員（2番 西尾寿博君） はい、議長。2番の西尾でございます。大変眠い時間帯となっておりますので、張り切ってやってみたいとこのように思っています。

今日は、「大山北壁の水」というのごみ問題について2問質したいなと思っております。

先週、大山の山開祭がありまして、わたしも行ってまいりました。町長も挨拶の中で、「大山に大きな風が吹いている。それも良い風だ。この風を掴んでもっと大きくなるといけん。」というようなお話をされていました。全くそのとおりで、他町から見ると「最近大山凄いな。しょっちゅういろんなことが新聞に出てる。」そのとおり、わたしは大山は宝の山だと感じております。ブナも凄いいし、この山があってこの3町がその裾野の中で暮らしているというふうにも感じております。

そこで今回ですね、またうれしいことがありました。「大山北壁の水」、ここにサンプルといいますか、議員が1本ずついただきました。実は飲んでみようかなと思ってですね。なかなか味は分かりませんが、おいしいと思います。何もないシンプルな味が最高なのかなと思っております。この水がですね、実は6月の広報の中で裏表紙に出ております。その話はもう皆さんご存知かなと実は思っておりますが、読まさせていただきます。

通告どおりに読ませていただきます。大山の北壁を望む700m地点にある、上水道の水源地からくみ上げたこの恵みの水を大山PRの一環として「大山北壁の水」の名称で売り出すことになっております。

そこで3問取り合えず質問させていただきます。1、売り出すとすればどれくらいで売れるのかな。そして成分によっては、もの凄く高価な水もあります。どんなものが入っているのか、実は書いてあります。ただもっと他にもいろんな成分があるはずなんですね。

そして2番目として、昨年も先輩議員が、おっしゃっていました。わたしもこの水に関しては、3回目でございます。4年目ですけども、年にいっぺん水の話はしておるのかなと思っております。本格的にですね、この水を企業は探してでもですね、売りだせないかな。そうすれば雇用も増え、自主財源も豊かになる。人口増にもつながり、またいい水が出るということになれば、まあ自然環境もいいだろうというようないい評判が立つではないか。この裏づけとしてですね、今年からサントリーが稼働開始しております。資本投下が75億あるそうです。60名雇用ということになっておりますが、実際はどうなのかまだ調べておりませんが、売上げが100億だというようなことも聞いております。

そして3番目になりますが、以前にも地下水系の質問をしたことがあります。鳥取県もこの南西部、大山の南西部といいますと裏手、はっきりいいますと御机辺りだと思いますが、そこです。鳥取市の一部を実は調査しております。3年間かけて調査してます。このねウォータービジネスによる、問題はですね、ウォータービジネスによる自然環境の変化について昨年から調査しておると。この内容はですね、持続可能な地下水利用の検討事業ということで県の予算として調査をしておるということになっております。その中間報告が今年の3月25日にありました。2年目ですから中間報告ということになるとと思います。

わたしはこの変化する前に湧水地点、の中の水量とかの調査をされてはどうか。そうすると水量、水質にもよるでしょうが、そこがまた有名になって湧水というものもまあありがたいなとわたしは思っていますので、またその地域の方が大事にされるというような滋賀県の方とか各地で湧き水を利用した集落なんかが多々ありますが、そこは結構観光地になったりなんかしてですね、わたしも水は冷たいし、夏は冷たくて冬は暖かいというようなことで、まあいいんじゃないかなと思っております。まあその辺りを町長の意見をお聞かせください。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。それでは西尾議員さんの「大山北壁の水」のご質問に答弁させていただきます。

さる5月18日に販売を開始いたしました「大山北壁の水」に関連して3点、ご質問をいただいたところでございますが、売り出すとすればどれくらいで売めるのか、またどんな成分が含まれているのかというご質問でございましたが、現在、役場で販売している価格は、消費者の皆様には1本当たり120円で、また小売りを目的とされる商店等には1本当たり100円で今販売いたしておるところであります。それをいくらで小売店で売られるかというのが、それぞれのご判断にお任せをしておるところであります。

また、その成分はということですが、ペットボトルにも記載がしてありますが、100ミリリットル当たりナトリウムが0.4mg、カリウム0.1mg、カルシウム0.3mg、マグネシウム0.2mgが含まれておるところであります。それ以上の分析は今はいないところあります。

つぎに、本格的に企業を探して売り出してはというご質問であります。が、「大山北壁の水」を商品化するのにあたり、「大山町また大山の自然の豊かさのPR」、「大山の知名度のアップ」の一助となればとの思いで商品名を決定し販売を開始をしましたが、知名度の高い企業が先行して販売している同種の商品もあるところでありまして、現在のところ製造・販売をする企業を積極的に探していくという考えはありませんけれど、販売の申込みがあればこの水も提供していきたいというふうに考え

ておるところであります。また、町が主催するイベント等で積極的に活用したいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

また、つぎに湧水地点や水量等の調査をしてはというご質問であります。

過去に水道施設を整備するのにあたりまして飲料水として利用できる水質、水量のある湧水地点を調査し、5カ所は確認しておるところであります。年ごと、また季節ごとの湧水量の変化が著しくて、順次計画的に水道の水源を地下水に変更している経緯もありまして、現在のところご質問の趣旨にあるような調査を実施するというのは、考えておらないところでありましてご理解をいただきますようお願いいたします。以上答弁させていただきます。

○議員（2番 西尾寿博君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 西尾寿博君。

○議員（2番 西尾寿博君） まずですね、中身、成分の話をしますと、やはり大山の水なのかなと思います。「奥大山ブナ林の水」というのがあります。これも実は裏大山の方で採れる水なんですけども、これとよく似ていますね。似てますけども、それ以上のやっぱり成分はやっぱりしていないと。ビッテルという有名な水があります。これは少し、そうですね、同じ調べて、ナトリウム、カリウム、カルシウム、マグネシウム、この中、ちょっと倍近いやつもあります。ただこれから高価な水というのはですね、2リットルで今1,000円、500で300何十円、これは水素水、水素が入っているかないか。あるいはバナジウムが入っているかないか、ということで大きく値段が変わってきます。もっと言えばですね、ケイ素が入っているということになると、これ2倍になります。リットル1,000円が2,000円、これだいたいそうですね、今で言うとネットだとかあのようなことでルート的には狭いんでしょうけどもですね、そんな高い単価が付いています。はっきり言ってサントリーだって、そうですね、今大山町が3番目の水源地ということになっております。1番目が阿蘇、南阿蘇の水源地、その次が南アルプス、3番目がこの大山に来たわけです。日本探してですね、この大手がここをずっと目指すということはかなりやっぱり良い条件が揃っているとわたしは思います。

今の話は2番目の話ですけれども、一番はもうちょっといろんなもんがあるかなという話と、2番目はですね、もう少しそのような利点が多いこの大山をですね、積極的にまあこれを売り出したからにはですね、今に名前が出て、逆にこっちのほうにアタックがあればなというふうにわたしは思っておりますが、その辺をもう少し頑張っていたきたいなというふうに思っております。

そして3番目のなかなかいろいろうちも財政事情もあつたりなんかしてですね、難しいなと思っておりますが、県はこの3年間で水利権と持続できるこの水利利用の事業というのを3年間やっていますが、1年目は調査ということで1,500万円。

2年目これ昨年ですが、6,800万円。本年度は最終ということで検討とかいろんなものでしょうから1,800万円という調査費を付けております。鳥取とその大山の南西部を中心とした調査ということですが、これ鳥大と共同でやっているみたいです。その中で鳥取の水源の調査というのは、塩分が湖山池の底から入ってきている。その湖山池を土地は、水を供給してるんで塩分が入ってるんじゃないかという、その調査ということなんです。全然ちょっと意味が違いますね。大山の場合は、これは売れる水なんですよ。日本どころか世界でも売れる可能性がある。わたしは鳥取の水源のやり方とうちのやり方は全然違うと思う。これをもう少しうまく利用できたらなというふうに思っております。

実はもう少し話をしますと、鳥取環境大学の徳田剛という教授が、2年前に今の水利、湧水調査をやっております。わたしマップを見ましたが、ほとんど西部はあまり調査していない。まあ真名井、あの辺とかちょっと有名なところやっていますが、ほとんど鳥取地区、何故かなと聞きましたら、実は予算がないんです。だから学生に地下部を湧水を探して提供者があればそこに行ってお願ひして調査をしている。家の庭から出てるよとか、ちょっとうちの裏山も出ているんです、というようなやつも見に行っていると。こういうふうに言っておられました。そしてこの度、その話をしましたら、実は2年前はそうだったんですけど、今年に鳥取県から予算が付いたということで西部を重点的に調査したいというような話を聞きました。ということはですね、学生が来てくれて湧水の地点を教えてあげたら、この調査をしてくれるんじゃないかというふうにわたしは思いました。そのようなことで、わたしはもう少しですね、前向きに調査をしながら、これ環境問題もありますし、それが変わったらまた困るというようなこともわたしあると思うんです。その辺も含めながらこの3点についてもう一度答弁お願いします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 再質問に答弁させていただきますが、まず最初の点でありますけれど、申し上げましたようにこの水というのは、大山町の水路の水源を使って、まあ要は大山でこういったおいしい水があるよと、そのことによってわれわれもそれを飲んでいるわけでありまして、またそのことによって自然の豊かさをアピールしていこう、そのことによって大山の山麓で農産物や水産物、これが大変豊かな自然の中で育まれているのであると、われわれも育っているのであると、その元になるのは水だよというようなことを前面に出しながら、なるべく奥地の方ということで、今大山寺の方から取水した水を今こうしてPRに使っているということがありますので、したがってこれでどんどん儲けていこうなんていうようなことはまずできないしろものであります。何しろ原価が98円でありますので、そういった状況でありますので、まずは、町としてはそういったところの取り組みだろうと

いうふうに思っております。

で、まあ先ほど来ご質問があるようにもっと大々的に大山の水を売り出せばということ、これはそういった今の町のそういった水の販売を契機にそういった企業参入ということもあるんでありましょう、そういった期待も持てるわけでありまして、ただ先ほどおっしゃるように反面、今そのわれわれが暮らしてる地下の話でありますから水、その地下が取水することによってどんどん汲み入れることによって伏流水も含めて水がどうなっていくのか。聞くところによると、隠岐の西ノ島だったですかね。あそこは大山の地下水を飲んでいますよという話ですから、ずーとあの辺続いているんでしょう。

というふうに、そういった地下の水脈はどう変わっていくか、場合によってはその水が無くなってしまふかもしれないみたいなこととあるわけでありまして、そういった意味でのその調査というのは、だからこれはある意味では、相反する今のご提案かなど、湧水調査をしておくということはそういった影響をまあ受けないようにしておけという観点の中で調査の必要もあるんだらうと思いますが、そういった大きな事業が当然成されるということになれば、やはり現況の今の湧水等の状況というのは、当然その前に調べておかなければならないことになるんじゃないかなというふうに思っておるところであります、いずれにしても今非常に評判いただいて、非常に凄いとこの水が盛りに上がっておりますけれど、あまりここで勢をつけてどんどんこの水をついていうふうな取り組みをしていくのを行政としても今なかなかそこまで手が回らないところありますので、まずはこの水で大山の自然の豊かさをPRしていく、そういったことに始まったばかりでありますので、これからはそういったこの広がり期待をしながら、今議員のご指摘のようなことも今後につながっていけばなというふうに思うところあります。以上であります。

○議員（2番 西尾寿博君） はい、そうしますとこの水が売れてあとは大山が名前が出て…

○議長（鹿島 功君） 西尾寿博君。

○議員（2番 西尾寿博君） はい、じゃあ2番目に進みたいと思います。西部圏域のゴミ処理、大山町のゴミのうち、中山地区のゴミを米子市のクリーンセンターで受け入れていただけるかもしれないというようなことが5月21日の日本海新聞、これは中央新聞の方にも中央新報にも出たみたいな気がしますが、出ていました。

ただし、2011年から2015年の5年間ということで米子の地区住民に了解を得られたというふうになっております。以前、わたしこのゴミの話聞いたときに町内のゴミは減る傾向にある、町内分は町内で処理できるというような話でした。ところが、中山焼却場はいつ壊れてもおかしくないというような新聞報道でありました。中山焼却場は2年くらい前にも相当なお金をかけて1億7,000万とか1

億ぐらいかけたような気がしております。ちょっと実は調べておりませんが、相当とりあえず修理費がかかっているということは承知をしています。しかし、じゃあいつまでこれを続けることができるのかなというようなことはあまり話してなかったのかな、議論してなかったのかなというふうに考えます。

そこで本当にすぐに壊れたら大変なことになると思います。修復不能ということですが、時々故障はあるじゃないかなと思っております。それも含めてですね、時々故障はどうするのか、本当に壊れちゃったらどうするのか。実際このようなことでいつまで持つのかなというふうに思いました。

2番目として、ゴミ処理は相当なお金が掛かります。米子市ともこれからそのような話はされると思いますが、米子も財政難と聞いております。安く処分させてくれるとは思いますが、大山町の広域に掛かるゴミ経費、あるいは町の分のゴミ経費を鑑みて、どの程度の算定をされているのか。そして3番目にもし米子の方で受け入れてもらってメリット、デメリット、わたしたちなかなか広域の行政は分かりづらいんですが、町民にわかりやすくその辺を教えていただきたいと思っております。そしてこの新聞にも出ておりましたが、この話も暫定的措置というふうになっております。安く受けて、もしもらえばありがたいにこしたことはないですが、それにしても2015年までということになっております。そうするとまたその後が、じゃあどうするかというふうに誰もそういうふうに思うと思います。抜本的な対策をどうやって立てる、どういうふうな考え、この問題をどうやって解決するのかなと、この4点をお伺いしたいと。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。それでは西尾議員さんの西部圏域のごみ処理についてというご質問に答弁させていただきたいと思っております。はじめに、現在までの経過を少し説明させていただきます。

西部広域行政管理組合では、米子市を除く市町村で、焼却施設を平成23年度に建設するという計画でありました。しかしながら、各自治体の財政難を理由に平成18年度に計画が一度凍結をされております。そして平成22年度以降に再度検討をするということになっておるところであります。その間、西部広域行政管理組合の構成市町村の中には、もう既に老朽化あるいは、地元との合意によって、使用期限が迫っているそういった施設があるわけでありまして。その対応策として、西部広域行政管理組合では、米子市の焼却施設で対応していただくよう要請しておりました。米子市は地域住民との調整が必要ということでありましたが、このたび、ようやく地元との調整ができたとの報告を受けたというところでありまして。

さて、まず最初に中山地区の清掃センターがいつまでもつかというご質問でございます。現在、老朽化が懸念されておりますこの施設でありますけれども、中山清

掃センターで処理をしているゴミを平成23年度から27年度の期間に限り暫定的に米子市クリーンセンターに受け入れていただくということになったものであります。中山清掃センターは平成3年度に、また名和クリーンセンターは平成8年度に稼動しておりまして、中山の清掃センターはすでに17年が経過をしております。しかしながら修繕を重ねることによって、焼却炉の延命化は可能というふうに考えておりますので、平成28年度以降の方針の目処が立つまでは、分別を徹底して、さらなる可燃ごみの減量化を図りながら、また、必要な修繕等を実施し、施設の延命化を図りたいというふうに考えて、今運転管理をしているところであります。

また、町内のゴミは、その規模から現在の二つの施設で処理が可能と判断をして取り組んでおりますが、緊急の場合には、大山地区のゴミ処理を境港市と受け入れの契約を交わし備えているところであります。

次に、米子市への受け入れにかかる処理経費についてであります。西部広域全体にこれは係わることもありますし、米子市の考え方もありますので、具体的には今後の検討課題となってくるだろうというふうに思っております。

次に、広域処理でのメリット、デメリットということですが、広域でのゴミ処理施設という点でのメリットについて申し上げますと、焼却委託料との比較が必要になってまいりますけれども、建設費、人件費、施設の維持管理費の削減が考えられるところであります。

また、大型の焼却炉による焼却条件の緩和につながり、焼却できる物の範囲が広がる要素があると考えております。また逆にデメリットというふうに申し上げますと、施設の解体費用の歳出や焼却場が遠くなるため、運転経費がかかり収集委託料の増額が見込まれます。また、単独でなくなるため、他町村との受け入れに対する考え方の調整が必要となることが考えられるところであります。

四番でありますけれども、平成28年度以降の方針につきましては、これは大山町のみならず、西部広域の課題でありまして、平成22年度末までには協議が整うよう、できるだけ早い時期に計画の見直しに取り組むこととなっているところであります。以上で、答弁を終わります。

○議員（2番 西尾寿博君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 西尾寿博君。

○議員（2番 西尾寿博君） 境港市はもともと大山のごみを受け入れてもらっているわけですが、境港市の焼却場もいずれ近いうちに壊れるというようなことだろうとわたしは以前にその辺を聞きましたし、そうされるとですね、境は運搬費用は、運搬費とか持ち込み費用は単町で持つというふうになってる。そうすると境が反対したのは、わたしはいかにも運搬費が安くて近いところがいいというようなことだんだんなりはしないのかと。米子に受けてもらったらそら境が近くていいでしょ

う。ところが遠くの市町村はこれはなかなか大変です。今南部町が今凍結となっておりますが、これ、もしかしたらいろんな条件が変わってきて、このいずれ、これはそんなに喜ばしい施設ではないわけですが、いろんなことで綱引きとか、いろんなことが始まるともわたしは限りないんじゃないかなと思ったりもしております。そしてこのいずれこのダイオキシン問題の話をしますと、中山の単独でやることは可能かと。例えばの話です。シュミレーション的にはいろんなことが多分考えられると思うですね。うちでやってしまう、広域でやってしまう、じゃあ米子にほとんど任せてしまう。そのようなことはいろいろ考えると思います。そのシュミレーション的なことは実は考えられたのか、その辺りをもう一度お願いしたい。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。再質問に答弁させていただきますが、当然申し上げましたようにゴミの処理計画、これは今暫定的に取りあえず今の施設が使えなくなったときに緊急的に受けていただくところが、ようやく米子に受け入れ態勢ができたというところでの、要は担保のようなものができたということで一安心をしているということでもありますので、今後のその焼却施設のあり方、これにつきましては、当然これから言いましたように早急に考えていかなくちやならないわけでもあります。で、その中で実は今までの計画を作ったのはもっと前、10年以上前から、10年ぐらい前から計画を始めたことでもありますので、またその当時と今の状況も少しずつ変わってきております。一つには国の方針も変わってきているわけでもあります。ダイオキシン対策として大規模な100トン以上で24時間焼却しないとダイオキシンが除去できないという中で大型化を迫られて各小さな町での5トンだ10トンという処理はそういう能力が、ダイオキシンを除去する能力が下らないということで国はそういう方針を認めなかったわけでもありますけれども、だんだん技術も変わって進んできておりますので、そういった意味ではそういった状況も踏まえながら、どういったゴミの処理施設、これはやっぱり最終的には町の責任であります。一般廃棄物は、それぞれ自治体の責務でありますので、で、それをその規模から言って自治体が小さいから広域で取り組もうということで計画を進めたわけでもありますね。それが一度こういう形の中で財政権の問題で凍結したわけです。ですからこの機会に改めてもう一度西部圏域のゴミの処理について、どういうふうな方法が一番いいのか、広域で取り組むのがいいのか、2、3町村でいいのか、単町がいいのか、まあそういった事もですね、もう一度検討を改めてしなおすことになっていくんではないかなというふうに思っておるところであります。以上であります。

○議員（2番 西尾寿博君） 了解しました。

○議長（鹿島 功君） ここで暫時休憩したいと思います。14時5分まで休憩したいと思います。

午後 1 時 5 3 分 休憩

午後 2 時 5 分 再開

○議長（鹿島 功君） 再開いたします。次、4番、遠藤幸子君。

○議員（4番 遠藤幸子君） 4番遠藤です。通告書にしたがって1問、教育委員長に質問いたします。

子育て支援について、子どもは家庭だけではなく地域社会の中で育つ、育てるべきものとの考え方から、市町村を中心とした地域での支援体制が必要となっております。児童福祉法の改正により平成17年4月から住民に一番身近な市町村が、児童虐待、子育ての相談窓口と位置づけられました。先日、児童相談所の方より、話を聞く機会がありまして、いろいろ聞いたところではありますが、鳥取県内全ての市町村において各関係部局との連携、24時間の虐待通報受理、緊急対応の体制整備、面接室の確保や住民への広報、啓発活動等が行なわれてきた中、「要保護児童対策地域協議会、子どもを守るためのネットワーク」が設置されました。以上のような内容でしたが、大山町はどうか。どのような対応をなされているのか。お尋ねいたします。

一つ、大山町における虐待の状況は。子育ての相談の内容、相談者はどういう方が多いでしょうか。二つ目、24時間虐待通報受理、緊急対応の体制はどうなっているでしょうか。三番目、面接室の確保はどうなっていますか。四つ目、住民への広報、啓発は。五番目、要保護児童対策地域協議会のメンバーはどうでしょうか。その協議会の活動内容は。以上質問いたします。

○議長（鹿島 功君） 町長、あ、失礼、教育委員長。

○教育委員長（伊澤百子君） 議長。ただいまの遠藤議員の子育て支援についての質問にお答えいたします。

大山町では、平成17年の10月に「大山町要保護児童対策地域協議会」を設置いたしまして、18年の4月より教育委員会が所轄をしております。これによりまして、児童虐待の予防及び早期発見のためのさまざまな方策、また児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のありかた等について対応を検討する一連の支援体制ネットワークを築いて対応しております。

まず、大山町における児童虐待の状況のお尋ねですが、昨年度は虐待が疑われる相談は1件、児童相談所への通告事案が3件、町外から転入により引き継ぎました事案が2件のほか、巡回訪問で発見をいたしました事案が8件の合計14件であります。その内容ですけれども、児童の養育に関するもの、育児放棄、家庭環境に関するものであります。児童虐待についての相談ですが、実は、家族や本人からはほとんどなく、保健師や学校の教職員、また保育士などが発見、通告したケースが

大半であります。

次に24時間虐待通報受理、緊急時の体制はどうなっているかとのことですが、教育委員会の事務局に相談専用の電話を設置いたしまして、通報受理後は担当部門が対応しております。また夜間の緊急対応につきましては、不十分な部分もあり関係機関との更に連携をとりながら体制に万全を期したいというふうに考えております。

次に、面接室についてのご質問ですが、専用の部屋はありませんが、兼用の面接室を確保いたしまして、プライバシーの保護にも十分に配慮いたしております。

次に住民への広報や啓発についてですが、町のホームページに関係機関や連絡先を載せていますし、先日発行いたしました『子育て支援ガイドブック』、議員の皆さんご覧になったかと思いますが、こういう大山町子育て支援ガイドブック、大山町に生まれた子どもたちが、生まれた時からさまざまな子育てを各課にわたってしている、そのガイドブックです。これにも相談体制について記載をし、これは保育所、小学校、中学校の全家庭に配布いたしております。また、広報だいせん7月号にも掲載を予定しております。

最後に、要保護児童対策地域協議会のメンバーについてお尋ねですが、民生児童委員協議会、児童相談所、保育所、小学校、中学校、町の福祉、教育、人権関係課など28名で構成をいたしまして、代表者会議や研修会も開催をいたしております。また、担当者レベルでは毎月情報交換会を開きまして、共通理解とか共通認識を図りながらその一つ一つの事案に取り組み、業務に当たっているところでございます。

また、必要に応じまして個別の関係者会議により、その児童や家族への支援、調整を図って要保護児童やその家庭の健全な育成を目指しております。

今後も要保護児童対策地域協議会は子どもに関するさまざまな問題について、家庭からの相談に応じ、支援をし虐待防止対策等に積極的に取り組みまして、大山に生まれた子どもたちが心身ともに、健全に育ちますよう精一杯努力してまいります。よろしくお願ひします。

○議員（4番 遠藤幸子君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 遠藤幸子君。

○議員（4番 遠藤幸子君） 今、回答いただいた中で大山町はかなりいろいろな面で、わたしの友達がこの間大山町の教育委員会の方に視察に来させていただいて、それは大山町の子育て支援、幼児教育が県内でも先進地であるからということで、視察に行きたいというふうに話をしておられるぐらい県内でもやはり注目されている大山町ですから、そういう虐待、子育て相談、そういう窓口がやっぱり他よりも安心してできるような形になって、今の説明ではいい具合になってるというふうにお話をいただきましたので、安心してるところなんです、それと大山町内

ではないんですけれど、保育園の園長さんが虐待っていうんですか、そういう完全に虐待と見られ、分かるような様子、分かりにくいっていうんですか、ちょっとあざがあったりとか、不信、ちょっとどっちか分からないんだけどどこに相談したり通報したらいいのか分からないっていう話をちらっと聞いたものですから、この大山町の保育園の職員の方にどういう連絡っていうんですか、研修っていうんですか、そういうものが成されているのか、それをちょっとお聞きしたいと思います。じゃあお願いします。

○議長（鹿島 功君） 教育委員長。

○教育委員長（伊澤百子君） 議長。児童虐待というのは本当になかなか明るみには出てまいりませんで、今回申し上げましたように保健師の方ですとか、地域の方ですとか、そういう方たち、あるいは町全体で子どもたちの様子にしっかりと目を配ってその中から気づきが出てきたり、対応ができたというようにすることが大切かというふうに思っております。子どもたちとかそのご家庭の悩みなどにも対応できる体制も同時にとっていかないといけないというふうに思っております。詳しくは担当課の方から説明させていただきます。

○幼児教育課長（高木佐奈江君） 議長、幼児教育課長。

○議長（鹿島 功君） 幼児教育課長。

○幼児教育課長（高木佐奈江君） 先ほどのご質問にお答えいたします。大山町では保育所所長と幼児教育課との連絡会は毎月1回行なっておりまして、その際にも時々話題に上がる問題でございます。

それとこの要保護児童対策地域協議会では年1回の研修会をもっておりまして、児童相談所等の職員の方から直接研修を受けたりしておりまして、そういう虐待の恐れ、それから虐待に関する対応についての研修は積んでおります。で、まあそれは所長が主なんですが、保育士も毎月1回は研修会、今日も行なっておりますけれども、そういう場面がありますので、そちらで研修を行なっておりますので、ほぼそういう場合は、対応してると、はい、思っております。以上です。

○議員（4番 遠藤幸子君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 遠藤幸子君。

○議員（4番 遠藤幸子君） 大山町の体制は、万全だと伺って安心しました。最後に教育委員会のお考えをちょっとお聞きしたいと思います。

先日、秋葉原で悲惨な事件がありました。今どきの子どもっていったらいけないんですけれども、割合キレた、自分が死にたい、だけでも自分で死ねないから誰かを殺したい、何か理不尽な事件というのを耳にするのが多いんですが、やっぱりそういう子どもたちっていうのはやはり幼児期からいろんな問題があった人が多いんじゃないかなと思います。で、大山町は平穏なこういう田舎ですからそんなことは考

えられないかも知れないんですけども、今、核家族が多くなってきました。この大山町の中でも、やはり自分の周りにその子育ての不安を相談できる、こんな簡単なこと誰に聞いたらいいんだらうというぐらい小さなことでも、誰かに聞いてもらえたら安心できる、その安心した心で子育てができたなら子どもも安定して大きくなるんじゃないかなと思います。

で、そういう面で、やっぱり子育ての大事さというのは、教育長、充分ご承知でいろんなところで講演もしていらっしゃるんですけども、教育委員会としてやっぱりそういう、何ていうんですか、誰にでも簡単に自分の周りにいるような人、それが教育委員会じゃなくても相談できる、ちょっと自分が思ったときに誰か相談できるような体制、地域の方の協力が得られるようななんかそういうような体制をとっていかれるようなお考えっていうのは、何か考えていらっしゃるんでしょうか。その辺りをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 教育委員長。

○教育長（山田 晋君） 議長、教育長。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 遠藤議員さんのご質問にお答えします。秋葉原の事件を踏まえて幅広いご質問でありましたが、大山町の子どもたちを育てる場合に、個人を磨いていくというそういう柱と、もう一方は当然大人になっていく中では仕事を含め、多くの人とのこの人間関係っていうようなことが必要になると思うんです。学校社会はもちろん、会社であったり地域社会っていうのは、人間同士のつきあい、そうしますと個人を磨いていくという教育に合わせてそういう対人関係っていうのも教育、子育ての大きな柱であると思っております。で、そういう中で教育のあり方を眺めるとやっぱり発達段階に対応しながら、両方を育てていく、こういうことが必要だと。個人については、親の願いであるとか、あるいは学校の教職員の関わりっていうのが出てくるわけですが、子どもが自ら新しい出会いを作ったり、その摩擦を克服したりあるいは激励を受けて生きる勇気をもったりというような、こういう体験を積み重ねていきたい。そうした場合に、そういう環境に整っているのか、保育所の例えば人数であるとか、小学校、分校も含めてですね、そういう友達との新たな出会いとか、支えあう仲間、こういう環境が整っているのかという辺りについても、現在教育委員会の中で話をしております。合わせて子育てをしているお母さん方が、あるいはお父さんも含めてですが、そこに起きるいろんな問題があると思います。で、その辺の情報交換であるとか、あるいは実践交流みたいなものを今何回か繰り返しておるわけです。ただ保育所について言えば、保育所の保護者会というのが、まだ組織化されておられません。保護者会長さんの連絡会っていうのは一応持っておりますが、こういった辺りで組織化をしながら情報提供をしてお

父さん、お母さん、あるいは家族の方が自信を持って子育てができる、そういう環境を作っていきたい。幼児教育課を中心に、現在いくばくかの話をしたり試行したり、あるいは既に取り組んでいる、こういう部分があります。以上です。

○議員（４番 遠藤幸子君） はい、終わります。

○議長（鹿島 功君） 次、７番、川島正寿君。

○議員（７番 川島正寿君） ７番議員の川島でございます。バイオマスタウンについてということで通告にしたがいまして１問質問いたしたいと思います。

バイオマスタウンということは、広く地域の関係者の連携の下、バイオマスの発生から利用までが効率的なプロセスで結ばれた、総合的利活用システムが構築され安定的かつ適正なバイオマス利活用行なわれているか、あるいは今後行なわれていることが見込まれる地域のことでございますが、私が資料を調べました２００７年の１１月現在の資料で、調査で、全国で１０４の市町村がバイオマスタウン構想を公表しています。その中で県内では１番に大山町は、公表しているということになっています。知る限りでは米子市がこの次に続いているということですが、この構想の実現に向けた地域の主体的な取り組みは、どのように進展しているのでしょうか。この全国の１０４の市町村の中で、鳥取県で一番早く公表しているということは、非常に先進的な考えで素晴らしいなという考えになりましたが、この辺の実態、どのようにしているのかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。川島議員さんのバイオマスタウン構想についての質問に答弁をさせていただきます。先ほどありましたように大山町では、平成１７年度に「大山町バイオマスタウン構想」を策定し、平成１８年２月２４日に中国四国農政局に提出をし、全国１０４のバイオマスタウン構想を公表している市町村の一つとなっております。

大山町の基本的な構想は、地域バイオマスの利活用方法として、木質バイオマス資源に着目をし、林地残材と松くい虫被害木をターゲットとして収集し町内の木質ペレット製造プラント等に搬入をし、ペレットやチップを生産するものであります。

燃料利用は町民に対して、ペレットストーブ購入を推進しており、町施設においてもペレットストーブやチップボイラーといった機材の導入の検討等、木質バイオマス燃料消費を拡大し、化石燃料消費の減少に取り組むことといたしております。

この構想に基づきまして、平成１８年度には、国の補助を受け、中山地区にペレット製造施設が整備をされております。

ペレットストーブは町内の公共施設等に７台設置されております。ペレットストーブの普及にむけ、個人住宅用の導入費用の一部を補助する制度に取り組んでお

りますが、本体価格が高額でありなかなか普及が進んでいないのが現状であります。最近では、西部総合事務所、県の施設であります、ここがペレットボイラーを導入したと報道されております。ひきつづき、森林関係者等へ、ペレット製造施設への資材搬入の協力を依頼するとともに、公共工事における解体建物の廃材搬入も積極的に進めてまいりたいと考えております。

その他のバイオマス資源の利活用といたしましては、家畜排泄物では、養豚事業者1社が、豚糞を原料にしたメタンガス発生装置を導入して、バイオマス燃料の利活用に取り組んでおりますが、一般畜産農家におきましては、全量堆肥化され、牧草の生産等へ利用されている現状であります。

バイオマス資源の利活用と推進に向けた取り組みを推進するとともに、新しい利活用策や、新技術についても積極的に検討してまいりたいと考えておるところであります。以上であります。

○議員（7番 川島正寿君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 次、7番、川島正寿君。

○議員（7番 川島正寿君） ただいま町長のお答えでは、林地残材、分類としては、林地残材のバイオマスに取り組んでおられるということで、この取り組みは、このわたしが調べました表ではほとんど全国でも例がないという報告にあります。非常にいいことだと思いますが、ご存知のように地球温暖化の危機、資源浪費による危機、生態系の危機の3つは、人類が直面する環境面での3大危機といわれています。これを救うには、環境を壊さないように、環境への付加が環境要領を越えないようにする、低炭素化、社会への実現、それから新たに採取する天然資源と自然界に排出するものを最小化する資源の循環的な利用、循環型社会の形成が必要である。健全な生態系が維持され、自然と人間との強制が確保される自然強制社会の実現が重要であります。平成19年に京都議定書が閣議決定された世界環境立国戦略でこの一つにバイオマスタウンということが持ち上がってきたのではなかろうかと。地球温暖化防止に対する対策として、バイオマスタウン計画の推進が持ち上がってきたのではなかろうかと思えます。

それで、この農水省の国の予算でも、国産バイオ燃料に対策の予算が80億、ソフトセルロースの利用が3億、地域バイオマス利用が112億、約その他もろもろ含めると300億近い交付金などの予算が組まれております。それでこの対象バイオマスの一番多く出るのが、家畜の排泄物8,700万トン、下水汚泥が7,500万トン、黒液が7,000万トン、廃棄紙が3,700万トン、食品廃棄物が2,000万トン、こういう具合に年間で全国で凄いトン数のバイオの原料があります。そして未活用なのが食品廃棄物、未利用が約80%。それから農作物、非食用部というのが1,400万トンで、未利用が、利用されていないのが約70%、

さっきも申しました林地残材というのが、340万トンありまして、ほとんど利用はなし。ただし大山町はその方向に、松くい虫の対策として取り組んでいるということですが、その他に、やはりわが大山町は、基幹産業で農業もあります。それで畜産廃棄物、食品廃棄物、林地残材、特に鳥取県では森林保全税というのがございますが、それを利用した竹林の伐採ということでそれを利用して総合的な堆肥の計画とか、ペレットとかそういったものについて今後、取り組んでいかれるかどうかお尋ねしたいと思います。

で、このメリットとしましては、新たな産業、新たな雇用を創出します。エネルギーや素材の供給など新たな役割が生まれ、地域が活性化し、バイオマスは植物が育つ時に吸収されたCO₂からできた資源なので、空気中のCO₂の増加を抑制し、地球温暖化を防止します。資源使い捨て社会から循環型社会への移行を促進します。計画的な施設整備を進めるにあたり、国の支援を受けることができます。地域バイオマス利活用交付金というのがあります。そういったことで多くのメリットが存在いたします。今後その辺のことについては、取り組んでいかれるかどうか、分野別にでも分かれば教えていただきたいと思います。総合的にでも結構です。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。再質問に答弁させていただきますが、今ご案内ありましたようにバイオマスさまざまな資源があるわけでありまして、今本町が構想として計画を発表しておりますバイオマスタウン構想、これは木質バイオ、これを基にした計画であります。

したがって、その他のいろんな資源によるバイオマスというのはまだ具体的な計画はしておらないわけでありまして、おっしゃるように、非常に今化石エネルギー等が不足をし、CO₂の発生減になつとるということでありまして、そういった中でやはりバイオマスというものをこれから町づくりの中に、町の中にどういうふうに位置づけていくかっていうのはこれから検討していく必要はあるだろうというふうには感じておるところであります。以上です。

○議員（7番 川島正寿君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 川島正寿君。

○議員（7番 川島正寿君） 今後いろいろと研究して取り組んでいくという心強い町長の答弁をいただきました。特に生ゴミ処理の件で先ほども同僚議員から中山の焼却場の件が出ました。これについても上手にもっていけば生ゴミを堆肥にもみ殻、畜産廃棄物、林地残材等とももって処理できると思います。そうすればその辺の対応もできると思います。よくよく研究されて、その方向に持っていけたらと思いますが、この案はどうでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。再質問に答弁させていただきますが、以前にも答弁させていただきましたが、その生ゴミの堆肥化、これはやっているところもあるわけでありまして、実際にそういったことでの活用をしているところも当然できるというふうに認識はしております。ただ、いずれにしてもこれは一つのサイクルとして、きちっと回るような仕組みを作りませんと、ただ生ごみを堆肥化することになりまして、それを作るそれなりの設備が必要になりますし、そうするとそのできた堆肥をどういうふうに活用してどういうふうな単価でやっていくか、また生ゴミにあたっては堆肥化できるものできないものがありますから、その分別をどこまで徹底できるか、いろんな課題があるんだろうというふうに思っておりますので、前も申し上げましたようにそういったことがやはり全体的の中でやっぱり仕組みとして回っていくような形にならないとなかなか難しいのかなというふうに思っております。今実際に成功してる例としてもほんの一部の地域の中でやってる部分はあるわけでありまして、町全体ということになるとそういった課題もあるのではないかなというふうに思っておりますので、まあ今取りあえずは、できるだけその生ゴミというのを家庭の中で堆肥化していただきたいということで今電気式の生ごみとかコンポスト等、これについて減量化に向けて、堆肥化にそれぞれしていただくような助成もしておりますので、改めてまたそういったことも含めて、これからの課題ではないかなというふうに思うところであります。

○議員（7番 川島正寿君） 了解、終わります。

○議長（鹿島 功君） 次、6番、森田増範君。

○議員（6番 森田増範君） 議長。6番森田でございます。私は質問2点、町長に質問させていただきたいと思っております。1点は、観光交流センター建設について、そして2点目は産業雇用活性化に産学官の総合プロジェクトをというテーマであります。通告にしたがいまして、まず観光交流センター建設についての質問をいたしたいと思っております。

3月定例議会におきまして平成20年度一般会計予算が議決されました。その中で、名和インターチェンジ付近に建設される予定の観光交流センターは、町長と議員の間で考え方の相違等、さまざまな議論がかわされたところであります。結果として一般会計予算は可決され、その執行は可能となっております。

しかし、この活発な議論、議員の心配を踏まえて議員全員で構成するところの予算等審査特別委員会の審査報告では、委員長より付帯意見として「山陰道が全線開通した後も、魅力ある施設として生き残れるよう鋭意努力されたい」という短い文言ではありますけれどもこの事業について議会で活発に議論し、情報交流拠点施設の必要性は認識しつつも、執行にあたっての慎重な取り組み、将来性を考えたプ

ランニングを求めているものであります。

そこで、3つの質問をいたしたいと思えます。まず一つ目は、この付帯意見に対してどのように取り組まれる考えなのか。二つ目は、観光交流センターに隣接する交差点、あるわけですが、その当時まだ不十分な見込みがたっていなかったようであります。この信号機が付くのかどうか。そして三つ目の提案でありますけれど、これにつきましては、この6月定例議会の開会の前に、この交流拠点センターについての具体的なプランニングが修正されたものが全協の中で示されました。説明が、短い時間ではありましたが説明がありました。しかしながら次のような考え方もあるのではないかと私は考えておりました、敢えて3つ目の質問もさせていただきたいと思っております。

それは情報発信交流は人を呼び込む、人が集まる、これをベースにしていないと長期的に見てその機能は果たさないと考えております。今回のプランは、小規模な取り組みでという構想ではありますけれども、規模、内容、場所など中途半端ではないのかなという具合に思っております。一度施設を建設しますと、国の補助事業である以上、耐用年数の20ないし30年くらいは、維持管理していかなければなりませんし、8年から10年後と予定されておりますところの鳥取、米子間の山陰道開通後、この場所での事業展開は、この施設からの魅力発信、人を集める施設として考えたとき、とても心配であります。

人を集める、人を呼び込むという点では、今年度建設予定の御来屋漁港の加工直売センターと食事どころの施設が今年の秋には完成します。

将来への可能性を秘めた施設であり、この利活用を積極的に展開すべきではないかと考えます。まずこの施設に大山恵みの里公社を入居または漁協との共に取り組む体制で、恒常的な集客・漁港を生かしたさまざまな観光交流プランをつくって充実させ、まずここから情報発信、そして町内周遊へ展開していく。この手法を提案してみたいと思えます。それによって、今後の、これからの展開していく大山町内交流の道すじが見えてくるのではないかなと考えます。

大山という山からの今ある発信、御来屋漁港という海からの発信、これを進めながら、少し時間をかけて、山と海、そして町内周遊へと交流を展開していく情報発信交流施設、この建設をどうかなと思えます。人を呼ぶ込む、人が集まるプランを検討されてはと考えますがどうでしょうか。以上よろしくお願ひいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。それでは森田議員さんの観光交流センター建設についての質問に答弁させていただきます。

平成20年度予算等審査特別委員会報告にありました山陰道名和インター付近に整備予定の観光交流センターに関する付帯意見についてのご質問であります、ご

質問の趣旨は、山陰道が全線開通した約10年後、名和インターの交通量に併せて利用者が減少し、施設の維持管理ができなくなるのではないかとのご心配からであろうというふうに思っています。

まず、観光交流センターの設置目的であります。この施設は、山陰道を利用される観光客などに立ち寄っていただき、ここに集約されたさまざまな町内の情報を提供することで、大山はもとより御来屋漁港や中山温泉、妻木晩田遺跡、香取などの観光の要所に放射状に誘導し、町内での滞留時間を延ばしてもらうことや町内産の農林水産物とその加工品を大山町ブランドとしてPR・販売することをねらっているものであります。

現時点での対策といたしましては、当初、この施設には山陰道側から車で右折で進入できないということでの不便さが想定されていましたが、国土交通省と鳥取県警に相談し、インターの一部を自動車専用道路から解除してもらうことになりました。そして上り下り線の両方からスムーズな施設内への乗り入れが可能になり、利用者の利便性を確保できることとなりました。

施設の共用開始後は、山陰道が全線開通するまでの期間に、特産品の販売や飲食提供につきましても、大山恵みの里公社の機能を充実させながら、施設の認知度や集客力の拡大につながる魅力づくりに鋭意取り組み、施設を維持・発展させなければならないと考えております。

しかしながら、10年後の状況をプラス思考のみで予測することは大変危険なことでありますので、今回の計画では情報発信機能以外を必要最小限度の機能として、運営面でのリスクを最小限にとどめたいと考えておりますのでご理解願いたいというふうに思います。

次に、観光交流センターに隣接する交差点に信号機はつくのかというご質問ですが、この交差点は、山陰道と県道旧奈和西坪線の交差点であります。山陰道が開通すれば交通量は激増し、交差点の安全確保を図るための信号機設置の要望は地元の方からも受けておりますので、町も必要性を感じ鳥取県公安委員会に対し設置の要望は行ってきているところであります。

今年の3月29日に山陰道が開通をし、国道9号を走っていた車の約5割、一日当たり1万1,000台が山陰道に転換をいたしました。このため、県道旧奈和西坪線沿道にお住まいの方から、騒音、振動などについて多くの意見をいただき、現在できることからその対策を取ってきていただいております。

このような状況の中で、信号機を設けることは大型車輛の発進時のエンジン音など新たな騒音の発生源となる心配もあるところでありますので、交差点、横断歩行者の安全を確保するためには信号機の設置は必要であるというふうに思っておりますが、騒音問題を含めた十分な検討と慎重な対応が必要であり、今後も関係機

関と協議を続けていきたいと考えておるところであります。

次に、森田議員さんの提案についてということではありますが、付帯意見に対する答弁の中でもお話したしましたとおり、現計画は適切な施設規模・内容・場所であると判断をいたしておりますのでご理解を願いたいというふうに思います。

次に、御来屋漁港に整備する予定の水産物直売所の利活用についてであります、この施設の主な目的は、御来屋漁港に水揚げされる魚介類の有利販売であり、収益的な事業展開となってまいります。従いまして、公益法人である大山恵みの里公社が直接的に関与するというのではなく、やはり鳥取県漁協御来屋支所が主体的に管理運営すべき施設であると考えておるところであります。

大局的に見まして、人を呼び込む、人が集まるプランづくりは、議員ご指摘のとおり重要なテーマであります。山陰道名和インターはすでに開通いたしておりますので、町内の観光資源の磨き上げと有機的な結びつきによる町内周遊、交流の取り組みは加速してまいりたいというふうに考えておるところでありますのでご理解願います。以上で答弁とさせていただきます。

○議員（6番 森田増範君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 森田増範君。

○議員（6番 森田増範君） 3つの質問に答えていただきました。非常にこの交流拠点の観光交流センターの設置の場所ということについての心配を本当にたくさん、議員もそうですけれど、町民の方々も心配をしております。先ほど適正規模でというお答えもありました。特に情報発信というものを中心にという思いが町長の方から強く伝わってきております。ただ、現在ある施設ということで、他町村、県内、あるいは全国的な流れを見る中では道の駅というものがあります。その中にもこの施設の中にも情報発信というエリア、空間があります。入って正面玄関に地域の情報の場所という空間があります。どこにいきましてもですね、なかなかそこが、そこを目掛けて人がやってくるというような感じを受けていないのがわたしの感じているところでもあります。

まあ現在はこの1万台以上の車が通るから、その交通の要所でもある今の名和インター付近辺りを、この場所に設置することで非常に魅力のある場所になるだろうという思いは感じますけれども、本当に開通後の、この名和インターのこの今の道路に車がどんどん下りてこないという状況になった時にですね、非常にその心配を感じるところであります。そういう意味合いで、どのようなですね情報発信を具体的に発信していこうと考えておられるのか、あればお答え願いたいと思います。今ありますところの現状にあります道の駅等々であります、ああいう形のを想定されておられるのか、もっと踏み込んだいろんな展開を想定されているのか、そこをまずお尋ねしたいと思いますし、着工についてですね、分かるのであれば計画が既に

はっきりしているのであれば、いつごろということでは着工の期日等もお示し願いたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。森田議員さんの再質問に答弁させていただきますが、この計画につきましても、決してわたし一人の考えでこの計画を作っているわけではございません。以前から申し上げておりますように多くの皆様のご意見をいただき、多くの皆様のご判断の中でわれわれ執行部としてもあそこをこれからの観光交流拠点の施設として整備していく場所では適切であるというふうな判断をしておるところでありますし、また多くの議員さんの皆さんもそういったことのご理解をいただいているというふうには思っております。

そういった中で、いろんなご意見をいただきながら、内容等もわれわれとしても精査をしながら今回改めて課題等も整理をして最終的な案を示させていただいたところでもありますけれども、いずれにいたしましてもそのこれを、要は情報発信をここを中心にしながら国道9号を伝って行っていただいたり、あるいは開通してからでも下りていただいて香取に上がって行っていただいたり、あるいは名和神社とか、あるいは中山方面に行っていただくというふうな、ここからいろんな情報を出すわけがあります。また逆に、今お話がありましたようなご提案がありました御来屋漁港をそういった拠点にしたらということではございましたが、御来屋漁港もある意味では、そこに来られた方にこの交流センターの情報やそれから大山のいろんな情報をそこでやはり提供できるようにしなくちゃならない。大山寺でもそうだろうと思っています。それを相乗的にいろんな場所で効果を出していくことが必要だろうというふうに思っていますが、その中で当然今国土交通省さんといろんな話をする中で、この間も言いましたようにあそこに24時間のトイレということはこの中で設置しようとしております。そういった中でそういった案内施設やそれからトイレ、そういったのがあるということ、このことをその道路情報としてやはり出していただく、だから沿線沿いに、まあ言いましたようにパーキングの位置づけをしていただくわけですから、そういった情報を出していただくことによってそこにまず下りてもらおうというような、用事がある人は。そういったようなこともやはり仕掛けていかななくちゃならないと思っておりますし、まあ道の駅という一つには、よく全国的な規模のものもあります。これについても道の駅という形での指定、位置づけができるのであればまたそのことも県なり国交省なりとの協議をしていきたい、そういった中でまたその情報の中に入れていただくということも考えられるんだらうというふうに思っております。

ただいずれにしても何回も申し上げますが、ここに全てのものを機能を集約させてしまうということになると、やはり10年後の開通ということを考えてみますと、

そんなに多くの方が、ここを下りてくるわけではないわけでありますから、したがってそういった目的を持って下りていただく方に、目的を意識していただくような情報を発信していかなくちゃならないというふうに思っておりますし、まあフラッと下りていただいた方にまあその建物の中に寄ってもらってそこで情報を得ていただいて、改めて御来屋漁港に行ってもらったり、あるいは他の方に回ってもらうと。今日話が出ました、要は退休寺辺りもそういったような場所として本当に魅力ある場所にしていかなきゃならないというふうに思っていますが、そういった案内機能というのはどこかに必要だろうというふうに思っておりますし、そういったのはこれから先も全線開通後も必要になってくるだろうと思っておりますから、やっぱりそのことは、きちっと機能として持たせながら、その他のことについては柔軟に対応できるような規模のものにしたいということでの規模設定もしておるといふようなことをございますので、ご理解をいただければというふうに思うところであります。

○議員（6番 森田増範君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 森田増範君。

○議員（6番 森田増範君） 3回目ということで最後になりますので、充分完全燃焼できないかもしれませんが、もう少し踏み込んで尋ねたいと思います。

今の施設の場所ですね、本当に通過型の交通の適地といいますか、立地に建設されるわけであります。まあ交通量の多い、交通の要所ということが前提の中での施設であります。先ほど町長おっしゃいましたように、開通後、8年から10年の開通後ということをつかえたときにも、やっぱり目的をもって下りて来られる方っていうもののターゲットも視野に入れながらという発言もございました。全くその通りなんです。開通、鳥取米子間の全線開通後ですね。本当に、今本当に賑わっているといますか、非常に交通量の多い、今の道路ですけども、これが開通しますと、本当に下りなくなるのは目に見えております。わたしは国信でございますけれど、大山インターチェンジから国道9号につながる道路、3月開通しますところの3月29日でしたかね。それまでは本当に今のこの名和の道路と同じように、とてもたくさんの方が下りてきておりました。これ大変なことだと思っておりましたけれども、ここの名和インターチェンジ開設しましてからですね、ほんとうに激減しました。ようまあこげに下りてこんようになるもんだと思うぐらい下りてきません。そういう姿がですね、この米子鳥取間の山陰道が開通したときには、目に見えてくるんですね。今のこの計画をされている施設に本当に目的をもって人が来てくれるんだろうかという具合に感ずることが本当に心配であります。施設を作るということであるならばですね、本当にそういう情報発信というもの、それから少ない小さな規模、だから望みたいという思いはあるわけですけども、それならそれを前提

にしてでもですね、やっぱり先ほど申し上げられて、町長がおっしゃいましたように、この施設に目的をもって下りてくるという施設づくりをですね、しっかりとこの開通するまでの間に築きあげていただきたい。それがわれわれ議員が、この短い文章の中に、文言に含めている思いであります。非常に心配をしております。町民の方も心配をしております。今示された話の中でもですね、本当に自信をもってやっていくんだという言葉は無いわけですし、そのプランニングについてですね、もっと踏み込んで計画を練っていただきたいということについてどうなのか、最後の質問にしたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長

○町長（山口隆之君） 議長。再質問に答弁させていただきますが、申し上げましたように、わたしは適切な規模、適切な場所だというふうに思っておりますというふうにはっきり言わせていただいたというふうに思っております。

で、どこであれ通過はするわけでありませ道路は。高速道路の中であれ、一般道であれ、それは通過はするわけでありませから、ですからそこに立ち寄っていただく場所はどこかになくちゃならないわけでありませ。したがって、今おっしゃるように大山インターから下りた県道は、交通量が少なくなっている。それはその中に何も無いからでありませから、ですからそこに、例えば名和インターのところを下りれば、そこにトイレがあり、それから大山町の観光情報がある、あるいは物を売っているということの情報を発信することによって、それを目指して下りてこられる方もありませしょうし、あるいはフラッとトイレのつもりで下りたら、そこにそういった情報があったということで、じゃあもうちょっと他のところを廻ってみようかということにつながるんじゃないかなというふうに思っております。そういった意味では御来屋漁港では、漁港を目的にした人しか行かないわけでありませから、だからやはりその道路沿いにあるということの方が、広くその情報を発信する機能としてはいいんじゃないかということで今のあの場所を選んでいるわけでありませ。まああそこでしたら、高速道路を通って下りて来られる方もあるいは国道9号から上がって行かれる方もそんなに距離がないわけでありませから、ともかく大山町の情報としては、あそこにもろんなものがあるよということをもた情報発信することによって、それはそこに人が来ていただけるような情報を得に来ていただけるようなことにつながるんじゃないか。そのことを繰り返しになりますが、大山寺の方でも、あるいは御来屋漁協でもあるいは他の施設からでも、そこにそういった施設があるというそういった情報を発信しなくちゃなりませんし、それを国交省や県と一緒にしながら、いろんなその案内の中でそこにそういう施設が、名和インターのところの下りたらあるよというようなところの情報を一緒になって発信していただくような取り組み、これもしていかなければならないという

ふうに思っております。

で、そうした上でもやはり多くの方がこれから全線開通したときにどんどん下りて来られるわけではないと思っておりますから、だから規模としてはそんなに大きな規模でなく、10年後全線開通してからでも、運営がしやすいようになるべく人手のかからないような規模のものにしたらということでの今の規模設定をしているということでご理解いただけたらというふうに思っておりますし、まあそういったことも含めてわれわれとしても多くの皆さんのご意見をいただきながら議論し、これは作ってきておると思っております。どうかご理解をいただき、またこれを前向きにみんなで活用するような方策を考えていただきたい、いけたらというふうに思っています。

それと先ほど答弁ちょっと漏れてしまいました、時期のことでありました。これにつきましては今畑の所有者の方との交渉もしておりますが、それとの話が終わりしだい、用地を取得して工事にかかって、今年度なるべく早いうちにやりたいと思っておりますし、また料金所跡地、国交省の土地につきましても、国土交通省さんのほうで、その整備をされるわけでありますから、そういった時期も一緒に協議をしながら、なるべく同時に早いうちにできるようにやって行きたいなというふうに思っておるところであります。以上でございます。

○議員（6番 森田増範君） 議長。

○議長（鹿島 功君） ちょっと森田議員、え、と、次の質問に入るまでに少しご注意申し上げたいと思います。傍聴者の方にご注意申し上げたいと思います。議場内には電話等のあれはマナーにして頂くか、電話を切っていただくということにして頂きます様に、お願いしたいと思います。

[「議長、議員も持ち込み禁止と傍聴者にもマナー等でなく持ち込み禁止」と呼ぶものあり]

○議長（鹿島 功君） はい。持ち込み禁止ということでございます。よろしくお願ひします。はい。ちょっと待ってください。はい。続きまして森田増範君。

○議員（6番 森田増範君） はい。議長。え、引き続きということであります。

先ほどの町長の答弁も頂いて、なかなか私と町長の間の溝が埋まらないなというのが実感をしておるところでございますけれど、まあ、それぞれで、これからもまた常任委員会の方もあります。ずっと意見交換をしながら見つめて行きたいと思ひます。

次に2番目であります。産業・雇用活性に産学官総合プロジェクトを、というテーマでございます。若者の県内就業の減少が続いており、地域活力の低下が顕著になってきております。5月に「中学校のあり方を考える会」が教育委員会の方主催で、中山、名和、大山3地区で開催され出席をいたしました。昨年誕生した子ども

は、町内で104人、このままの傾向で推移すれば、中学校に通学する生徒数が激減をして、この104人の子どもたちが中学生になる10年後頃ですが、この中学生の教育環境を考えたときに、中学校を1校に統合すべきなのか、2校なのか3校のままかと、いろいろな角度からの活発な意見交換がなされました。この3日間を通じて、痛切に感じましたのが、教育の問題ということではなくって、本当にこのまま若者が減って、若い夫婦の定住が減少していけば一層の少子化、地域活力の減退が進行する、本当にこのままでは大変なことになるな、という切実な思い、危機感でありました。また、発言者の中でもそのような思いを訴えておられた方もあります。くしくも、10年後といいますと、先ほど述べました山陰道これの鳥取、米子間の開通が予定をされております。地域間交流や生活環境等が大きく変化していく時期でもあると考えます。将来の大山町は、今後の10年間、どのような町づくりを進めるかと、いうことにかかっているととっても過言ではないと思っております。非常に重要な時期に入ったな、期間だなという具合に考えております。

そこで今後、いや、今、産業振興、雇用を活発化して、若者や若い夫婦の定住が促進されるような施策、これが求められる、ているという具合に思います。鳥取県や西部広域との連携で、取り組むテーマでもありますがけれども、地域間格差も生じている今日、本町独自でもこのテーマに取り組まなければならないと思っております。行政だけでなく、民間の活力も加えながら、それぞれに得意分野の知恵・技術、ネットワークを出し合って、産学官一体となった総合的なプロジェクトとして、とりくむ必要性を感じております。それによって、例えば農林水産と商工連携等さまざまな展開が展開されていく、ことが期待されております。町長の考えを質したいと思えます。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。それでは、森田議員さんの、産業・雇用活性に産学官総合的プロジェクトをというご質問に答弁させていただきますが、少子化の波は本町にも容赦なく襲いかかっておりまして、森田議員さんご指摘のとおり、無策のままでは本町も大変なことになってしまうものと私も考えておるところでございます。現在推し進めております「大山恵みの里づくり計画」の実践は、まさに大変なことにならないように、本町が独自でできることに積極的に取り組んでいこうというふうに、今考え、取り組んでおるものであります。企業誘致などは県の力を借りながらではないとなかなか成果が上がらない分野であります。それ以外の分野、例えば特徴ある教育の推進や、子育て支援策の充実などの方策による定住化の促進、売れる特産物の開発や観光客誘致など本町の資源を活かした産業の振興による雇用創出、遊休公有地と民間の知恵を併せた定住拠点の提供、学生の斬新な発想と旺盛な好奇心、軽やかなフットワークなどを活用したまちづくりの推進などなど、取り

組むことのできる分野はたくさんあるものというふうに思っておるところであります。折しも、農商工連携によるコミュニティビジネスの創出が国の施策として取り組まれ、大山山麓でもNPO法人による支援組織が立ち上げられようとしておりますし、本町内の取り組みも支援対象として国からも注目されていると伺っております。こうした取り組みとも連携を強化し、10年後の大山町の姿をしっかりと見据えて「大山恵みの里づくり計画」を推進してまいりたいと考えておりますので、今後ともいろいろとご提言をいただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議員（6番 森田増範君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 森田増範君。

○議員（6番 森田増範君） お答えを頂いた中で、その大きな柱となるものが、大山恵みの里づくり計画ということの推進をしていくと、いうことで産業雇用の活性化に繋げて行きたいという結びなのかなと思っておるところであります。

私もこの大山恵みの里づくりにつきましましては、合併前のワークショップの時から関わりを持たせてもらっておりまして、非常に自分のことのように関心を持ち、一生懸命色々と発言をさせてもらってきております。ただ今感じておりますのは、色々な施策が恵みの里公社の方から展開をされておりますブランド作りであったり、講演会であったり、されております。ただ、見ておって感じますのがですね、非常にまだ期間が浅いというのがあるのかも知りませんが、線が細い。というのを感じております。もっともっと肉付けをして、太い事業展開にしていけないのではないかなという感じを持っております。それは、まあ、公社のプロデューサーの方から色々と提案をされながら、町民に色々と話を仕掛けられ取り組みが進んでおりますけれども、やはり、そこから更に更に展開していくには、技術力であったり、マーケティングであったり、色々な場面でのプロの世界があるわけがありますので、そういったところの連携や、合体したプロジェクトチームを組んだりして物事を進めていくことのほうが、更に新しいビジネス展開へも繋がるんじゃないかと思っ、このテーマを挙げたところでもあります。この必要性について町長どのように感じておられるのか、質したいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。え、森田議員さんの再質問に答弁させていただきますが、私も同感でございます。異論はないところでありますし、あの、もう一つ私は今、もっとおっしゃるように、大山恵みの里づくり計画、これを今実践2年目でありますけれども、もう少し取り組む中で、もっとこれに、町民の方にもっともっと多く関わってもら、そういった仕掛けをしなくちゃならないということは、常日頃今、課題として公社のほうにも言っておるところであります。あの、やはり一

部の成果も出てきてはおりますけれども、ただこのことをこの一部のその成果に終わらせるのではなくて、やはり町全体の大きなあの、広がり、関わりを持っていただかないと、産業の活性化には繋がらないというふうに思っておりますので、そういったまずは、そういった町民の皆さん、農家の皆さんや、漁家の皆さんや、商工業の皆さん、そういった色々な方々に、この計画をその実践する中で、参画を頂く。そういった仕掛けをしていかなくちやならないというふうに思っております。ま、そういった中で大きく当然展開していく中で、おっしゃるような民間の大きな力とか、或いは、先ほど申し上げましたような、NPOだとか色々な方々に大きな力になって頂いて広げていくということになるんだらうと、いうふうに思っておりますので、そういった考え方で、私ども、私としても進めていかなければならないという、同じ思いを持っておるところであります。以上であります。

○議員（6番 森田増範君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 森田増範君。

○議員（6番 森田増範君） これも3回目最後になりました。共通の思いを持っていただいておりますということで、安心しておりますが、町民の方への参画ですね、これは、非常に今のやり方の中では、どうしても町民の方も参加をしてみようという形で一回集まれてもですね、引いてしまわれる、というような状況も感じております。前回も量販店の方への販売という形の流れの中で沢山の方に集まって、会合を持たれました。ちょ、名称は忘れましたが、持たれました。え、本当に、100名以上の方がね、集まっておられましたよね。ただ、それによって、じゃあ実際に米子のほうのマーケットのほうにどれだけの方が参画されたのかなということになると、かなり少なかったということ聞いておりますけども、農家の方のニーズとしては非常に求めるニーズがあるというのがあの現実であります。ただ、それが次に進んでいかないというのはやはり、それが農家にとってのビジネスですね、ボランティアでなく、ビジネスという形の中で、定着するかどうかということなんだろうなと思っております。で、これのノウハウはやはり、公社の担当の職員の方、或いは、担当課の職員の方、その知恵だけではやはり難しいのではないかなという感じはしております。そういうことからですね、ビジネス機会を見つけていく、そういったものを、生んでゆく、ビジネスを生んでゆく、仕掛けていく、仕上げていく、そのためにも私はこの、先ほど申し上げたテーマがですね、必要なんだらうと思っておりますのでありまして、一生懸命、担当職員もあがいて一生懸命やっておられると思いますけれど、もうひとつ皮を剥けて、さらに進展する一步になるには、こういった産学官というものの取り組みも一步踏み入れるべき時期なんではないのかなと感じておるところであります。私はその思いを強く持つておるところでありまして、具体的に町長の方も、そういったことをやってみようという思いがあ

るのかないのか、年度内の中でお尋ねしてみたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。答弁させていただきますが、あの、おっしゃるよう
にあの、行政だけではできない、課題でありますので、従って公社の事務局長とし
てこれも民間の方から登用したと、いう経過。それはわれわれとしても、その課題
として当然、町内或いは行政だけの知恵では、進まないと思っておりますから、そ
ういったものを招聘いたしましたし、また、この計画づくりに当たりまして、そ
ういった専門のコンサル等に入ってくださいながら、アドバイスを頂き、やってき
ておる訳であります。従って今後も当然、この狭い視野の中でのあの、事業展開と
いうのは限界があるというふうに思っておりますので、そういった機会を作りなが
らやって行きたいというふうに思っておりますし、そういう答弁もさし上げている
というふうに思っております。で、あのもうひとつ大事なものは、その先ほど言いま
したように、あの、要はその物が集まり、人が集まってくる仕掛け、町内の、です
ので、そういったそのまず仕組みづくりという部分をあの、私は急ぐ、急げという
ふうに言っているわけでありまして、今回の部分も、そういった仕組みを作
る中で、そこで農家の皆さんや、漁家の皆さんがああ、関わりやすいような仕組み
の中で、展開していくというね、そういった仕組みが先だった、というふうには、
思っております。従ってえ、今、スーパー一店出しておりますけれども、それはそ
この中で出せる人と出せない人、があって、多くの人に関心があっても実際には繋
がっていない、一部しか伝わってない、ということだというふうに思っていますの
で、そこの中におけるその公社のその役割という部分、公社が何をすればもっと多
くの人々が参画いただいて、もっと色々なところに出せれるようになるのかという、
そういった仕組みを早く組み立てなければならないと思っております。そういった
中で、あの、やはり大山の人の大山町民が誰でも参画ができる大山町のブランドと
いう形、こういったものをやはり早く作っていく必要があるんじゃないかなという
ふうな思いでありまして、それからの、どんだんの展開をまた多くのお知恵を頂き
ながら、また多くの力を借りながらやっていくということになるんだろうというふ
うに思っております。あの、そういった視点を持っておるところありますので頑張
って行きたいと思っております。以上であります。

○議員（6番 森田増範君） 終わります。

○議長（鹿島 功君） はい、ここで暫時休憩いたします。再開、え、3時40分
から。

午後3時22分 休憩

午後3時40分 再開

○議長（鹿島 功君） 次、14番、岡田 聰君

○議員（14番 岡田 聰君） え、通告に従いまして、2問の質問をいたします。

え、1問目、後期高齢者医療制度について質問いたします。本年4月1日から、75歳以上の全員と、65歳から74歳までの重度障害者の計1,300万人を加入者とする後期高齢者医療制度がスタートしました。年間12兆円の医療費は20年後には30兆円を越すといわれております。医療費抑制と世代間の公平な負担ということで導入されました。新制度は、公費割合は5割のままで、現役世代の支援金が4割、75歳以上の保険料が1割と負担割合を明確にしております。加入者1,300万人の内、1,100万人は、これまで政管健保や国保加入者で保険料を負担していた人たちが大半が減額になるようですが、年金の多い人、あるいは基礎年金だけの世帯でも負担増となるケースがあるようでございます。残りの200万人は、これまで被扶養者であった人などで、新たに保険料の負担が生じる。

制度がスタートして2カ月。人生の最終コーナーを走っている75歳以上を隔離する無神経と非情さは許せないとか、75歳以上は、包括医療制度とし、医療を受けづらくしようとしているとか、分かりにくいとか或いは現代の姥捨て山と揶揄されるとか、極めて不評で批判や反発が非常に多いようでございます。高齢者の大きな反発を受けて、後期高齢者を長寿といい改められましたが、先月のある新聞の世論調査では、制度を評価しない(64%)が評価する(28%)の倍以上となっております。

そこで(1)医療費抑制の観点から何かの制度は必要と考えるが、多くの批判をどう受け止めていますか。(2)政府や与党は、保険料の軽減措置や天引き選択制など検討しているようですが、広域連合でそれ以上の見直しは考えられますか、ないか、町長のお考えは。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。それでは、岡田議員さんの後期高齢者医療制度についての質問に答弁させていただきます。

1番目の医療費抑制の観点から制度は必要と考えるが、多くの批判をどう受け止めているのかという質問でございますが、ご案内のとおり、平成20年4月1日から、誰もが安心して医療が受けられるために、また、国民皆保険が維持できるようにと、大きく医療保険制度の見直しが行われ、高齢者の医療費についても、高齢者世代と現役世代の負担を明確化し、公平でわかりやすい制度とする観点から、75歳以上の高齢者について、独立した医療制度が創設されたところでございます。これまで大山町としましても、地元での説明会や、広報誌、パンフレット等を通じて、高齢者の方々へ制度の周知に努め、円滑な施行開始ができるよう、準備に努力をしてきたところでございます。

しかしながら、制度が複雑なことに加え、法律に基づく政省令の遅れや途中での激変緩和措置の新たな導入等もあり、高齢者の方々に制度に対する十分な理解を得ることが出来ず、また開始当初の誤徴収も重なり、全国的にも多くの批判が出ていることは承知しているところでございます。このような中、去る4月30日に広域連合市町村長会が開催をされ、多くの批判を受けている状況を踏まえ、「よりわかりやすく筋の通った制度への改善を連合会として、国に要望すべきである」との声が上がり、5月に各町村の意見を集約して、広域連合が要望活動を行いました。大山町としても「国の負担割合を高め、個人単位の保険料軽減に当たり、世帯所得の非適用等も含め、制度の見直しをする」等の意見を伝えたところであります。また、より懇切丁寧な窓口での対応や、広報など住民の理解を得る取り組みを続けていくことによって、制度の定着を図っていくことが必要と考えているところでございます。

2番目の広域連合でそれ以上の見直しは考えられないかとのご質問でございますが、連日のマスコミ報道等によりますと、現在国の方でも見直しを含めた論議が行われているようですが、詳細は依然不透明な状況でございます。今後の政府の決定を踏まえて、最終的には、広域連合議会で論議されるころだというふうに思っております。ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。以上です。

○議員（14番 岡田 聰君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 岡田 聰君。

○議員（14番 岡田 聰君） え、現状は高齢者の保険料負担は当初1割ということで決められていますが、この制度によって、医療費が抑制されますが、しかし、将来にわたって、やっぱり、医療費が増大することは、率は下がってきますが、増大することは間違いのないようです。え、この1割の保険料ですが、今のままで税金50%導入、それから、若い世代の、負担を重くしないためにいきますと、どうも、7年ぐらいでこの1割保険料が、1割の保険料が7年で40%ぐらい上がる見込みだそうですが、これらについて非常にまた不満が出てくると思われますが、どうお考えですか。あとそれから、新制度の柱の一つとして、担当医制度というものがあるそうですが、掛かりつけ医師を自由に選んで糖尿病など慢性病の場合は、一人の医者に継続総合的に診察するということになっておるそうですが、この制度を適用すると、月1回の初診料っていいいますか窓口負担、後期高齢者診療料ということで、6,000円の1割600円払うと、その月他でいろいろ検査とか診察を受けても医療費は発生、負担は不要だということだそうですが、この制度によって医療費を抑制するということになっているようですが、複数の医師会では、こういうことでは必要な医療も受けられないといひますか、医者が儲けにならなければ、必要な医療も施さないというようなそういう儲け主義の医者も出てくるんじゃないかという

ことで反対されているようですが、この件についてはどうお考えでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。岡田議員さんの再質問に答弁させていただきますが、いろいろと批判の多い制度でありますけれども、基本的には考え方としては、ひとつの考え方として、わたしはこの制度自体はそういった意味では、全然間違った制度だというふうには思っておりません。まあ、と言いますのは、一つ考え方として、その高齢者75歳以上の方々、確かに病気がちになるわけでございます。そういった意味では医療費がどうしても必要になってくるわけでありますから、その方々とそれから現役の世代の方々の一緒なひとつの制度の中にあることによって若い方々が年寄りのためによけ払わないけんた、保険料が高くなるんだというふうな、そういったその思いを持たないように、ということの中でひとつ75歳、特に医療機関に掛かる人が増える年代の方々を一つの制度の中に入れて保険制度を作ったということ、それはわたしは間違いではないというふうに思っております。ただその辺のところ、要は説明のしかたなり、今までのいろんな作業しとった検診の捉え方、こういったものの中のいろんな誤解があるんだろうと思っております、あとはその保険料の、そういった75歳以上の方々だけをひとつの制度にすると当然医療費が掛かるわけでありますから、そうするとそのままでいくと個人の負担が増えるよと、そういったこともおっしゃったようなことがあるんだろうと思っております。だからその時に国としてその制度を維持していく中で、国が税という形で、個人の負担、保険料の負担を軽減していくという考え方でいくのか、あくまでも75歳以上の方々から保険料として負担を多くしていくのか、そういったのはまた国民の議論の中で決められて、いただいていくんだろうというふうに思っておりますので、わたしはそこら辺のところも含めて大きな課題がたくさんあるんだろうなというふうに思っております。取りあえずは今1割という形でスタートしておるところでありますから、まあ特に低所得者の方についての負担の軽減を持って図ろうという方向に今なっていますし、また75歳以上とはいえ、それなりの所得がある方がたくさんあるわけでありますから、そういった方々には、応分の負担をいただこうというふうな一つの制度だというふうに思っておりますので、改善点はたくさんありますが、そういった今後の国としての一つの医療制度を国民の安全安心に暮らしていけるための医療制度をどういうふうに構築していくかこれが問われていくのではないかとこのように思っております。

それからもう一つの点でありますけれども、これも医療費の削減をするための方策だというふうに捉えてしまうという部分、これも問題だろうというふうに思っておりますが、わたしは基本的には掛かりつけのお医者さんをきちっと持つということ、このことは特に高齢者になってくるにしたがって地域の中でやはり生活も含め

てそのアドバイスをいただいたり見ていただくお医者さんをやっぱりもっておくということは僕は大事なことではないかなというふうに思っております、掛かりつけ医制度というのは非常に僕は重要な、大切なことだというふうに思っております。介護保険制度が始まった時に、掛かりつけ医の意見書ってというのが必要になってきました。僕あのときに、ああそうだ、掛かりつけ医ってというのがこれから重要視するんだなというふうに思っておりましたら、そうではない、誰でもいい、総合病院のお医者さんでも誰でもいい、とにかく意見書を書いてもらえばいいということでありましたから、その意見書を書きなる人が、その人のことを十分に分かってるかっていうと、その時だけで書くということでありましたので、本来の意味での掛かりつけ医というものではない制度の中で介護保険は始まってしまいました。で、やはりすぐ何でも総合病院にいしがちであります。そういった中でやはり身近に地域の医療機関、この方々と掛かりつけのお医者さんとして普段からやはりそういった体制を作っておくというのは僕は重要だと思っておりますので、何回も何回もいろんな医者に廻るとか、なんでもかんでも医大や労災に行くということではなくて、そういったことは、やはり考え方としては、僕はいい考えではないかなというふうに思っております、そういったことも医師会の皆さんやあるいはこの制度の問題点があればそこら辺のところはまた改善されて、改善する方向に向かっていくんだらうと思っております。

○議員（14番 岡田 聰君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 岡田 聰君。

○議員（14番 岡田 聰君） 先月24日の新聞の全国紙の社説ですが、朝日新聞は「今後お年寄りが増えたときに、今でも厳しい国保の財政が維持できるとは思えない。曖昧な点をはっきりさせていこうというのが新制度だ」ということで、一定の理解を示した社説。読売は、「新制度で老人保健制度の問題点を改善しており、ふたたび後退するのは望ましくない。」これも肯定的な社説。サンケイ新聞は、「新制度はスタートしたばかりで、当面は問題点を改善すべきだ」ということで、概ね新制度の骨格は、維持すべきだという主張ですが、毎日新聞だけがちょっと違っていて、「75歳線引きという制度の根幹の是非から論議をやり直すべきだ。」と主張しておりますは、この75歳の線引きについてはどうお考えでしょうか。

それから厚生労働省は、当初低所得層は負担が減り、高所得層が負担増という説明でございましたが、実態を詳しく調査したところ、低所得者の方が負担率が増えるという実態が明らかになったそうですが、負担の増える率が高いということですね。大山町では、どうでしょうか。分かる範囲でお答え願います。以上2点お願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。岡田議員さんの再質問に答弁をさせていただきます。75歳で切ったのが適切かどうか、どう思うかということでありまして、なかなかこれは難しいことだというふうに思っております。まあ国の方で一応75という年代が一番医療費の中での大きなひとつの統計的にあったのではないかなというふうに思っております。ただいずれにしても、高齢者だけではなくて例えば逆に乳幼児、子どもの場合にも医療費がたくさんかかるわけでありまして、そうするとそのことも考えればまた逆にその乳幼児だけを対象にした医療制度を作って、そこにしっかりと国が支援するというね、いうことも考えられるのではないかなと思ったりしますし、今回の後期高齢者医療制度の中で、ひとつわれわれとして、わたしとしても目指す中で、前進かなというふうに思いますのは、今、国保会計というのが市町村単位であります。したがって規模が小さいために非常に小さい自治体にとっては、大変であります。ひとり高額医療の方が出てきたら本当にそれで大変なところもあるわけでありまして、そういった意味で言えば、こういった命を預ける制度、国民が安心して医療にかかれる制度を作るっていうのは、やっぱり国の責任でやるべきではないかなというふうに思っています、そういった意味ではこの部分が後期高齢者医療制度っていうのが、県単位でやりなさいということになりましたので、県単位ですからそんなに大きな変動がなくすむという仕組みであります。そしてできれば、全部国保だ、厚生だ、共済じゃなくてやっぱり保険制度、医療制度自体もわたしは一元化して誰でも医療にかかれるような仕組みを作るほうがわたしはいいなというふうに思っています、だから今回敢えて75歳で切ったのがどうかうんぬんといわれても、わたしはその中の判断はできないのかなというふうに思っておるところであります。で、今の保険料がどうなったのか、大山町についてはどうなのかということについてはどうなのか、詳細、ちょっとわたしは把握しておりませんので、担当課長の方が答弁をいたしますのでお願いいたします。

○住民生活課長（小西広子君） 議長、住民生活課長。

○議長（鹿島 功君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小西広子君） ただいまの低所得者層ほど保険料が減だというぐあいに当初なっておったけども、そうでないところが見受けられるけど大山町ではどうかということについてのご質問にお答えしたいと思います。大山町では、低所得者の方ほど保険料が減となっております。以上で終わります。

○議員（14番 岡田 聰君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 岡田 聰君。

○議員（14番 岡田 聰君） 2問目にうつります。漁業者や畜産農家支援を。

昨今の石油価格の高騰、そして輸入穀物飼料の高騰など、漁業者や畜産農家の経営を圧迫しています。トウモロコシや小麦など輸入飼料の高騰で、牛や豚、鶏を飼

っていくのは限界に近いという。また、漁業者からは漁に出ても赤字になるなどの声が聞こえています。

大山町の基幹産業である、これらの漁業者や畜産農家を守るため何らかの支援が必要と考えますが、どうでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。それでは漁業者や畜産農家の支援をというご質問に答弁させていただきます。

議員さんおっしゃいますように、この漁業者、農業、畜産農家支援につきましては、本当に今の油の高騰の中で大変な状況にあるというふうに認識いたしておるところであります。まあこういった石油価格の高騰や輸入穀物飼料の高騰、これは世界的に大きな問題になってきておるところでありまして、漁業者や畜産農家の経営を圧迫している現状は危惧しているところでもあります。

畜産業においては、食糧とエネルギーの競合によるバイオエタノール生産、人口大国の高度経済成長による畜産物需要の増大などによる穀物の需要の増大化によりまして、輸入穀物の価格の急騰が要因となっております。

この危機に対応するには、中長期的な視点から国内の資源や土地を有効利用し、飼料穀物の自給化戦略を構築する必要性を認識しておりまして、その一つとして、飼料米振興に向けた取り組みが関係機関で進められているところでもありますし、また地域にあった飼料米の栽培技術ができるよう、関係機関と連携をとりながら、今後の取組み課題として位置づけるとともに、自給飼料基盤の拡大や自給飼料生産、放牧等の畜産政策について、普及所を中心に県や町が連携をとりながら、畜産農家への支援事業や、経営改善指導を行ってまいりたいと考えておるところであります。また、漁業においては、原油の高騰による採算性から、イカ釣り漁などで出漁ができない事態が生じておるところでありまして、県では、「水産業燃油高騰対策支援事業」等での対応を行っているとのことであり、町といたしても国・県の動向と情報を収集しながら検討して参りたいと考えておるところであります。以上であります。

○議員（14番 岡田 聰君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 岡田 聰君。

○議員（14番 岡田 聰君） 先日、山陰沖の漁業者団体が、水産庁に漁業用燃料価格の高騰を補填する施策を陳情したそうですが、水産庁ではなかなか役所の力では難しいという返答にとどまったそうですが、県内でも岩美町とか、湯梨浜町ですか、漁業者に対して若干の燃料高騰の補助を行なっているようでございます。県内でガソリン価格が平均174円、これ6月2日の平均ですが、全国平均よりもちょっと高いです。漁船のA重油なんかも4年、2004年に比べて2.5倍になっている。本当に非常に高騰している状況でございます。また酪農家、いや畜産農家

の必要不可欠な配合飼料、これも毎月と言いますか3カ月前よりもかなり上昇しているようなことで、非常に本当に苦しい状況だと思います。日本ではあまりストライキなど起こっておりませんが、ヨーロッパのフランス、ドイツ、イギリス、イタリアなど、非常にまあ農民のストライキ、漁業者のストライキなどが頻発しているようです。

日本人の性格ですか、非常に不満は持っていてもなかなか行動に現れないところがあるかと思いますが、本当に大変な状況だと思います。県内での若干の補償をしている町もあるという現実があります。そこら辺り、多少の補助でも支援はできないものか、その点もう一度お願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。再質問に答弁させていただきますが、先ほど申し上げましたようになかなか町の方で原油高騰に対する助成ということを検討していくのはまあ財政的にもなかなか厳しい状況もあるというふうに思っておりますが、言いましたように県とかあるいは他の状況を見ながら検討していきたいというふうに思っているところであります。

ただまあこれによって大変な苦勞をしておられるのは、漁業者もでありますけれども農業者の中でも、やっぱり燃料を使われるハウス等、緩和されるところもあるわけでありまして、また……油を使われる方もたくさんある、そういった業者もたくさんあるわけでありまして。そういった中で、原油の高騰、あるいは飼料の高騰という部分は、本当に国全体での課題だというふうに思っております。そういった中でどういった視点にたって大山町として単独にでもそういった助成をしていくのかというところ、これは少し整理をしなければならぬのかなというふうに思っておりますので、ちょっと他町、あるいは他県との情勢、国の考え方等もまた精査をしながら検討してまいりたいというふうに思うところであります。以上です。

○議員（14番 岡田 聰君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 岡田 聰君。

○議員（14番 岡田 聰君） 答弁の中にもございましたが、わたしは従来から転作農地や耕作放棄地、これらを利用した飼料作物とか穀物とか、そういうものを作っていけば世界的な穀物高騰に対して日本の防衛となるんじゃないかなと考えておるわけですが、まあ1町としては、なかなか取り組みが難しいかもしれませんが、民間レベルでやっているとところもあるようですが、畜産農家と公衆農家が経営して飼料作物を栽培してもらい、穀物を栽培してもらい。ただ当然価格、コスト面で国内で作ると結構高くつくわけで、そこら辺の折り合いがつかないわけですが、そこを国の施策、あるいは県、町の施策として補助をしながら、そういう施策を広げてい

けば、世界的な穀物高騰にも対処できるのではなかろうか、大きな戦略ですが、そうやって欲しいという考えもございしますが、もう一度、町長のお考えをお願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 再質問に答弁させていただきますが、午前中のご質問にありました字句にこれにかかってくることだろうというふうに思っています。畜産農家の皆さんにとりまして、昔は自給飼料、自分のところで作って餌にしておられたわけでありまして、外国から安い飼料が入ってくるということで、それに頼る、それを使うというふうな畜産経営が大きくなってしまっておるわけでありまして。そういった中で今回この飼料の高騰によつての経費的を圧迫しているという状況にありますし、他のこともそうだというふうに思っています。方や農地が余っているながら、やはりそこに作付けをしないで、他から買うというのが、今までの日本の食糧の需給の考え方でありましたから、だからこれこの機会に本当にやはり国として国民の食糧をどういう責任で守っていくのか、そういったことにかかってくるだろうというふうに思っておりますし、決してこれは野菜とか穀物だけではなくて、先ほどいきました畜産の飼料に、それは当然関わることだろうというふうに思っております。そういったことも含めての今39%でありますから、これはしっかりとその取り組みが進んでいくということがやはり農地の荒廃もなくなっていくわけでありまして、農業が産業として自立できるようになるんだらうというふうに思っております。そういった中での役割としてその町村の役割、それもあるんだらうというふうに思っておりますので、まずは大きな視点の中で国の取り組みを促していきたいというふうに思っておりますし、今その方向に大きく向いているのではないかなというふうな期待をしておるところであります。以上であります。

○議員（14番 岡田 聰君） 終わります。

○議長（鹿島 功君） 次、1番 近藤大介君。

○議員（1番 近藤大介君） 近藤大介でございます。通告にしたがいまして2項目質問させていただきます。

まず始めに、行財政改革についてのお尋ねです。1年前の3月定例議会におきましてもこの行財政改革のことについて私質問をいたしました。地方の、特に農村地域の景気低迷がずっと続いております。なかなか明るい明日が見えにくい中、行財政のしくみ、あり方を改革していくことは、合併後3年たってもなお、わがまち大山町の最大の課題であり、産業施策、福祉施策、教育施策など、それぞれ全ての施策の課題のベースになるものだと、私は思っております。

平成18年度末に策定されました大山町の行財政改革大綱では、平成21年度末

には、大山町の基金は、4億5,000万円しか残らないと。大変厳しい財政見通しが出されました。そこから何年かたてば、ひょっとしたらもう基金はそこをついてしまうのではないかと思われるような厳しい見通しが出されまして、昨年のその3月定例議会において私は、行財政改革に取り組む町長の決意と具体的なプランをお尋ねいたしましたけれども、その際、町長は答弁の中で、住民の理解をその都度得ながら、しっかり取り組んでいくと言われ、そのための集中改革プランの実行に当たっては、19年度中に数値目標も示しながら行っていくということをおっしゃっておられました。

今年度の予算を審議した3月の定例議会におきまして、町長の決意のあらわれ、成果、結果だったのだろうと思いますけれども、早速、収支のバランスが改善されていることもある程度見えましたので、町長以下執行部・職員の皆さんのご努力に私敬意を表させていただいたところではありますけれども、厳しい財政状況の中、これで充分ということはありませんし、集中改革プランの実行という点では、まだまだ不十分な点もあるように思います。

この集中改革プランには、町の各種事務事業、全部で80項目に渡りまして、平成21年度末までに取り組む改善内容が示されているわけですが、今後も住民の多様なニーズ、町行政への期待にしっかりと応えていただきたいという思いから、この集中改革プランについて3点質問いたします。

一つ、集中改革プランの進捗状況はどうなっていますか。二つ、現在までの取り組みの成果と今後の課題はどうですか。三つ、この改革プランの中でも、行政評価制度の導入、およびそれによる目標設定と進行管理は、施策や事務事業の有効性や効率性など、さまざまな視点で実績を分析し、それぞれの事業を評価し改善していくためのもので、昨年の3月議会で町長が答弁されたように、住民の理解を得ながら、改革を行うという観点からも、特に重要な事業ではないかと私考えております。行政評価制度導入の状況と制度の内容はどうなっていますでしょうか。以上、3点につきまして町長の答弁を求めます。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。それでは近藤議員さんの「行財政改革について」の質問に答弁させていただきます。

まず、集中改革プランの進捗状況はということではありますが、平成18年度に策定いたしました集中改革プランにおきましては、平成21年度までの計画として、次の4つの大きな柱を挙げております。一つが、住民との協働・さまざまな主体との連携。二つ目が、住民のニーズにあった効率的な行政サービスの提供。三つ目が、住民のニーズに対応できる組織と機構。四つ目が、健全な財政運営、これらの4つの柱を元に、80項目にわたって作成したところでありまして、進捗状況がどの程度

かということは、なかなか数字では表せませんが、取り組めるものから取り組んでいるのが実態であります。

次に、「現在までの取り組みの成果と今後の課題は」ということですが、改革プランに基づき取り組んだ成果といたしましては、指定管理者制度の導入による経費の削減、各種団体・イベントなどの補助金の見直しによる経費の削減、退職勧奨制度の拡充による職員削減の前倒し、組織・機構の見直しによる行政運営の効率化と経費の削減、遊休町有地の処分による自主財源の確保、ケーブルテレビによる行政情報の提供、地域における自主防災組織の育成、路線バス廃止による町内巡回バスの拡大、路線バスの見直し、工業団地への企業誘致の決定、子育て支援医療費助成の拡充などがあります。

また、内部的な部分といたしましては、職員の給与3%カットの実施、これは特別職もカットはいたしております。職員駐車場の有料化による財源の確保、複写機等一括契約・保守管理の推進による経費の削減、消耗品、コピー紙などがありますが、これの単価入札による経費の削減、町の例規集の改正方法等の見直しによる経費の削減、ISOの認証取得の見直しなど具体的に取り組んできたところであります。一定の成果をあげていると思っているところであります。

今後の課題といたしましては、旧町単位で違いのある料金の早期統一や遊休施設の処分、保育所・学校の統廃合による効率的な行政サービスの提供などであると考えているところであります。

3点目の行政評価導入の状況と制度の内容ということですが、全国的に「行政評価」導入に向けて取り組みが進んでおりますが、本町においては具体的な方針はまだ定めてはおりませんが、毎年の行財政運営の中で、それなりに行政活動の評価をしながら業務を進めているものと考えておるところであります。制度の内容はということですが、「行政評価」とは、「行政機関の活動を何らかの統一的な視点と手段によって評価をし、その評価結果を行政運営に反映させること」だというふうにされておるところであります。以上で答弁とさせていただきます。

○議員（1番 近藤大介君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 近藤大介君。

○議員（1番 近藤大介君） えーとですね、まあ今度新しく財政健全化法が制定されまして、え、平成19年度の決算から町の各種財政指数も公表するようになってきております。え、町民が行政に向ける視点、え、起債や借金して行う公共事業に対して非常に住民も敏感になってきておりますし、行政へのニーズもどんどん多様化する中、非常に厳しい目で行政を見ておられる方も多くなってきておられます。また、そういった部分も含めてですね、住民参画、町の行政に対して、住民参画も期待しておるところで、どんどん進めていかなくちゃいけない部分だと思うんです。

が、今まあ、あの、色々説明いただきました、色々改革は一步ずつ進んでいると、ま、確かにそれは間違いなんだろうとは思っておりますけれども、この集中改革プランにつきましては、え、本来、随時その進捗状況について公表するようになっておったと思います。え、是非ね、そういった住民参画を促していくためにも、分かりやすく進捗状況を示していただきたいと思うわけです。まあ、併せて昨年まあ、町長、一般質問、私がさせてもらったときに、可能な限り数値目標も設定して、その進捗状況を住民に対して報告したい、理解を求めたいということもおっしゃっておられましたので、なんとかそれに向けたご努力を頂きたいと思っております。それから、え、とですね、行政評価の点でありますけれども、これもなかなかあの、どのような格好で評価していくかということは難しい部分もあろうかとは思いますが、やはり、その住民の行政への参画という視点から見れば、これからの時代、欠かすことのできない事業だと思うんです。せつかく集中改革プランにおいても、そういうその事業の目的を認められて、このシステムづくりについて検討すると、これを19年度までに方針を検討して、20年度から実施したいということで、集中改革プランの方にはあがってきておる訳ですので、これについても是非前向きに取り組んでいただきたいと思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長、え、近藤議員さんの再質問に答弁をさせていただきますが、あの、おっしゃるように、この集中改革プラン、更にはそれに健全化に向けた財政状況、こういったものについてはやはり住民の皆さんに、お示しをし、理解を頂きながら、進めていかなければならないというふうに思っておりますので、機会あるごとに広報とか色々な場面で公表はしてきておるつもりであります。なかなかその都度その都度というふうにならない部分はあるわけですが、まあ、あのできるだけ、色々な手段を使って町民の皆さんに理解をしていただきませんか、改革というのはどうしてもやはりマイナスイメージやっぱり行政サービスをして、サービスが低下するというふうにとられがちでありますので、やはり持続的なフィットした行政運営ができるためにはやはり、改革は必要であるということをやっぱり、理解を頂くという意味でも、住民の皆さんにお示しをしていくことは必要であろうというふうに思っておりますし、まあ、あの、行政評価という面からいきましても、それをきちっと制度として入れるということで、お互いがその行政を運営していく中で意識を共有化できるということの意味では非常に意味があるのではないかなと思っておりますが、ちょっとそこら辺の取り組んでいる状況につきましては総務課長の方から答弁をさせますのでよろしく願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 総務課長。

○総務課長（田中 豊君） 議長。近藤議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

す。確かにあの、集中改革プラン80項目ということで、数値目標を上げるというやなこと答弁の中で過去にあったかと思いますが、現実的には昨年の11月から示させていただき町報辺りにも掲載し、ま、区長会等でも説明させていただいたようにですね、平成22年度赤字に転落というような財政推計が出たものですから、そちらの部分での対応を緊急に迫られたということもございまして、行政評価について若干取組が遅れているのは現状でございます。全国的にも行政評価に取り組んでおる団体は市町村では約2割という状況であります。プランとして挙げておりますので今後早急に取り組んで行きたいと思っております。ただ、町長の答弁にもありましたように、その時々で、この事業についてはどうなのか、という部分で検討は加えておるといことは理解をしていただきたいと思いますと思っております。以上であります。

○議員（1番 近藤大介君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 近藤大介君。

○議員（1番 近藤大介君） この項了解しましたので、是非前向きにお願いしなすということで次に行かせていただきます。え、2項目目、高齢者の福祉についてということであげさせていただいております。少子高齢化が進みまして、医療や介護にかかる費用がまあ、どんどん膨らむ中、先ほどの岡田議員の質問にもありましたけれども、この4月に始まったばかりの後期高齢者医療制度、これが今大変大きな問題になっております。私は今回はこの後期医療者、後期高齢者医療制度の是非については踏み込みませんが、長年に渡り私たちの町を、或いは、社会を支えてきて下さいました高齢者の方々に、敬意と感謝を込めつつ、高齢者の皆さんに健康で、充実したよりよい老後を過ごしていただきたいという思いから大山町の高齢者福祉について町長にいくつか質問をさせていただきます。

町長は今年度の施政方針演説の中で、在宅医療に関しまして、医療と福祉との連携により、人生の終焉を安心して地域、家庭で迎えることができる在宅医療の仕組みづくりを検討していくと表明されました。丁度あの、来週18日水曜日に、このことについて以前名和診療所でお世話になっておりました、今鳥取ですかね、足立医師を招いて町長と対談形式の講演会も予定しておられるようですけれども、在宅医療、在宅介護の仕組みについて、町長が描いておられるビジョン、これについてお聞かせをいただきたい。それから、その仕組みづくりは、現在どのように検討され、どの程度進んでいるのか合わせて説明をお願いいたします。

次に、先ほど言いました、廃止してしまえという声もある後期高齢者医療制度に関してでございますけれども、こういった制度ができましたのも先ほどの議論の中にもありましたが、増え続ける医療費を何とか抑制するためのものであり、国の医療制度改革の一環として出てきたものです。現在日本の医療費は年間約30兆円程度、

この30兆円が厚生労働省の資料によれば、医療制度を改革しない場合、7年先の2015年には約40兆円になると推測をされております。仮にそうなった場合、われわれ住民が病院で支払う医療費、町に納める国保の保険税や会社で引かれる社会保険料、それから高齢者の方が納められる後期高齢者の保険料、こういったもろもろの費用、さらにはこれらに関する町としての公費負担も増えていくことが懸念される訳ですけれども、大山町としてはこれからの負担増をどのように見込んでおられるのでしょうか、説明をお願いします。

で、次に3点目、日本の医療費の3分の1を占めているのは高齢者の医療費だというふうに言われております。これからますます少子高齢化が進みますので、20年後には約半分を占めるようになることも予測されております。年をとられれば病気をしやすくなる、治りにくくもなる、病院通いも増える。これはやむを得ないところではありますけれども、反面、病は気からという言葉もございます。高齢者の方々が普段から、日々楽しく元気で、生き生きとした生活を過ごしていただくことこそが、医療費の抑制につながり、国保会計など、町の財政負担を少なくして、ひいては年金で生活される高齢者の負担も抑えることになるのではないかと考えております。大山町における高齢者の生きがい作り、健康づくり、介護予防の取り組みにつきまして、改めて説明をいただき、これらを今後どう充実させていくお考えかお聞かせください。

最後に今の点の関連でございますけれども、部落福祉活動支援事業という町単独の事業があります。町内の各部落で、部落の、例えば婦人会の方ですとか、前期高齢者といわれるまあ、元気な老人会の方々にお世話いただきまして、月に1回とか、あるいは年に数回とか部落の集会所などで高齢者の皆さんに寄り集まっていたいで、ボケ防止も兼ねて、手先を動かすとボケ防止になるというふうに言いますので、例えば折り紙づくりをしてもらったりだとか、あるいは介護予防の体操を一緒にしたりだとか、気心の知れた同士で和気藹々とおしゃべりしていただく、そうしたあの、ミニデイサービスの的なことを行う部落に、その際の例えば茶菓子ですとか、レクリエーションの材料代に使っていただけるよう町が補助を出す事業であります。一人暮らしの高齢者ですとか、或いは老夫婦だけの世帯が増え、部落内の付き合いも以前に比べれば疎遠になりがちになる中、色んな面で効果が期待できる事業だと私はこれを思ってるんですけれども、この事業の取り組みの状況についてご説明をお願いいたします。以上のことについてお願いします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。それでは、近藤議員さんの高齢者福祉についての質問に答弁をさせていただきます。まずはじめに、「人生の終焉を安心して地域・家庭で迎えることができる在宅医療の仕組み」について、私のビジョンは、どのように

検討しているのかということではありますが、昨年度から、「地域医療福祉連携体制づくり事業」といたしまして、大山町における在宅医療や在宅介護を進めるための効率的なネットワークづくりについて、検討をおこなっておるところであります。1年目の昨年度は、この問題を検討するための専門家や町内医療機関や介護施設等のスタッフ、あるいは在宅で介護をしておられる方等をメンバーとする協議会を立ち上げまして、現状や課題の分析を行ないました。

またこの間、「在宅医療・在宅介護について考える」と題する座談会を私も入って行ないまして、その内容を「広報だいせん」11月号でお知らせをし住民の皆さんへ問題提起をおこなったところでもあります。これらと並行して、鳥取大学医学部に調査研究を委託し、「大山町における在宅ケアに関する実態アンケート」を行なっております。その結果については、協議会でも分析と検討を行ないましたが、来る6月18日には、このアンケート結果を題材にして、「地域で自分らしく生きるために」と題する講演会を藤井政雄記念病院の足立副院長を講師にお招きして開催することといたしております。議会の皆さまをはじめ、町民の皆さまには多数ご参加していただくことを期待をしておるところであります。

また、今年度は、協議会でアンケートのさらに詳細な分析や、地域や家庭など、在宅医療や在宅介護にかかわる現場での課題や対応策を検討してまいります。この取り組みの主眼は、「それを望む方が、人生の終末期まで在宅で安心して過ごすことができるための、地域の医療資源や福祉資源の効果的なネットワークづくり」であります。たいへん奥の深いテーマでありまして、これからさらに、多くの課題とその対応策を検討していく必要があります。まだまだ、仕組みづくりという段階には遠いと考えておりまして、ある程度長いスパンで、じっくり取り組む必要があるものと考えておるところであります。しかしながら、年度毎に取り組みの進行状況や成果をお示ししながら、引き続き、町民の皆さんと一緒に考えてまいりたいというふうに思っております。

次に、後期高齢者の医療費、これにかかる個人の保険料や財政上の増をどのように見込んでいるかというご質問であります。平成20年4月1日から、後期高齢者医療制度が創設されたことは、すでにご案内のとおりであります。そのことにより、県内のすべての市町村が加入する広域連合が設立をされ、制度の運営は広域連合と、市町村が協力して行うことになっております。広域連合が運営主体、いわゆる保険者であります。となりまして、市町村は事務のうち、保険料の徴収や被保険者からの申請、届け出の受付や、被保険者証、各種証明書の引渡しなどの窓口業務を行うこととなっております。

後期高齢者の医療費についてのご質問ではありますが、医療費は、毎年伸び続け、その中で今後も高齢者医療費は、増加する傾向にあります。平成20年度の医療費

にかかわる給付見込みということで申しますと、直近の平成18年度の老人医療給付費実績を基に、国が示す伸び率1.048を適用することについて、県にも確認のうえ、広域連合が積算をしておるところであります。ちなみに、直近の基礎数値であります大山町の18年度の給付費は約22億960万円でありまして、一人当たりで見ますと、61万3,607円となっております。また平成19年度の医療費でも21億5,957万4,000円となりまして一人当たりでは63万2,749円となり、前年対比3%の伸び率となっております。

保険料につきましては、前年の所得により被保険者個人ごとで計算をされ、被保険者の方全員が納めることとなっております。広域連合では、広域連合議会の議決を踏まえ、現在のところ、2年ごとに見直すとなっております。平成20年度・21年度の料率を、均等割額一人当たり4万1,592円、所得割税率7.75%として計算をいたしております。なお、所得の低い方で世帯の所得状況によつての軽減措置や、また特例措置による軽減措置が設けられておりますが、現在、国の中で論議されている状況を見ますと、今後、制度の見直しも考えられるところでありませぬ。

次に、財政上の負担の増をどのように見込んでいるか、ということですが、平成20年度においては、一般会計から5,792万2,000円が保険基盤安定繰入金として、後期高齢者医療特別会計への繰入を計上いたしておりますが、これは、保険料軽減分に対応するものであります。このことは、平成19年度の老人保健特別会計にはなかったものであります。この繰入金の3/4が負担金として、交付されることになっております。国保会計からの持ち出しということで見ますと、平成19年度の老人保健拠出金が3億2,581万4,000円で歳出全体の14%、平成20年度の老人保健拠出金1カ月分と後期高齢者支援金11カ月の合計が2億7,696万1,000円でありまして歳出全体の11%となり前年比で3%の減となっております。しかしながら、先ほど申しましたように、後期高齢者医療制度におきましては、現在国においていろいろ論議されている状況から見ますと、今後大きく見直しが見込まれるものと見込まれるところでありませぬ。ご理解を賜りますようお願いをいたします。

次に、高齢者の生きがいづくり、健康づくり、介護予防の取り組みの状況ということでありますが、これを今後どのように充実させていくかということですが、それぞれ、たいへん幅の広い分野でありますので、ここですべてを網羅することはできませんけれども、生きがいづくりにつきましては敬老会や長寿祝い等を、健康づくりにつきましては健診や健康教育、健康相談、高齢者食生活改善事業、大山賛歌体操をツールとした取り組み等、介護予防につきましては介護予防特定高齢者事業、生きがい活動支援事業、転倒予防教室等を、町が直接あるいは事業者へ委託し

ながらおこなっておるところであります。今後どう充実させるかということですが、町の直営事業や委託事業だけでは限界がございます。これからは、たとえば老人クラブ活動や地域での軽スポーツ活動等、高齢者の皆さん自身が主体的に行われる活動を、いっそう促していく必要があるというふうに考えております。また現在も、部落福祉活動や、今年度新規に始めました福祉ボランティア活動支援事業等、地域の皆さまが自主的に実施をされる地域福祉活動を支援する事業を行なっております。今後も、このような地域での取り組みの促進を図る方向で進めてまいりたいと考えております。

最後に、部落福祉活動支援事業の取り組みの状況についてでございます。この事業は、高齢者の皆さまが、できる限り要介護状態にならず過ごしていただくために、日ごろ家に閉じこもりがちな高齢者が社会参加できる機会を身近な集落等で作っていただくことを促進するために、1回5,000円を上限とし、1団体につき年5回を限度に活動費を補助するものであります。昨年度は、35の集落や集落を基盤とした団体がこれに取り組み、延べ実施回数は88回でありました。主な活動内容は、部落内の施設の清掃や草取り、花作りや花植え、更には軽スポーツやゲーム、体操等でありました。以上であります。

○議員（1番 近藤大介君） 議長。

○議長（鹿島 功君） はい。えー、近藤議員ちょっとお待ちください。間もなく午後5時になりますが、この状況でありますと、午後5時を若干過ぎることが考えられますので、えー、始めに議会、議会会議規則第9条の規定により会議時間を延長して、会議を継続したいと思っております。お諮りします。このまま会議を継続することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 異議がないということで、従ってこのまま会議を続行いたします。引き続き、近藤大介君。

○議員（1番 近藤大介君） はい。再質問をさせていただきます。医療費はやはり毎年伸び続けていくと、町のご認識としてもですね、中でもまあ、高齢者の医療費は増加する傾向にあるというご認識です。そうするとまあ、あの色々国のも軽減策検討はされていますが、本当にこのままいくと高齢者の方の医療者の負担も増えてきかねない状況でございます。町がその、そうした中、町がまあ進めております福祉、高齢者福祉に関連する施策、ま、色々、実際、各種メニューがあるわけですが、今後、充実させていかれる方向性として、ま、元気な高齢者の方も沢山おられる訳ですから、是非まあ、そういった方にリードしていただくような形でですね、あの、老人クラブの活動ですとか、地域での活動、しっかり充実したものにして行っていただきたいと、いうふうに考えます。

で、質問、再質問になるわけですがけれども、在宅医療、在宅介護についてであります。まあ、取り組みの主眼としてですね、今町長が言われたのが、それを望む方が、人生の終末期まで在宅で安心して過ごすことができるための地域の医療資源や、福祉資源の効果的なネットワーク作りだということで、ま、これが町長のお考えのビジョンだというふうに受け止めてよろしいわけでしょうかね。え、まあ、本当に大切なことだと思います。あの、是非、あの、進めていっていただきたいところなんですけど、それを望む方がという表現がしてありますけれども、おそらく、あの、かなりの部分、ほとんどの方が、やはりご自分の終末を迎えるに当たってですね、その、人並みに元気で健康で老後を過ごし、そのピンピン、俗にまあ、ピンピンコロリとか言いますけれども、そういった形でですね、自宅で終末を迎えたいと思っておられる方が、圧倒的に多いのではないかと考えております。まあ、住み慣れた自分の家ですね、え、家族と共に最後まで暮らしたい、或いは、おじいちゃん、おばあちゃんを看取ってあげたい、そう願う町民の方々には、大きな支援になっていくものと本当に期待しておりますので、是非着実に進めていっていただきたいところではあるんですけれども、その中で是非、まあ、あの、しっかり考慮していただきたいのが、わが町の状況を振り返りますと、え、先ほども冒頭申しましたように、一人暮らしの高齢者ですとか、老夫婦ですとか、或いは老老介護しておられるような世帯、こういった世帯が本当に年々増えてきております。え、こういったあの、高齢者の世帯もですね、え、まあ、高齢者の世帯ですと、なかなかそうでない世帯に比べて在宅医療、在宅介護、難しい面もあるとは思いますが、可能な限り行政としてサポートしていただきたいというふうに思うわけでありまして。え、その中では部落なり地域の力も借りながらしっかりとサポートできる体制作りをお願いしたいと思いますが、町長のお考えはいかがでしょうか。それから、これに関連することになるんですけれども、あの、部落福祉活動支援事業のございます。昨年度は35の集落で取り組まれたということでした。これはまあ、あの、地道なあの事業なんですけれども、え、こういう地道な事業をコツコツ続けていくことによってですね、高齢者が元気になる、事業を実施していくことで、部落内のコミュニケーションが深まる、地域の人材育成にもなる、なおかつ医療費や介護の、医療や介護についての理解も深まり医療費も下がっていくとそういうことにもつながろうかと思っております。更にはそういった活動を通じて、地域が活性化し、経済や産業も活性化していくと、地道な活動が5年、10年続いていくことでいわば漢方薬のようにですね、じわじわとその効果が現れてくるのではないかなと、私この事業については考えております。え、ところがですね、あ、まあ、あの、で、今年度はこの、部落福祉活動支援事業、え、50万円ほど予算が組んであるわけですか。え、上限が5,000円として考えますと、100回分ですか、昨年が88回でし

たので、若干あの、増えた分でみてあるんでしょうけども、去年はこれ60万円で予算が組んであったんですよね、それが若干減額になっていると。是非ね、この事業、あの、もっと各部落にPRしていただいて、或いは事業の趣旨を理解してもらうためにですね、やろうかな、どうしようかなっていうふうに考えておられる部落にはデモンストレーション的に事業をやってみて、理解してもらおうとか、そういう順次各部落を回って推進していただきたいなというふうに思うんですけども、この点について町長のお考えいかがでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。え、それでは、近藤議員さんの再質問に答弁させていただきます。まず、あの、最初の在宅、介護在宅医療これについての考え方がありますが、望む方についてはという言い方をいたしました、まあ、あの、私の思いといたしましては、昔当たり前であった、自分の家で生まれ、自分の家で亡くなっていくという、このことが今非常に特異なことになりつつあるということであり、そういう中で、出産はなかなか難しいんではありますけれども、今自分の最後の迎え方、これについてはやはり自分で選択をすると、いう、まあ、延命治療を受けるのか、或いは、もう延命治療はやめてもらうのか、というようなことが意思表示できるような、そういったことにもなってきておるところであります、どこで最後を迎えたいのかという一つのそういった選択肢もできれば広げてあげることが大事ではないかなという思いで、この課題に取り組んでおるところであります。従って、6月18日、多くの方に関心を寄せていただきたいなというふうに思っておりますが、まずは、在宅で最後を迎えるということが、本当にこれが望む人にとってみては、できるのではないかと、というようなことを少し模索してみたい。まずはそういったことの意識をその皆さんに諦めるのではなくて、持ってもらいたいなという思いで、意識を啓発をしていくことから始めなくちゃいけないのかなというふうに思っておるところであります。まあ、あの、誰も彼もが、みんな家で亡くなるのを可能にするという訳ではありませんので、やはりいろんな症状、いろんな事情があるわけでありますから、そういった中で、本人も望み、そして、家族も望むのであれば、それが、何故今できないのか、何が問題なのか、何をどうすればいいのか、それをまずこの大山町の中の仕組みとして、町内にある4つの直営の診療所もあるわけでありますから、診療所や、医療機関、更には介護施設、或いは福祉団体あるわけでありますから、そういった方々の中でそれぞれの役割というものを検証する中で、何をどういう仕組みにしていけばいいのか、あと、何が足りないのか、そういったようなことを考えて一緒に行けたらなというふうに思っておるところであります。言いましたように少し非常に遠大な課題でありますので、時間はかかりますけれども、まずはやはり高齢者の方が最後を自分の生まれ育った地

域、自宅で迎えられるようなそんな望みを少しでも叶えてあげればいいのかなどというふうに思っておるところであります。そういった中で、今ご質問がありました独居老人あるいは高齢者世帯もあるわけでありましてけれども、こういった方々についてもどういった方法があればできるのか、現実として実際に在宅で独居老人を最後まで看取るということを出発しているところもあるわけでありまして、あるいは高齢者だけの世帯であっても介護したり最後を迎える、そういったことを手助けする中でできているという場所もあるわけでありまして、そういったところも参考にしながら、本町にとってはどうしたらできるのかということ、こういったことも合わせて当然考えていかなければならないなというふうに思っているところでもあります。

それからもう一点の部落福祉活動支援事業、大変この事業については評価をいただいております。実はこれは合併前、名和町のときにわたし自身がやはりその思いの中でこの事業を仕組んだ、単町の事業として仕組んだ事業であります。これは思いとしては、介護予防、とくに閉じこもり防止を主眼に入れておるところでありまして、まあ町の事業、あるいは社会福祉協議会の事業等に出ていくその介護予防のいろいろな事業あるわけでありまして、なかなか、いくらお迎えがあっても、送りがあっても、例えば福祉センターだ、あるいは公民館まで出ていくというのは億劫なという人があるわけあります。やっぱり高齢者の皆さんにとっては、出るということはきちっと身支度をして意識を持ってでなくちゃならないということで、なかなかそういった気持ちが向かないという方があるわけでありまして、そういった広域的に活動をして、介護予防事業をするのも大事でありますけれども、きめ細かに本当、下駄履きで自分の家の集会所等で近所の人呼びに来て頂いて一緒にやろうかという中でみんなを支えていくという、そういった事業も必要ではないかということで、単町事業としてずっと取り組んできたところでもあります。これについても合併後も引き続き、事業として取り組んでおるところでありますし、区長会等でもこういった事業があることはしっかりとPRさせていただいておりますけれども、もっと広くこの事業をご理解いただいて、そしてただこれは支える人がなくちゃいけませんので、集落の中でそういった元気な高齢者の方、あるいは地域で福祉活動に取り組んでおられる方やあるいはそれぞれの地域の中での役割を担っていただいている方々、民生委員さんとかあるいはいろんな方がいらっしゃますよね、愛育委員さん、健康づくり推進委員さん、そういった地域の中でそういったお世話していただく人が、あればそういった方々が中心になってやっていただければ、本当、顔の見える気心の知れた中での集まりでありますから、出やすいんではないかなというふうに思っておりますので、これは是非ともいろんなところで取り組んでいただきたいというふうに思っているところでもありますし、さらに今年度から新しく事業を起こしたのは、そういった集落の中で、そういった活動をしていただ

くのも大事であります、ボランティア団体が、自分たちがそういった地域の中で人を集めて、そういったその事業をしたいよという場合、今まではちょっと仕組みとしてできなかったわけでありまして、そういった方々の活動もこの事業の中に対象をするというようなことで、輪を広げておるところでありますので、是非ともこれをご活用いただきたいというふうに思っています。予算は50万ということではありますが、どんどんそれが活動が広がっていけば、またその予算措置については、議会の皆様のご理解をいただきながら、予算措置をして対応していきたいというふうに思っておるところであります。以上であります。

○議員（1番 近藤大介君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 近藤大介君。

○議員（1番 近藤大介君） まあ、在宅医療の点についてですね、あるいは在宅介護の点についてですが、本当に方向性は本当にそうだろう、そうだと思っています。ただ遠慮して言うておんのかどうかあれですけども、まあ確かに非常になんていうのですか、深い内容でありますので、そのある程度長いスパンでじっくり取り組みたいと、そういうのも分かるわけですけど、まあそげに遠慮しならずには是非できること、どんどんやっていただきたいというふうに思うわけで、それから先ほどの福祉活動支援事業についてもですけど、今の在宅介護の仕組みづくりも合わせてまあどちらもソフト事業ですよ、ソフト事業、やっぱりやっていく、より良いものにしていく、そこに欠かせないのは、やはり人の力、マンパワーなんだろうというふうに思うわけです。で、その近年、その福祉の分野については、まあ介護保険の制度ができたり、障害者自立支援法の関係だとか、後期高齢者医療の制度も今度できて、医療制度改革の中で午前中も同僚議員が質問されていましたが、メタボ健診のことだとか、非常に大小さまざまな制度が新しくできたり、大幅に改正されたりで、福祉担当の部署のスタッフの方は、本当に大変なのじゃないかなと、人の増やされてはおるようですけど、十分にスタッフが足りているのかということも若干心配しておるところであります。今年保健師が1名採用になっておるようではありますけれど、先ほど言った在宅医療、在宅介護の仕組みづくりをより一層進めていくためにも各種高齢者の方々が元気で健康に暮らせるような介護支援の取り組みだとか、あるいは要介護にならないような取り組み、是非ね、どんどんと進めていっていただきたいわけですけども、その辺スタッフ充分なのかどうかということの点とそれについての町長のお考えを聞いて最後の質問といたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。再質問に答弁させていただきますが、スタッフが、十分に足りているのかと言われりゃあ、担当課に聞きゃあ、足りませんというだろうというふうに思っております。と言いますのが、これはやはり際限のないある意

味では課題であります。充実すれば充実するほど、そういった取り組みが進んでいくんだらうというふうに思っておりますが、しかしながら一方で、財源、財政等とも考えながら職員定数の削減ということも今取り組んできているところでありますからそういった意味では、全体の行政の役割の中でやはり整理をしていき、少しずつ課題を絞った形での人員配置をしていくことが必要になってくるんだらうというふうに思っております。ただこの春、機構の見直しを行いまして、福祉保健課が持っておりました国保とか後期高齢者、こういった事業、あるいはいくつかの事業になりますけれど、それを所管変えをして住民生活課の方に持ってきておいて整理をいたしております。そういった中でも福祉保健課の陣容としては減員をさせておりませんので、そういった意味ではそんなに、今までよりは少しは何とか回っているのではないかなと思っておりますが、ただその専門職、そういう保健師とか栄養士という専門職、これについてはやはりこれから課題として増やしていく必要があるとわたしは思っております。

ただ正直申し上げまして、今年2名採用する予定で2名決めておりましたが、間際になって1人辞退ということになって止む無く今年1人しか採用いたしておりませんが、やはりこういった専門職としての必要性を十分に認識しているところであります。しかしいづれにしても行政だけでこの課題を全て対応していくのは無理でありますから、そういった意味でのマンパワーというのでいけば、行政職員だけではなくて、地域の中で、今のよった課題に理解をいただいご支援をいただく、そういった方々を増やしていく、そういった意識を高めていく、そういった取り組みも充実していかなければならないのではないかなというふうに思っております。以上です。

○議員（1番 近藤大介君） 終わります。

○議長（鹿島 功君） ここで5分間休憩いたします。

午後5時1分 休憩

午後5時5分 再開

（二宮淳一議員 出席）

○議長（鹿島 功君） 再開いたします。二宮淳一君から、本日付けで議員の辞職願が提出されています。

お諮りします。二宮淳一君の議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。したがって、二宮淳一君の議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

午後 5 時 6 分 休憩

午後 5 時 8 分 再開

追加日程第 1 二宮淳一君の議員辞職の件

○議長（鹿島 功君） 再開いたします。追加日程第 1、二宮淳一君の議員辞職の件を議題にいたします。地方自治法第 117 条の規定によって二宮淳一君の退場を求めます。

（二宮淳一君 退場）

○議長（鹿島 功君） 局長に辞職願を朗読させます。

○局長（諸遊雅照君） ここで二宮議員さんの辞職願いを朗読させていただきます。「辞職願い、私儀、今般、一身上の都合により、大山町議会議員を辞職したく、右お願い致します。平成 20 年 6 月 12 日 大山町議会議員 二宮淳一、大山町議会議長 鹿島 功様」以上であります。

○議長（鹿島 功君） お諮りします。二宮淳一君の議員の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。したがって、二宮淳一君の議員辞職を許可することに決定しました。二宮淳一君の入場を求めます。

（二宮淳一君 入場）

○議長（鹿島 功君） 二宮淳一君から発言の申し出がありましたので、これを認めます。二宮淳一さん、最後のごあいさつをお願いします。前で。

○議員（15 番 二宮淳一君） えー、突然のことではございますが、貴重な時間を拝借いたしまして、町民の皆様を始めといたしまして、議会の皆様、そして大山町長を始めとする幹部職員の皆様に議員辞職のごあいさつを申し上げなければなりません。全くの私事であり、恐縮の極みであります。

私は、平成 6 年 4 月の 55 歳のとき、旧名和町議会議員として、議会の末席をけがすこととなりました。以来、今日まで 14 年の長きに亘って、皆様のよきご指導のもと、努めてまいることができました。

この頃になりまして、私を取りまく状況が非常に厳しく、自身の健康問題、家族の健康問題が重なり、私自身、長期間あるいは療養しなければならないのかというようなことが発生いたしました。このままいきますと、この不況の中にある会社の経営にも影響を与えることが予想されます。誠に残念ではありますが、私が元気なあいだに、身の整理をすべきとの思いに至りました。

志なかばで去ることは、これまでご薫陶いただいた皆様に大変申し訳ない気持ち

でいっぱいではありますが、大山町のすばらしい未来に夢を馳せながら市井の片隅で見守っていきたいと思います。

皆様のご健勝とご活躍を祈りながら、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

[拍手あり]

散会報告

○議長（鹿島 功君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。次会は23日に会議を開きますので、定刻までに集合してください。ご苦労さんでした。

午後5時13分 散会